



重要文化的景観

「宇治の文化的景観」整備計画

I

宇治市

平成二十八年三月

重要文化的景観

「宇治の文化的景観」整備計画

I



2016. 3 宇治市



宇治市宣伝大使
ちはや姫 (新編みスタイル)

重要文化的景観
「宇治の文化的景観」整備計画

I

2016.3

宇 治 市

はじめに

平成21年2月12日に「宇治の文化的景観」が都市の文化的景観としては初めて文化財保護法に基づく重要文化的景観に選定されました。

「宇治の文化的景観」は、山紫水明の宇治川の景観を骨格に、平等院の創建に伴い形成された平安時代以来の街区を現在に至るまで継承し、宇治茶の生産から加工・販売までの生業景観を伝える、わが国民の生活・生業を考えるうえで欠くことのできない景観地として価値づけられました。まさに、宇治の個性的な歴史・風土が高く評価されたものと考えております。

文化的景観とは、今、目に映る景観を視覚的・表面的に理解するのではなく、その土地の自然風土や歴史文化を基盤としながら、その土地で生きてきた人々の活動の総体として理解することです。

その土地の個性の源であると言える文化的景観を、将来にわたって磨きながら伝えていくためには、建物や道路などのハード面の変化への対応に留まらず、地域の生活・生業あるいは文化などのソフト面に目を向けることが重要になってまいります。

本整備計画は、変化の速い宇治市街地部における文化的景観の保全と継承について、本市と関係機関の方々、市民の皆様とがその考え方と方向性を共有し取り組んでいくために策定したものです。是非皆様にご理解いただき、「宇治の文化的景観」の保全と継承に役立つことを願ってやみません。

最後になりましたが、本計画を策定するにあたり、丹念な調査を元に真摯に検討・協議をいただきました関係者の皆様に心からお礼を申し上げます。

平成28年3月

宇治市長 山本 正

例 言

1. 本書は『重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画Ⅰ』である。
2. 本書は重要文化的景観「宇治の文化的景観」の主に市街地に係る整備計画を取りまとめたものである。
3. 本整備計画は、平成23・24年度に北海道大学観光学高等研究センターに研究委託した調査研究成果を基に、宇治市文化的景観検討委員会の指導を得て、平成27年度に事務局が取りまとめたものである。調査研究の人員体制（当時）は次のとおりである。

西山 徳明（北海道大学観光学高等研究センター センター長）
八百板 季穂（北海道大学観光学高等研究センター 特任准教授）
清水 賢一郎（北海道大学メディア・コミュニケーション研究院 准教授）
宮城島 崇人（北海道大学大学院／観光学高等研究センター 学術研究員）
小林 史彦（金沢大学理工研究域環境デザイン学系 講師）
黒見 敏丈（岐阜女子大学家政学部生活科学科住居学専攻 教授）
清水 重敦（京都工芸繊維大学大学院工芸科学研究科建築造形学部門 准教授）
恵谷 浩子（独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所 景観研究室）
事務局：宇治市都市整備部歴史まちづくり推進課（杉本 宏・鷺田 紀子）
4. 本書をまとめるにあたり下記の図書を参考にした。また、本書に掲載する写真及び図の一部については、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所景観研究室のお世話になった。

『宇治市史』第1～7巻、昭和47～58年、宇治市
『「宇治の文化的景観」文化的景観保存計画書』、平成20年、宇治市
『宇治市文化財総合把握調査報告書Ⅰ』、平成23年、宇治市教育委員会
『宇治市歴史的風致維持向上計画』、平成24年、宇治市
5. 本書の執筆分担は下記のとおりである。

第1章：杉本宏
第2章1～2：清水重敦、3～4：宮城島崇人、5：恵谷浩子
第3章1－(1)、1－(5)：小林史彦、1－(2) -A：杉本宏、1－(2) -B、1－(4)：黒見敏丈、1－(3) -A：宮城島崇人、1－(3) -B：西山徳明、1－(6)：八百板季穂
第4章1－(1)、1－(2) -A～B、3：西山徳明、1－(2) -C～G、1－(3)、2－(1) -A、2－(4)、2－(5)：宮城島崇人、2－(1) -B、(3) -A：小林史彦、2－(2)、(3) -B～D：黒見敏丈、2－(6)：杉本宏
第5章：杉本宏
第6章：1～2：杉本宏、3：清水賢一郎
6. 本書の編集は歴史まちづくり推進課が行い、杉本と鷺田が実務を担当した。

目次

第1章 重要文化的景観「宇治の文化的景観」と整備計画	1
1. 整備計画の目的と内容	1
（1）目的	1
（2）内容	2
2. 重要文化的景観「宇治の文化的景観」の概要	2
（1）重要文化的景観の選定申出への経緯	2
（2）重要文化的景観の選定	6
（3）重要文化的景観の選定後の取り組み	15
第2章 宇治の文化的景観の特性と価値の再評価	24
1. 文化的景観の価値を構成する三つの層	24
2. 三つの層を通底するもの	25
（1）重層する都市構造	25
3. 歴史的変遷を経ながら形成された宇治独特の都市・建築文化	30
（1）土地利用の変遷から見る特徴	30
（2）中宇治の地形	35
（3）瓦屋根の町並み	35
（4）敷地奥行き方向の構成	36
4. 宇治橋通りを構成する建物と都市空間	36
（1）宇治橋通りを構成する建物	37
5. 茶生産・製造の有機的關係	44
（1）中宇治・白川の茶業成立の背景	44
（2）茶園の変遷	47
（3）覆下園での栽培の關係性	49
（4）中宇治地区での茶業	51
第3章 「宇治の文化的景観」の現状と課題	59
1. 文化的景観を構成する都市空間と建物	59
（1）土地利用の維持・継承に関する現状と課題	59
（2）宇治茶業に関する現状と課題	62
（3）宇治独特の建築文化に関する現状と課題	66
（4）宇治の界隈性に関する現状と課題	70
（5）域内交通に関する現状と課題	72

(6) 制度に関する認識や意識に関する現状と課題	74
第4章 「宇治の文化的景観」の整備の方針と方策	80
1. 宇治の文化的景観の整備の方針	80
(1) 本質的価値及び特性を構成する要素の整備の方針	80
(2) 整備の方針	81
(3) 建造物等の修理・修景及び保存の方針	84
2. 宇治の文化的景観の保全と活用に関する方策	90
(1) 土地利用の維持・継承に係る整備の方策	90
(2) 宇治茶業の継承と振興に関する方策	90
(3) 界隈性に関する整備の方策	91
(4) 建造物等の修理・修景に関する方策	92
(5) 文化的景観に貢献する改築新築物件の誘導に関する方策	93
(6) モニタリング	93
3. 宇治の文化的景観の活用に関する検討と方策	93
(1) 啓発活動の現状と今後のあり方	93
(2) まちづくりとしての文化的景観のあり方	94
第5章 重要な構成要素の修理・修景方針	95
1. 重要な構成要素に関する修理・修景	95
(1) 修理・修景の方針	95
(2) 修理・修景事業の仕組み	95
2. 家屋に関する修理・修景の方向性	95
第6章 選定地の追加拡大の方針	114
1. 選定地追加の方針	114
2. 白川地区	114
(1) 地区の概要	114
(2) 文化的景観の特性調査	115
3. 黄檗地区	124
(1) 黄檗山萬福寺の歴史性、文化的・景観的特性	125
(2) 茶業との関連における黄檗の重要性	127
(3) 音風景（サウンドスケープ）としての文化的景観	128
(4) まとめにかえて	130
参考資料	131

第1章 重要文化的景観「宇治の文化的景観」と整備計画

1. 整備計画の目的と内容

(1) 目的

本整備計画は、平成21年2月12日に重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」の市街地における整備の方針と方策について取りまとめたものである。

本整備計画に先立つ「宇治の文化的景観」の保存管理計画については、平成20年7月28日付での選定申出の際、『「宇治の文化的景観」文化的景観保存計画書』として策定した。文化的景観における保存と管理については、当該文化的景観の価値を保全しその変化を適切に導くことにあり、そのための法令に基づく行為制限、現状変更等の取扱い、当該文化的景観を構成する重要な構成要素をとりまとめ、当該文化的景観の価値の所在に関する調査成果を基にした本質的な価値を明示し、その保存管理の方針を示したものである。

したがって、選定後に実施される文化的景観の本質的価値の保全と継承に係る取り組みを、より一層確実に導くためには、価値の所在と整備さらには活用の方針や方策を具体的に提示し、行政内部はもちろん地域住民等の関係者との共通理解を図る必要があり、この目的をもって本整備計画は取りまとめられている。

文化的景観を認識する場合、景観として立ち現れる土地利用の在り方は、その景観を作り上げてきた人々の生活や生業等の無形の要素と不可分な関係にある、という視点が重要である。すなわち景観は視覚認識にとどまらず、その土地の自然風土を基盤としながら、そこで生きてきた人々の活動の総体であり、地域の歴史と文化の総和としての表現形と理解するからである。このため、文化的景観の保全にあたっては、たとえば重要な建物や街区の保全という現象面への対処はもちろんのこと、現象面を作り上げてきた生活や生業あるいはその土地の固有の文化などの無形の要素に目を向け、将来にわたってどのように継承するかという手法の一つとして、この整備計画を捉えることが肝要である。

もとより文化財保護法による文化的景観保護制度は、文化的景観を「景観地」として指定するため、選定にあたって基盤となる景観法や都市計画法等関係法令との調整を行ったうえで有形の要素のみを対象としており、人々の生活や生業あるいは文化のような無形の要素は制度としては対象外となる。しかしながら、文化的景観の価値を支え



図1 宇治市の位置

る個性や風情は、成立基盤としての無形の要素の保全・活性化と緊密に関係するため、文化的景観保護施策は伝統産業育成、観光施策、地域学習等の自治体諸施策や地域住民の活動と一体的に推進されるべきものであり、本計画がそれらを結ぶ役割を期待される。

(2) 内容

本整備計画は、宇治市文化的景観検討委員会の下に学識者によるワーキンググループを設け、平成23・24年度に現地調査を含め指導助言・提案をいただいた成果をベースとして、事務局である本市都市整備部歴史まちづくり推進課がとりまとめをしたものである。

内容としては、

第2章で現状調査にもとづく宇治の文化的景観の特性と価値を再度確認し、

第3章で文化的景観の整備にあたっての課題を取りまとめたうえで、

第4章で文化的景観の整備についての方針と方策の具体的イメージを示した。

第5章では、選定後に修理・修景事業が進む重要な構成要素の特に家屋について、その修理・修景方針を示すこととした。

また第6章では、当該重要文化的景観の追加選定対象地区である白川地区と黄檗地区について状況を取りまとめ、今後の取り組みの方向性を確認することとした。

この整備計画は、後述のように一定の現状調査を踏まえたうえで提案するものであるが、社会変化のみならず人々が生活を続けて行く中で、景観として表現される景色は刻々と変化を続けることは言うまでもない。このため、今後ともモニタリング等によって変化の実態把握に努め変化の有様を踏まえるとともに、本計画では至らなかった部分を加え、見直しを含め発展的かつ現状に即して整備計画は改定され続けてゆく必要がある。

2. 重要文化的景観「宇治の文化的景観」の概要

(1) 重要文化的景観の選定申出への経緯

A. 宇治市の概要

宇治市は京都市伏見区の南に接し、京都と奈良を結ぶ交通の途中に位置する。市域の東半分が琵琶湖へと続く山間部となり、西半分が宇治川・木津川によって開かれた南山城盆地と昭和16年まで存在した巨椋池の干拓地に含まれている。市制施行は昭和26年であり、宇治郡東宇治町、久世郡宇治町・槇島村・小倉村・大久保村の2町3村が合併して宇治市となった。面積67.54km²、産業としては伝統的な宇治茶関係産業



図2 宇治市の範囲

と豊かな自然と文化財を基盤とする観光業を特色とし、そこにレイヨンをはじめとする工業が加わっている。

市制施行時の人口は3万8千人ほどであったが、昭和30年代の高度経済成長期以降、大都市近郊型の衛星的住宅都市として急速な人口増が始まり、昭和45年に10万人を突破、平成7年には18万人を超えたものの伸び率は鈍化し、平成25年の19万2千人をピークに現在は減少を始めている。この人口増は、実態としては近世以来の歴史的市街地や農村部周囲の田・茶園あるいは里山を開発してのものであり、近世以来の景観を比較的保っていた市域の環境が急速に変化した時期でもあった。

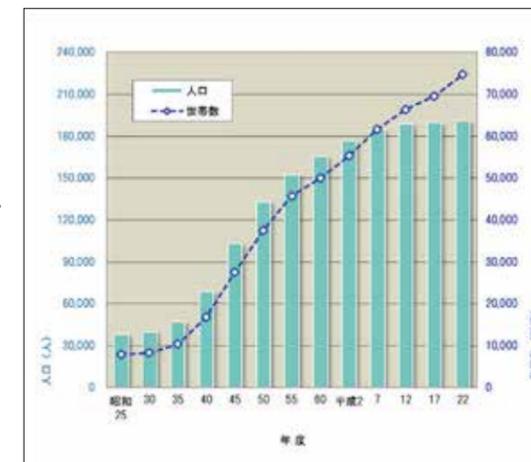


図3 宇治市の人口・世帯数の推移

伝統産業である宇治茶生産の茶園面積は、この人口増加と反比例して減少を続けている。近世には、茶園は市街地内や市街地近辺の丘陵裾部のみならず河川敷部にも広がりを見せていた。近代化のなかでも、茶園は大きく減ることなく継承されてきた。太平洋戦争期に茶業全体は停滞するものの、戦後の農業政策の中で回復を続け、昭和32年には茶園面積は約176haまでになっていた。しかし、人口増加に伴う宅地開発とお茶に代わる飲料の広がりの中で茶園面積は一転して減少をはじめ、昭和50年には102ha、平成7年には83.8ha、平成22年には77.8haまでとなっている。現在は微減となっているが、それまでは目の前から確実に茶園が姿を消していくことが実感できる変化が続いた。

観光は風光明媚な宇治川の遊覧と両岸に展開する平等院等の文化財を主体とするもので、景勝地宇治として古くからの京都郊外の名所であった。観光入込客数は、戦後経済の順調な伸びの中で増え続け、平成に入ったころは年間300万人から400万人の間程度になっていた。平成17年頃から明確な増加傾向となり平成20年には556万人となっている。その



図4 宇治川周辺の俯瞰写真(西から 平成22年)

後一旦減少をするが、現在は外国人観光客の増加が顕著であり、平成27年度は最高の入込客数を記録しそうである。

B. 文化的景観地の概要と申出の経緯

古代国郡制下での「宇治」は、宇治郡として現在の市域北部から京都市東部の山科区などを含めた広い範囲であった。狭義の宇治は、宇治川が山間から流れ出す谷口部辺りを指し、かつての宇治郷がそれにあたるが、宇治川が郡界となっており東岸側が宇治郡、西岸側が久世郡となり、川を挟んで両方に宇治郷は存在した。近世の代官支配の宇治郷はこの両方を含むものとなり、近代の宇治町はそれを基にしている。

さて、宇治は古来より宇治川渡河点として交通の要衝地であり、記紀等にも宇治の渡が記載されている。この宇治川に最初の本格的架橋が行われたのは大化2年(646)のことと伝え、橋の兩岸域に渡河点集落が発達したと考えられる。特に藤原道長が宇治に別業を求めて以来、貴族邸宅の集中造営に呼応して西岸側に街区が造成されたが、この平安期街区が現在の宇治地区に継承され、町の骨格を形作っている。宇治川を中心とした自然美に誘導された別業都市宇治の性格は、観光のまち宇治として現在まで継承されている。

中世になると、平安貴族の退転にあわせて街区に町家が広がり、鎌倉期に茶の栽培方法が伝えられたことにより、お茶どころの性格を急速に強めていく。中世後半期での茶の湯の確立頃には、宇治茶は日本一の名声を博し、江戸期には特権的身分の茶師達が屋敷を構

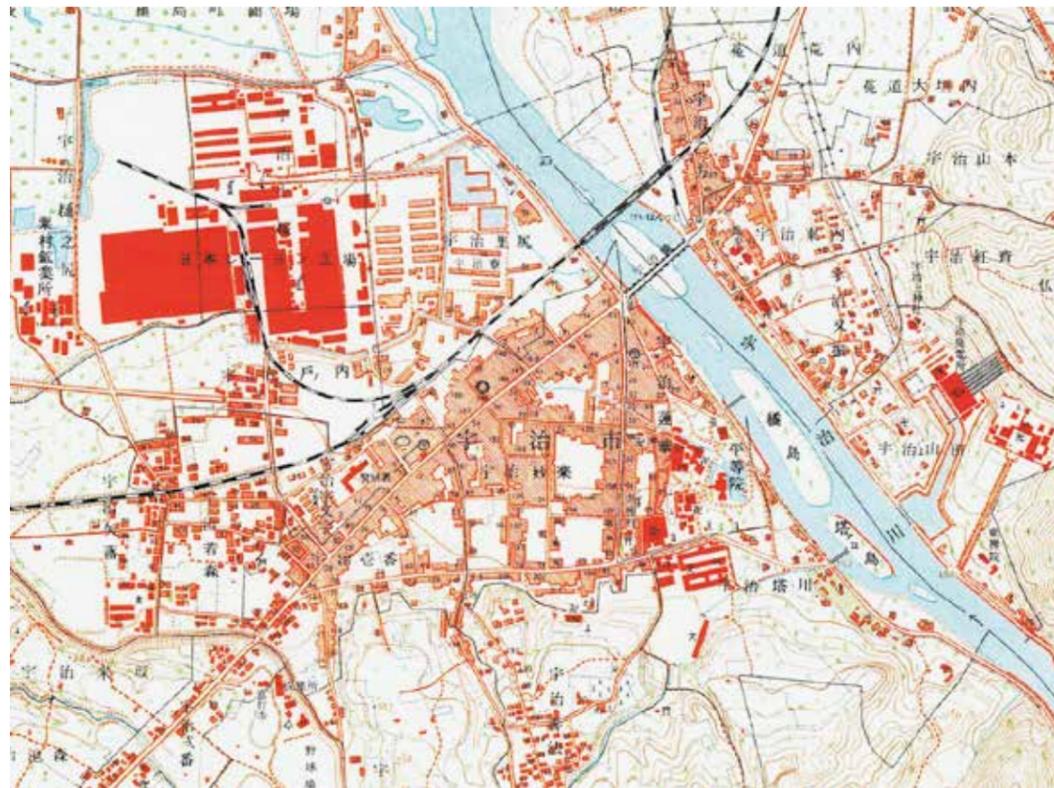


図5 昭和26年の宇治市制施行時の旧宇治町部分

え、将軍家献上茶をはじめ高級碾茶の生産で賑わった。

近代以降も玉露などの高級茶の振興で生産を伸ばし、町中には大小さまざまな茶商の家屋や付属する手工業的な製茶工場や出荷場が建てられ、茶に関する特色ある都市景観を形成した。これらを支えたのは、明治29年(1896)のJR奈良線の前身である奈良鉄道株式会社による宇治停車場開設、大正2年(1913)の宇治川電気株式会社による宇治発電所の運転開始などの近代化がある。また大正15年(1926)の日本レイヨン宇治工場の建設は、この町に新しい産業の顔を作ることとなった。



図6 鳳凰堂背後の高層マンションの様子(平成20年)

宇治川周辺域は都市計画法に基づく風致地区および京都府風致地区条例に基づく特別風致地区及び自然公園法に基づく琵琶湖国定公園となっており景観が保たれてきたが、それに隣り合う宇治の市街地の大半はこれらの範囲が及ばず、第一種住居地域を主体としながら近隣商業地域や高度制限のない商業地域を含み、景観保全上弱点となっていた。それでも大きな景観問題が発生しなかったのは、古くからの町家が維持され、落ち着いた町並を継承してきたことによる。しかし、近年の社会変化の中で古くからの町家が減少し、新建材による住宅やマンションなどが建てられはじめ、特に平成6年の世界遺産登録直後に市街地で建設が開始された45mの高層マンションは鳳凰堂借景の景観阻害を引き起こし、景観保全への取り組みを本格的に始めるきっかけとなった。

対応の最初は平成14年3月制定の「宇治市都市景観条例」であり、平成15年3月に「宇治市都市景観形成基本計画」を策定し、景観法施行に伴い平成17年3月に景観行政団体となった。平成18年1月に高度地区の変更を行い、平成20年4月に「宇治市良好な住環境の整備及び景観の形成をはかるためのまちづくりに関する条例」(通称「宇治市まちづくり・景観条例」)を施行するとともに宇治市景観計画を策定した。現在、世界遺産地区でもある宇治地区は景観計画重点区域となっており、高

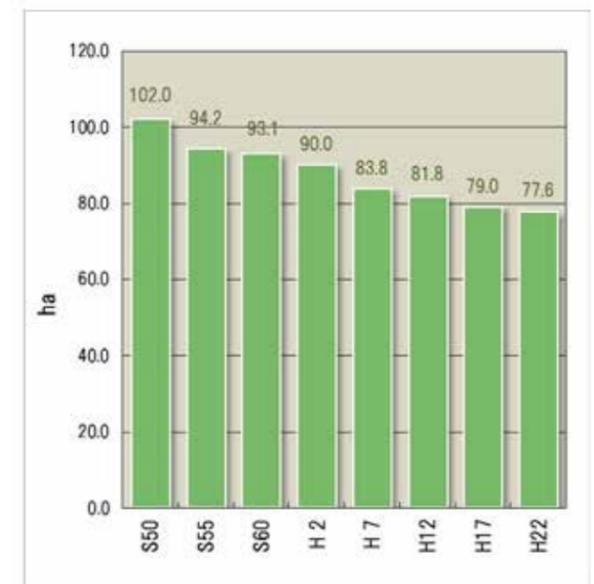


図7 宇治市内の茶園総面積の推移

度制限や大規模建築物等誘導基準の変更をし、建築物、工作物の届出を課した景観誘導が行われている。

宇治茶に関しては、主に観光客を対象とした小売型の茶店舗や古くからの茶問屋の軒数は、現在のところ安定した推移をみせているが、茶園や茶の栽培から製茶加工まで行う茶生産農家の減少が認められる。茶園は、かつては宇治地区の町中やその周辺でも多く存在したが、今は一部を除き宅地化されて減少し、白川地区などの山間や谷間あるいは宇治川右岸沿いにまとまって残されつつある。現在の茶生産農家の多くが、茶栽培を行いつつ製茶の技を機械化した近代的な共同製茶工場の運営へと移行しているなか、宇治地区に伝統的な家屋を構え、茶葉栽培と昔ながらの製茶工場での手工業的な製茶加工を伝える茶生産農家も数件が残るのみとなっており、伝統的なお茶の町の風情が町中から失われつつあることは確かであった。

この認識のもと、ふるさとの美しく個性的な景観を守り未来に伝えるため、地域の伝統と文化から生み出されてきた景観の有様を確認し、その継承を図り、地域社会が持続的に発展してゆくよう文化的景観の取り組みを始めることとした。

(2) 重要文化的景観の選定

A. 申出と選定

文化的景観の正式な取り組み開始は平成19年4月である。文化庁の国庫補助事業として保存調査を開始し、平成20年7月に保存調査成果と保存管理計画を取りまとめ申出を行っている。申出地区は宇治地区及び周囲に点在する茶園とし、京都府宇治市宇治・白川他の面積228.5haを申出した。今後は白川地区の予定面積約291.5ha、黄檗地区の予定面積約26.7haをはじめ、宇治地区の河川範囲等拡大172.1haを順次申出し、予定総面積718.8haの重要文化的景観地区を構築する予定とした。

重要文化的景観「宇治の文化的景観」の選定は平成21年2月12日であり通算10件目、都市の文化的景観として最初であった。

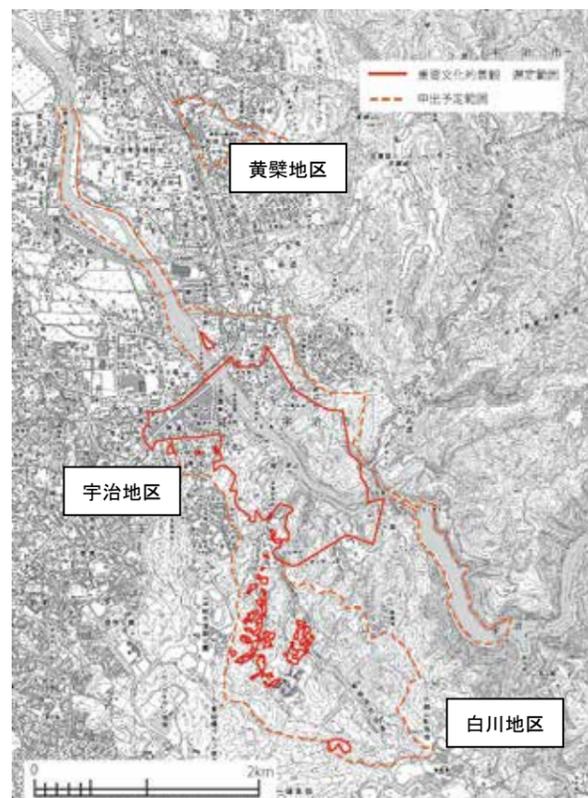


図8 重要文化的景観選定地区と予定地区

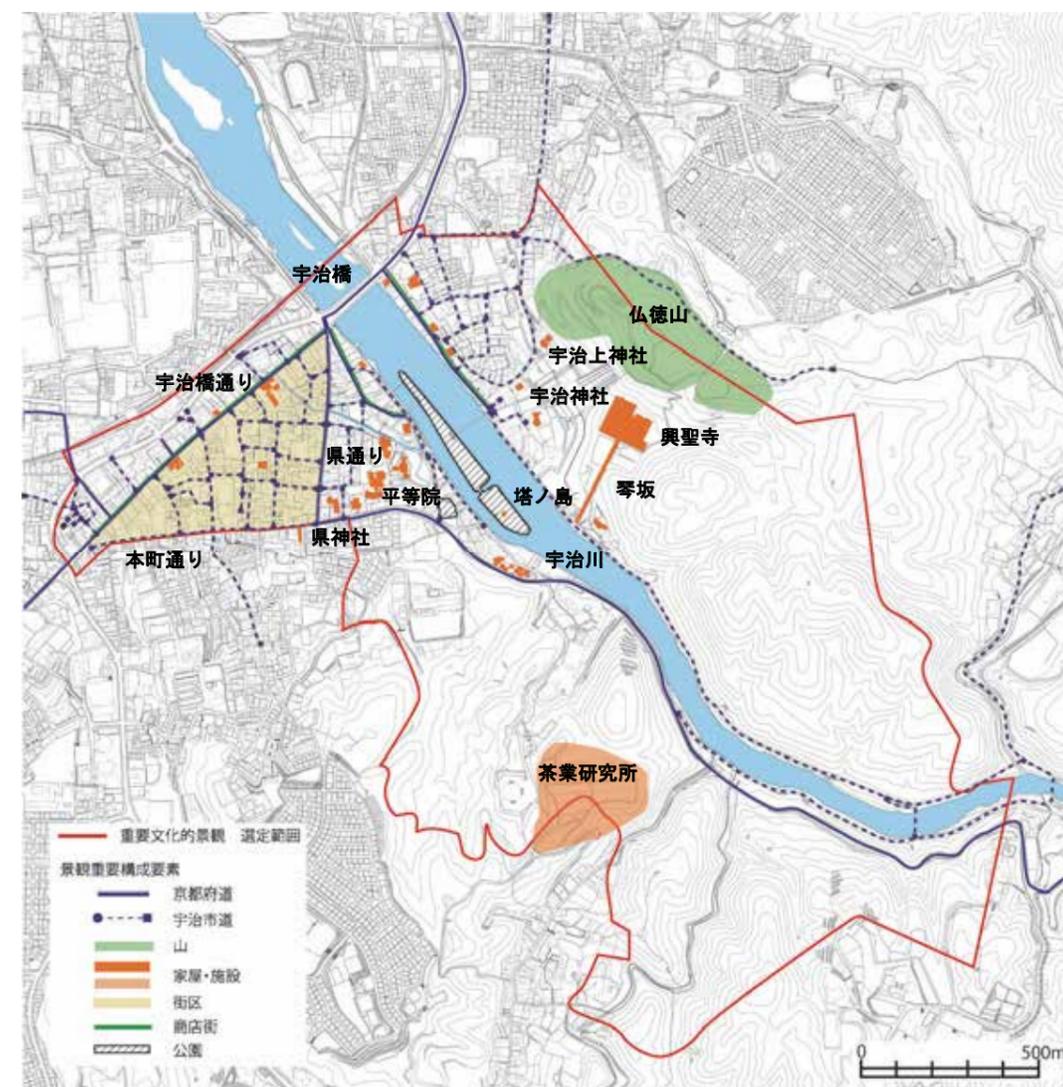


図9 重要文化的景観に選定された宇治地区の範囲と重要構成要素

選定基準については複合景観であり、下記の分類が複合して適合する、となった。

- (一) 水田・畑地などの農耕に関する景観地
- (五) ため池・水路・港などの水の利用に関する景観地
- (六) 鉱山・採掘場・工場群などの採掘・製造に関する景観地
- (七) 道・広場などの流通・往来に関する景観地
- (八) 垣根・屋敷林などの居住に関する景観地

B. 専門委員会

この取り組みに関する専門的検討組織は、文化庁及び京都府教育委員会の指導の下に教育委員会歴史資料館を事務局として平成19年9月12日に宇治市文化的景観検討委員会を組織した。平成21年4月に文化財部局が教育委員会から都市整備部に異動したため、事務

局を都市整備部歴史まちづくり推進課に移した。また、独立行政法人奈良文化財研究所景観研究室からは研究指導を得ている。委員会構成は下記のとおりである。

(平成19年9月現在)

- 委員長： 篠原 修 (政策研究大学院大学教授、景観デザイン)
- 副委員長：上原 真人 (京都大学教授、考古学、宇治市文化財保護委員会委員長)
- 委員： 仲 隆裕 (京都造形芸術大学教授、造園学)
- 委員： 吉原 嘉奈子 (漆芸家・学術博士、産業工芸・意匠領域)
- 委員： 石井 章一 (宇治市都市整備部長、平成21年3月31日まで)

(平成28年3月現在)

- 委員長： 篠原 修 (東京大学名誉教授、景観デザイン)
- 副委員長：上原 真人 (京都大学名誉教授、考古学、宇治市文化財保護委員会委員長)
- 委員： 仲 隆裕 (京都造形芸術大学教授、造園学)
- 委員： 吉原 嘉奈子 (漆芸家・学術博士、産業工芸・意匠領域)
- 委員： 上杉 和央 (京都府立大学准教授、歴史地理、平成21年8月10日から)
- 委員： 清水 重敦 (京都工芸繊維大学准教授、建築学、平成25年3月1日から)
- 委員： 阿部 大輔 (龍谷大学准教授、都市計画、平成25年3月1日から)

C. 文化的景観の名称について

申出にあたっては、当該文化的景観の特徴を示すフレーズが求められている。本件については当初「お茶と歴史のまち宇治の文化的景観」を検討したが、最終的に「宇治の文化的景観」とした。「宇治」という言葉が醸し出す豊かなイメージを「お茶と歴史」に単純化させるべきではない、という判断である。

後述するように「宇治」には様々なイメージがある。現在の「宇治」は平等院と宇治茶と古典文学『源氏物語』のイメージが主流であろうが、江戸から明治の人々にとって「宇治」は『源氏物語』よりも軍記物である『平家物語』をイメージさせた。この地は平家追討の先駆けとなった源頼政の平等院での敗死、宇治川先陣争い、宇治橋合戦などの歴史的事実を背景とした『平家物語』の名場面には事欠かない。『源氏物語』への移行は明治から徐々に進むが『平家物語』の古戦場を求めて宇治を訪れる人は、じつのところ今も多い。近年拍車がかかる官民一体の政策的『源氏物語』イメージ形成に覆われつつも、『平家物語』に描かれる源平武将の合戦譚は、宇治イメージの基盤として確固たる地位を保ち続けていることに疑いはない。

また古代史に詳しい人は古墳時代の大王たちのいわゆる「倭五王の時代」を思い起こすだろう。仁徳天皇即位前記として、宇治に宮を構えた悲劇の皇子菟道稚郎子の伝説は『古事記』『日本書紀』『山城国風土記』など古代の書物に描かれ、古代王権のあり様を伝える事件として知られている。そしてその悲劇の皇子は宇治の始祖王・地主神として宇治神社・宇治上神社に祭られ今に篤く崇敬されている。

これら歴史・古典文学・伝説・産品にかかわる宇治のイメージは、宇治の歴史の厚みを

背景としてじつに多様であり、宇治川を骨格景観として兩岸に展開する社寺・市街地を含む風情は、明らかに象徴性を持つ景観として意識されているという認識である。

D. 景観計画と行為規制

a. 景観計画

平成20年4月に策定した「宇治市景観計画」は、市域全体を景観計画区域とし良好な景観形成を目指しつつ、特に良好な景観形成が必要な範囲については、強化した景観形成誘導指針を適用した景観計画重点区域として誘導することとしている。文化的景観の保存と継承を担保する制度的基盤は、この景観法に基づく景観計画とし、重要文化的景観に選定申出を計画する範囲については、事前に景観計画重点区域として調整することとしている。また選定後であっても状況に即して本制度の理念と目的に沿うよう文化的景観保存計画を見直すことも含め、景観計画との調整を図りつつ運用することとしている。

b. 行為規制

重要文化的景観の保全にかかる行為規制については、宇治市景観計画による景観計画重点区域の設定によって総ての建築物・工作物・広告物の新設や改修には届出が課せられる。また今回選定された宇治地区では、重要文化的景観の景観重要構成要素に関する規制以外にも文化財保護法による国宝の指定、重要文化財の指定、史跡及び名勝の指定、京都府文化財保護条例による名勝の指定、文化財環境保全地区の決定、宇治市文化財指定条例による有形文化財の指定、河川法、農地法、都市計画法による風致地区の指定、生産緑地の指定、京都府風致地区条例による特別風致地区の指定、自然公園法による琵琶湖国定公園に伴う公園計画などによって行為規制がされている。

E. 重要な構成要素

平成20年7月の文部科学省令第24号によって、平成17年文部科学省令第10号で定められていた重要文化的景観の選定及び届出等に関する規則が改正され、申出の際に定めるべき文化的景観保存計画に「当該文化的景観を形成する重要な構成要素」(以下「重要な構成要素」)を記載することとなった。重要な構成要素とは「形態・意匠等が独特であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素」と定義され、都市域においてはその所有者等の同意を得て申出を行うこととなった。

それまでの申出手続きは、申出範囲総ての土地所有者及び占有者・権原者等の同意を得ることとなっていた。農村部と違い、土地が細分され多数かつ多様な土地所有者・占有者等が居住する都市域において、従来手続きは余りに困難であり、都市域の申出を予定するにあわせての省令改正であった。これによって都市域の重要文化的景観の維持継承は、法による誘導と支援対象としての重要な構成要素と、景観計画に誘導を委ねた一般的な構成物件とに分かれることとなった。

宇治地区の重要な構成要素は、前述した文化的景観の特性に合わせて13種91件(巻末参考資料)を特定した。種類と件数は、河川2件、山2件、坂1件、道53件、橋1件、社

寺13件、家屋10件、商店街3件、公園1件、茶畑2地区、研究所1件、街区1件、遺跡1件である。域内の宇治川と井川の2河川、仏徳山や朝日山あるいは琴坂など名のある山や坂、市道・府道になっている古くからの総ての道をはじめ、茶に関係する公共施設や近代に整備された公園等公共施設は基本的に重要な構成要素とした。社寺については平等院や宇治上神社等国宝指定物件を含め近世以前のもは総て重要な構成要素とした。家屋については茶業・観光・近代化の視点において形態・意匠が独特で代表的な家屋を特定した。あわせて地方税法第349条の3による固定資産税措置物件として文化庁に通知することとした。また、まちの賑わいに関する不可欠な要素として商店街を特定した。特に公共施設の重要な構成要素については、景観計画の重要公共施設と合わせている。

宇治地区の場合、歴史的な街路に留まらず平安期から継承する空間として街区を重要な構成要素として取り組んだが、結果的に地元総ての同意を得ることが困難であった。また、この歴史的な街区・街路の真実性を担保する遺跡(宇治市街遺跡)についても道路等公共用地の同意となった。

F. 文化的景観の特性と価値

a. 自然及び文化的な特性

琵琶湖を發する宇治川は、山間を縫いつつ峡谷景観を造り出し、宇治に至って谷口部から平野に流れ出す。宇治橋付近での川幅は150mと広く、かつ河床傾斜が強いため流速が速い。急流宇治川は、源平の宇治川先陣争いを引くまでもなく古来より著名であった。峡谷を流れる川の険しさを残し、低くも峻険な山丘が平野に移行する谷口地形という境界的地形変化に富んだ骨格景観は、顕著な宇治の自然的特徴である。

このような景観美に着目し、別業を核とする都市形成を促し、宇治に独特の個性とイメージを与えたのは平安貴族達であった。宇治は平安京遷都とともに、都への近さと風光明媚な土地柄から貴族の別業(別荘)が建てられ始めた。10世紀末、宇治川西岸に別業を構えた藤原道長は、この邸宅に多くの貴族を招き、舟遊びや詩歌管弦を催している。これ以降、宇治は藤原一門の別業の地として、急速に発展を遂げることとなる。また同時代に著された『源氏物語』では「宇治十帖」として貴族邸宅あるいは里の風景そして宇治川の様子が描かれている。ことに冬の早朝に川面から湧き立つ「宇治の川霧」は『源氏物語』の一場面ばかりでなく、勅撰和歌集などでも宇治の代表的な風情として詠み込まれている。

浄土教興隆の中、道長の宇治別業は永承7年(1052)に長子頼通により華麗な鳳凰堂を擁す平等院となり、



図10 宇治川谷口部の景観(平成20年)

対岸に離宮社(宇治神社・宇治上神社)が整備された。この社寺の配置計画は、当時の記録にみるように、此岸から彼岸への教理的連続性が、宇治川を挟んで離宮社のある東岸山丘(此岸)から西方極楽浄土の教主阿弥陀如来を本尊とする鳳凰堂のある西岸(彼岸)へという地形に仮託されたもので、このような自然空間への宗教性の付与も、河川が持つ境界的性格と美しい宇治の自然景観に対する平安貴族の審美眼と宗教観の複合的な文化意識から生み出されたものとしてよい。

江戸時代になると、宇治川東岸には新たに複数の社寺が造営され、平等院を含め社寺詣が活発化するとともに、宇治川での舟遊び、螢狩り、鮎とりなどの遊覧も活況を呈し、川岸に旅館や料亭が建てられていった。このような宇治川の遊覧は、明治以降現代まで受け継がれ、平安時代に見られた宇治川の鵜飼は昭和初年に復活している。

さて、宇治橋を視点場として上流を望む宇治川流軸景は、眼前に音をたてて流れる川面、遠景に順次奥行きを増す山丘、兩岸に社寺仏閣や家屋・豊かな岸辺樹木を一望する眺望景観となっており、宇治の景観認知上最も意識される場所となっている。この景観認知は、景観保護がされてきた宇治川の景観美からのみ誘発されるものではなく、集中する社寺仏閣から放たれる厳かな宗教的雰囲気、『源氏物語』から発せられる平安王朝への憧憬感覚、宇治橋の歴史性が發する遠く飛鳥時代や源平期への記憶などが融合し、山紫水明型の宇治川に内在する個性的な文化的景観を構築しているといえよう。

b. 歴史的な特性

宇治川西岸区域は、平等院背後に古くからの宇治の町が広がる。俗に「中宇治」と呼ばれる地域である。ここの主要街路は直角二等辺三角形を呈している。この直角辺を構成する東西道の本町通りと南北道の県通りの2本、そしてこの二辺を結び斜行する、中心街である宇治橋通り(新町通り)である。またこの町の区画は、基本的には本町通りを南辺、県通りを東辺とし、その中を東西南北の小道で碁盤目状に割られている面的な範囲(宇治街区)と、宇治橋通りとそれに直行する短冊型地割が形成される通り沿いの細長い範囲(宇治橋通街村)とに二分されることが理解できる。いわば、宇治の歴史過程の中で2つの町割が融合し、一体化しつつ継承されているのである。

この宇治地区一帯に埋蔵されるのが宇治市街遺跡であり、宇治の都市形成過程を証明する重要な遺跡となっている。25年を超える宇治市街遺跡の発掘調査の蓄積は、この宇治街区の形成が平安後期に遡り、平等院造営以後に盛んに造営された藤原氏一門の別業群に由来することを解きあかし、宇治橋通街村の成立は藤原氏退転後の町家形成の中で成立したことを解明した。すなわち平安時代における宇治は、宇治川東岸の離宮社を核とするエリア、宇治川西岸の川よりに平等院エリア、その西に接して別業群(小川殿、小松殿、西殿などが記録に残る)が集中する宇治街区エリアとなり、宇治川を基軸にゾーニングされた広大な別業都市を形成していた。

当時、宇治街区の街路は都に倣い「大路」名で呼ばれ、大和大路(現在の県通り)や小河大路、成楽院東大路などの名称が記録に残る。ただし実際の宇治街区は、古代条坊制のような高い規格性を示す方形街区ではなく少し歪んだものとなっており、同時期の白河など平安京近郊に形成された院の都市的場所と類似する。これは都城などの国家計画の古代都市とは違い、権門が造り上げた都市的場所の性格反映であり、中世への胎動期における都市的形態の一類型として注意すべきものと考えている。



図11 宇治地区の二つの時期の街路

時代のうねりの中で宇治から藤原氏が退転し、別業群が廃絶した後に宇治街区の北側に一部重なりつつ一之坂と宇治橋間に宇治橋通り(新町通り)が施設され、この通りに沿って町家が形成された。旧来の街路沿いにも町家の形成が進んだものの、宇治橋通りが宇治の中心軸となり現代に継承されているのは、いわば歴史の必然である。

宇治地区の街路・街区は、茶業が盛行した江戸期、またレイヨン工場が隣接地域で稼働し産業の近代化が促進され工場労働者が急増した昭和初期において、通りに面して鉄筋の百貨店などが建てられ急速に商店街が形成されてゆく中でも、基本的な変化はなかった。昭和51年に車輛の町中への進入通過を緩和するため、地区に接した北側に都市計画道路の市道宇治橋若森線が施設されたが、これが街路形態に変化を付け加えたものとして挙げられ、現在はこの都市計画道路沿いに新たな町並みを生み出しつつ、歴史的な街区との共生が図られつつある。

このように、都市景観の骨格構造である宇治地区の街区・街路構成は、歴史的にも特筆できる歴史都市宇治を跡付けるものといえる。

c. 生活又は生業の特性

宇治の特産品としての宇治茶は余りに著名である。茶生産の主体は、伝統的には抹茶として用いる碾茶であるが、近代以降は玉露などの高級茶の生産も行われるようになった。現在も碾茶生産量は、宇治を主体に京都府生産量が全国合計の半分を占め、静岡県の4倍以上となっている。茶の栽培方法は、全国で行われている露天園ではなく、茶摘み前に棚を組みヨシズや遮光シー



図12 大正期頃の宇治の覆下茶園

トで茶園全体を被覆する覆下茶園が主体であり、宇治独特の茶園景観を形成している。なお、現在一般的に使われる「茶畑」という言葉は宇治地域では古くは使われず「園畑」と呼んでおり、現在も「茶園」と称することが多い。

宇治茶生産の特徴として、茶園等の第1次産業から、製茶などの加工に関する第2次産業、流通・販売に係る第3次産業までの産業部門が明確に区別・分業されないことがある。現在、茶園は市内外の山間や農村域に主に展開するが、近世の絵図を見ると街の周辺部だけではなく、街中の空間地に茶園がけっこうな割合で認められ、町家群と茶園とが入り混じっていたことが理解できる。「茶園の海に宇治の町が浮かんでいる」という表現が思い浮かぶ。現在の宇治市街地は家屋や諸施設が密集し、わずかな茶園が耕作されているにすぎないが、じつはこのような近世的景観は縮小しつつも40年ほど前までは普通に見られたものであり、高度経済成長を背景とする都市化の中で急速に失われた景色である。

宇治地区の町家も、このような特徴的な状況をよく反映している。茶園の経営を行う茶生産農家は生茶葉を出荷するのではなく、製茶(荒茶)を行い製品として出荷する。宇治地区に居住する伝統的な茶生産農家は、間口が狭く奥行きのある敷地の通り沿いに主屋を構え、その裏に家内工業的な製茶工場を付設していた。江戸期は炭燃料の小規模な乾燥炉(ホイロ)を用いていたが、明治には煉瓦製の長さ10mに及ぶ乾燥炉(堀井式)が考案され、生産性が飛躍的に伸びることとなった。またこれら荒茶を購入し、葉や茎の部分別に仕分けしたり、ブレンドして高付加価値化した宇治茶に仕立てて全国へ出荷販売することが茶問屋の仕事となるが、その茶問屋も茶園を経営し一貫生産を行っていることも珍しくない。茶問屋の家屋は間口が広い場合が多く、その裏に中庭と製茶工場から保管庫、出荷場までを備えている場合が通例である。ただし茶生産農家も茶問屋も、今では伝統的な形で製茶を続けている家やその形態を残すところは少なく、かつて街中に数多くみられた煉瓦製碾茶乾燥炉も今は2基だけとなった。多くは郊外に近代的な製茶工場を設けている。

このような茶問屋の所在場所は、宇治橋通りや県通りなど、江戸期に活躍した宇治茶師の確認できる場所と概ね重なり合う。現在の茶問屋の中には宇治茶師時代の家屋を継承するところもある。すなわち、宇治茶が盛行した江戸期における宇治茶の伝統は、幕藩体制崩壊による宇治茶師の特権的身分の消滅を伴って大きく変容したものの、近代的再編を受けながら現代へと継承されている。

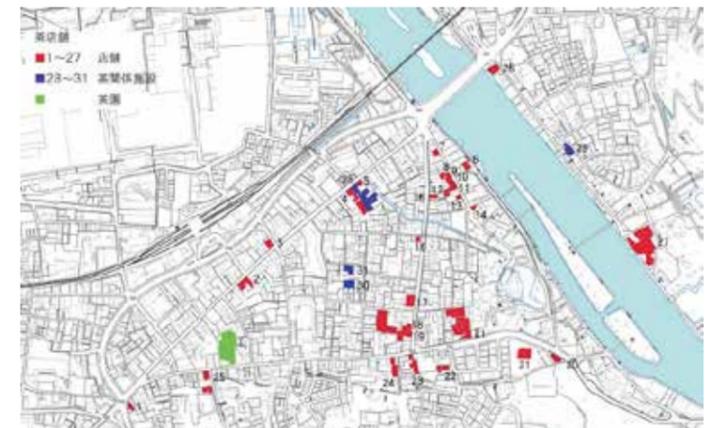


図13 宇治地区の茶業関係施設分布(平成22年)

現在、平等院表参道沿いに

は小売りの茶店舗が集中して軒を連ねている。このような茶に関する町並み景観が形成されたのは昭和20年以降のことで、修学旅行をはじめ平等院への観光が伸びてゆく中で、新たに形成された宇治茶の都市景観である。

このような生業に直接関係する要素以外に、宇治地区は茶文化と関連する事柄が多々認められる。宇治茶の名声は室町時代後半に確立するが、次第に地域産品総称としての「宇治茶」名のみならず、茶園別に品質が評価されるようになる。いわゆる「宇治七名園」の成立である。これに呼応して地下水の豊かな宇治では、茶の湯に使う「七名水」も成立し、宇治地区各所の湧水がこれにあてられた。平等院鳳凰堂を囲む阿字池は、山側から湧出する地下水をその水源とするが、この湧出点2ヵ所も阿弥陀水と法華水として七名水に選ばれている。平安貴族が来世を祈った平等院の浄土庭園にも、名水を介して茶文化が重なる。この七名水も、昭和初期の繊維工業利用による大量汲み上げや開発を契機に急速に枯渇し、現在、宇治上神社境内の桐原水のみとなっている。

宇治橋は上流側に三の間と呼ばれる張り出し施設を持つ。この存在が宇治橋の特徴であり、絵画における宇治橋表現の記号となっている。三の間は、本来は宇治橋の橋脚の西から三つ目の間のことで、ここから豊臣秀吉が宇治川の水を汲み上げ茶の湯に使用したという故事が伝えられている。現在の献茶祭でも、三の間から宇治川の水を汲み上げ、興聖寺で奉納する儀式が行われている。

宇治茶に関する景観は伝統的な生業と生活を伝える個性的なものであり、かつ茶生産に培われた文化は茶の湯とも結びつき、宇治の風景の中に溶け込んでいる。

d. 文化的景観の価値

このような諸特性を踏まえ、重要文化的景観に選定された「宇治の文化的景観」の価値については、宇治川に代表される自然景観を骨格としながら、平安時代の平等院創建と貴族別業の造営の中で形成された街区を基盤として歴史的に重層発展した市街地に、茶業の生産から販売にいたる諸過程を担う家屋・施設が顕著に認められるとともに、その周辺に点在する伝統的な栽培方法を伝える茶園によって構成される、茶業に関する独特の文化的景観地、としてわが国民の生活・生業を考えるうえで重要である、とすることができる。

G. 選定地の追加拡大

また地域的に見ると、宇治地区の南に隣接する白川地区では、平安時代に平等院の奥の院的な金色院が造営され、近世以降では茶畑の里として今も豊かな茶園景観が広がり、製茶工場も集中している。さらに北に少し離れた黄檗地区は、鎌倉期に宇治茶が初めて栽培されたという言い伝えを持つ土地であり、江戸初期に黄檗僧隠元禅師の渡来にともなって幕府によって黄檗山萬福寺が造営された。ここでは中国明代の文人文化に影響された、抹茶とは対照的な煎茶文化が伝えられ全国へ発信されていった。現在、日本煎茶道の本部は萬福寺境内に隣接して置かれている。

これら2地区は、宇治地区の歴史過程とその文化性の中で、相互依存し影響を与えつつ現在に至っており、一体性を持つ土地として今後選定地の追加を計画する。

(3) 重要文化的景観の選定後の取り組み

A. 文化的景観検討委員会

平成21年2月の重要文化的景観選定後、本委員会は前節のように委員を加えるとともに、平成26年には事務局である歴史まちづくり推進課に従来の拠点整備係、文化財保護係に新たに景観係を加えることとなった。委員会には、文化的景観の保全に関すること、修理・修景に関すること、調査に関すること等幅広く指導をお願いしており、年に3回程度の会議を開催している。



図14 橋梁工事現場への委員会視察(平成27年)

文化的景観の価値保全に関する課題は後述のように多々あるものの、特に重要な構成要素の宇治川については、現在、河川管理者である国土交通省により天ヶ瀬ダム再開発事業に対応した流下能力確保のため、河床掘削・護岸整備・橋梁工事等の河川整備工事が進められており、特に護岸や橋梁等の景観に影響を与えるものについては、河川管理者からの情報提供を適宜受けながら景観保全の調整を進めている。

B. 文化的景観の啓発

文化的景観の保全に関しては、行政内部のみならず市民を含め広くその価値を認識し進めなければならないことはいまでもなく、情報の共有化は重要な取り組みとなっている。行政内部では、特に茶業・都市計画・観光関係部局とは密な連絡に努めており、景観担当係が都市計画課から歴史まちづくり推進課へ異動したことにより、景観の保全に関しては効率的な行政運営が可能となっている。また、教育部局が推進する郷土学習「宇治学」に文化的景観の内容が盛り込まれており、児童に配布される副読本『わたしたちの宇治市』に掲載され郷土学習に活用されている。



図15 文化的景観フォーラム(平成27年)

啓発用パンフレットとしては平成21年に『宇治の文化的景観マップ』(平成27年に改訂増刷)、平成24年に『「宇治の文化的景観」を未来へ』(平成27年に増刷)、平成25年に『宇治茶 宇治の文化的景観』を作成し、平成19年度から市民と宇治の文化的景観について学ぶ「文化的景観フォーラム」を連続して開催している。

C. 重要な構成要素の修理・修景

重要な構成要素の修理修景事業を始めるにあたって「文化的景観保護推進事業国庫補助

要項」では補助事業対象者が地方公共団体であるため、民間所有の重要な構成要素の修理・修景事業を地方公共団体が実施する場合、利益享受を受ける所有者より相当する分担金を徴収する必要があり、平成24年4月に「宇治市重要文化的景観の保存に係る分担金に関する条例」を制定した。平成27年度までに実施した重要な構成要素の修理・修景事業は下表のとおりである。また、平成24年8月14日未明に京都南部を襲った豪雨により本市も大きな被害を受け、文化財においても史跡及び名勝平等院庭園の崖崩壊や重要文化財萬福寺建物の毀損などをはじめ、重要な構成要素に特定されている白川地区の茶園8カ所においても法面崩落や茶園埋没の被害を受けた。この復旧については平成24・25年度において補助金の交付を受け工事を実施した。

表1 重要な構成要素の修理・修景事業一覧（平成24年～26年）

No.	名称	箇所	時代	修理内容	修理期間
1	中村藤吉本店	土蔵・茶室	明治	外壁塗り替え他	平成24年9月～平成25年3月
2	上林家住宅	茶室	江戸	こけら葺き替え	平成24年9月～平成25年3月
3	中村藤吉本店	旧焙炉場	明治	修理、拝見窓復旧	平成25年9月～平成26年3月
4	上林家住宅	長屋門	江戸	外壁塗り替え他	平成26年6月～10月
5	中村藤吉本店	表屋	明治	外壁塗り替え他	平成26年12月～平成27年3月
6	旧菊屋萬碧楼	玄関	明治	玄関屋根修理	平成26年12月～平成27年3月



図16 修理・復旧写真（左上：上林家、左下：中村藤吉本店、右上：茶園災害、右下：茶園復旧）



図17 宇治地区の上空写真（平成17年）



図18 宇治地区の町並み（北から 平成22年）



図19 宇治橋三の間から上流を望む（平成20年）

宇治橋三の間は西から橋脚三つ目の柱間のことで、豊臣秀吉が名水汲み上げをした故事にちなむ張り出しがある。

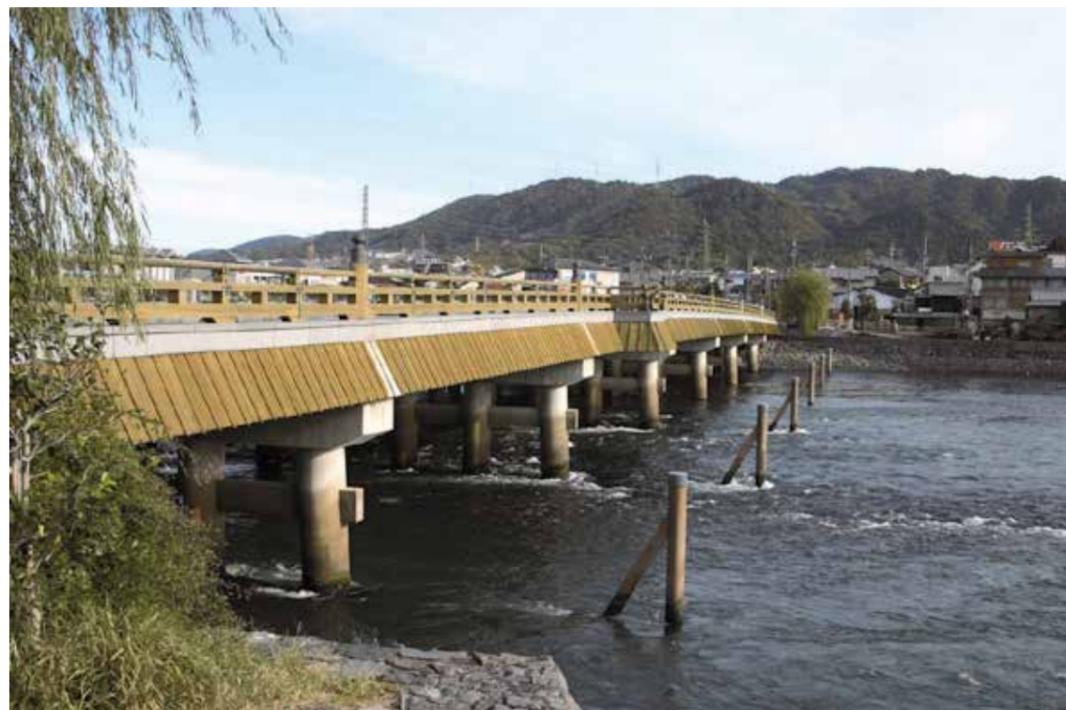


図20 宇治橋の景観（平成20年）

宇治橋は大化2年（646）が最初の架橋と宇治橋碑に伝える。現橋は平成8年完成。橋脚数も13から6に減じた。



図21 平等院鳳凰堂の景観（国宝・世界遺産 平成26年）

鳳凰堂は天喜元年（1053）創建。宇治を代表する文化財であり観光地である。平成26年に修理が完成した。



図22 宇治上神社本殿の景観（国宝・世界遺産 平成27年）

平安後期創建。地主神を祀る古社。本殿覆屋内部に覆屋と一体化した特異な内殿三社がある。平成26年に修理完成。



図23 宇治橋通りの景観（平成19年）

中世に施設された宇治のメインストリート。延長750m。近世には茶師屋敷が建ち並び今にその雰囲気伝える。



図24 宇治橋通りの景観（平成25年）

平成24年度に通りの電線地中化工事が完了。平成25年度に茶商表屋の修理工事を終えすっきりした通り景観へ変貌。



図25 県通りの景観（平成25年）

古代の大和大路を継承する通り。6月8日の新茶の頃に中世以来の厄除祭大幣神事（市指定民俗文化財）が催される。



図26 平等院表参道の景観（平成25年）

平等院創建以来の通り。通り西側に小売りの茶店舗が並び観光客でにぎわう。東側にはかつて旅館が建ち並んだ。



図 27 白川地区の茶園景観（平成 19 年）

春に新芽が伸びると茶園に覆いが掛けられる。ヨシズ・ワラによる伝統的な覆い、黒い化学繊維の覆いが混在する。



図 28 宇治地区の茶園景観（平成 25 年）

宇治川岸の茶園。宅地化の波により茶園は減少したが川岸の砂地地帯や丘陵部に覆下栽培の茶園が継承されている。



図 29 茶摘みの景観（平成 22 年）

全国的に機械摘みが主流の中で、宇治の覆下茶園での茶摘みは、今も摘み子さんによる手摘みが主流である。



図 30 製茶の景観（平成 25 年）

摘まれた茶葉は直ちに茶工場に運ばれ加工される。商品化前の荒茶である。奥に大正 14 年製碾茶乾燥炉が稼働する。

第2章 宇治の文化的景観の特性と価値の再評価

1. 文化的景観の価値を構成する三つの層

宇治の文化的景観の特性については、重要文化的景観の申出にあたって自然及び文化的な特性、歴史的な特性、生活又は生業の特性の3つに分けて説明され、これをもとに文化的景観の価値を明示したことは前章に詳しい。これらを確認したうえで、その後の調査等の知見を含め文化的景観を構成し景観として表出される位相を捉えなおした場合は、それは文化的景観の価値を構成する次の三つの層として把握できる。

一、平安時代由来の山紫水明の都市景観

(構成要素)：宇治地区に残る平安時代起源の格子状街区、平等院や宇治上神社などの古社寺、宇治川をはじめ関係する河川、離宮祭や大幣神事などの祭礼。

(一体性)：格子状街区を基盤として中世に形成され現在に継承される宇治地区の三角形街区と社寺配置が古代以来の場所性を強く規定している。

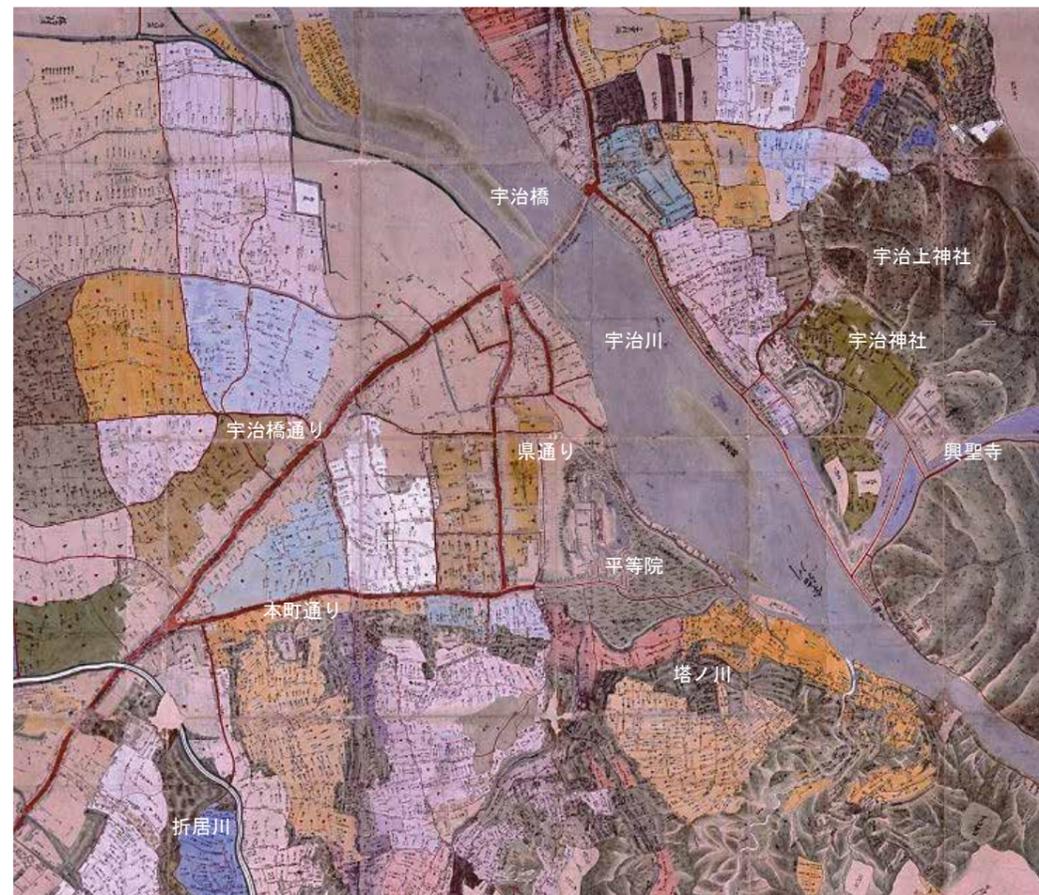


図31 『宇治郷総絵図』に描かれた宇治地区（江戸中期）

一、宇治茶の生産・流通の景観

(構成要素)：伝統的な覆下茶園、水田、宇治川をはじめとする河川、用水路、水路、茶農家・茶問屋、茶工場、宇治橋通り、宇治七名水に代表される地下水等。

(一体性)：茶の栽培、加工、流通による要素相互の有機的関連。地下水を利用した茶の湯などの「もてなしの文化」をはじめとする都市文化。

一、地域の中核都市としての近代宇治

(構成要素)：近代建築、町家・長屋群、宇治橋通商店街

(一体性)：近世以来の建築文化を継承した商業・観光都市。古代以来の街区構成を継承した密集市街地。

これら各層を個別に表象する構成要素は、各層における要素同士の関係性を保ちながら個々に保全され、継承されるべきものである。

2. 三つの層を通底するもの

(1) 重層する都市構造

A. 扇状地の地質と土地利用 - 貴族の別荘地と茶業 -

宇治には古代を起源とする宇治川兩岸の寺社と山紫水明の景観と、中宇治地区を中心とする茶業を軸として形成された景観とが重層している。宇治の文化的景観の魅力を表現するのに、これら2つの要素が引き合いに出されることが多い。

重層しているとはいえ、現在の景観だけを見れば、茶業を軸とする景観は主に直角三角形をなす3本の表通りに囲まれた市街地領域であり、宇治川兩岸の景観とは、隣り合いながらも領域は分かれているかにみえる。また、景観としては、それぞれに独自のものがあり、相互に無関係に両立しているように考えがちである。

しかし、三角形を呈する市街地部分も元来は平安時代に貴族の別荘地として開発された格子状の街区を起源としており、大きく見れば同じ場所に古代の層と中世以来の層が重なっていることになる。同じ場所に折り重なる異なる各時代の層には、何らかの関係があるのではないかと考える。ここに宇治の文化的景観における重層性を、現在のまちづくりへと直結させるための鍵があると考えられる。

別荘に起源を持つ平等院のみならず、宇治には平安貴族の別荘が営まれていた。発掘調査で確認された別荘の園池をみると、すり鉢状に掘られた池や水路など、水を利用しやすい地形を活用した場所に設けられていたことがわかる。一帯は宇治川を中心とする河川群が造り出す扇状地であり、比較的浅く伏流水が流れるため、園池の形成



図32 街区内の茶園（平成19年）

が容易であったことが、平安期の貴族の別荘を呼び寄せた大きな要因だったと考えられるだろう。

一方、茶生産に深く関連する中世以来の市街地は、今はほとんどが家屋で埋め尽くされている。この街区の内部に、1カ所だけになったが、茶園が残っている。家屋に囲まれた一見窮屈な立地であるが、この茶園は上質な宇治茶を産出することで知られている。

先述の通り、これは、昭和30年代までの土地利用の最後の名残である。この時期までは、家屋は通り沿いに立ち並ぶだけで、街区内部には主に茶園が広がっていた。直角三角形をなす3本の通りに囲まれた宇治の市街地は、優れた品質の茶を生産する土地を取り囲むようにつくられた町だった。

茶の栽培には、砂地が向いていると言われる。今日でも、例えば京阪宇治駅付近の河川敷に設けられた茶園から上質な茶が産出されるのは、河川敷ゆえに、地質が砂礫層、すなわち砂地であることと関連づけて考えられよう。中宇治の三角形の市街地一帯に歴史的に茶園が営まれてきたのも、この一体の地質が扇状地の造り出す砂礫層であったことと無関係ではない。やはり茶園も、古代同様に、扇状地の地形が呼び寄せたものといえるのかもしれない。

宇治の茶産業は、手作業による茶摘みから、荒茶の製造、碾茶への商品化、販売までをこの決して広いとはいえない領域で全ておこなうところに、独特な性質を有する。すると、三角形の通りに沿って市街地が形成されてきたのも、茶産業を効率的におこなうために、茶園を取り囲むように茶関連家屋が配された結果と見ることもできるし、逆にそうした市街地のありようが宇治茶の特徴を育んだと見ることもできるだろう。

相互に無関係に見える宇治の古代景観と中世以降の茶景観は、地質という観点に立てば、一つの糸で結ばれる。「宇治の文化的景観」は、いくつかの時代の層が、ただ重なるだけでなく相互に溶け合っていてできあがっているわけである。

B. 歴史的な重層から生まれた都市・建築文化

宇治における歴史の重層性を示すもう一つの典型的な状況が見られるのが、宇治橋通りの景観である。宇治橋通りには、中世以来の茶師屋敷が残り、茶商や茶農家といった茶関連家屋が建ち並ぶ。都市生活を支えるその他の諸商業施設も建ち並び、茶業を中心としながらも、一つの都市的商業域をなしているわけだが、茶業以外の業種はむしろ近代の宇治市の都市発展により新たに興ったものが多く、実際には、近代における様相を反映した部分が多い。建築的にも、伝統的な町家の形式を採るものもあれば、鉄筋コンクリート造の洋風建築や百貨店、マーケットといった伝統木造建築とは一線を画した建築表現を持つものが多数混在している。



図33 宇治橋通りの景観（平成25年）

現在の町並みが造り出す景観は、中近世と近代との重層の結果としてあることになる。

では、中近世に起源を持つ茶業関連家屋と、特に近代に新たに勃興した諸商業施設とは、いかに一つのまとまりを造り出しているのだろうか。一見、近代化の過程で相互に脈絡のない建物が増加した結果が、今の宇治橋通りの町並みであるか見えなくもない。しかし、ここにも全体を統合する軸が、間違いなくある。それは、宇治橋通りの両側に流れる水路である。

宇治橋通りの水路は、他の通りと明らかに異なる特徴を持つ。水路が道路の際に設けられており、町家の正面壁面筋に接しているのである。他都市では、水路は1階の軒先位置に流れ、雨落ちを兼ねるのが通常である。宇治の場合は、庇は水路を越えて道路内に突出し、あたかも水路を深い軒で押し抱くかの如くである。町家の出格子は水路上に突出することになるが、出格子の柱を支えるために、持送りの材を土台と相欠きにして組み入れている。また、町家の正面には、扉口部分を越えて、幅広く石橋が架けられ、道路の一部でありながら家屋に属する空間でもあるという不思議な場を生んでいる。なぜこうした場が形成されているのだろうか。これらの不思議ともいえる状況の原因は、なぜ水路が家の際に接して流れているのか、という疑問に集約される。

水路の際に接して町家を建てているのは、そこが敷地境界線でもあるからだが、一般的に町家をこのように建てることはない。だから、町家のルールによってこうした水路と家



図34 宇治橋通り沿いの山本家住宅の店先と奥の上林春松家長屋門の様子（平成27年）

屋の関係が生まれたのではない、と考えざるを得ない。町家以外の家屋類型から生じた特異性の可能性があるわけである。

では、何がこのルールを作ったのか。注目すべきは、茶師屋敷という宇治にしかない家屋類型の存在である。茶師屋敷は、通り沿いに塀及び2階建ての長屋を建て、長屋門を構える。今に残る事例である上林春松本店の長屋門を見ると、軒がごく浅いことに気付く。町家の1階底の出に比べると明らかである。この長屋門は、石垣で基礎が築かれているが、この石垣はそのまま地中へと続き、水路の側壁となっている。すなわち、茶師屋敷の長屋門に対して、水路は正確に雨落溝の位置にあることになる。宇治橋通りに塀は残っていないが、塀の軒の出も大きいものではありえず、同様に水路が雨落ちの役割を果たしていたことだろう。

つまり、この水路は、茶師屋敷の家屋形式に対応して形成されたものだったことを示唆している。実際、江戸時代には、宇治橋通り沿いに多数の茶師屋敷が並んでいた。宇治橋通り以外には、県通りの北半に1件の茶師屋敷があったが、ほとんどが宇治橋通りに集中して建っていた。こうした目で近世の絵図である「宇治郷総絵図」を注意してみると、茶師屋敷のある道の両側に水路が描かれていることがわかる。この水路は、茶師屋敷の建ち並ぶ宇治独特の都市構造に対応して設けられたものだった。

明治以降、茶師が力を失い、新興の茶商に取って代わられていく中で、広大な間口を誇った茶師屋敷は細分化され、複数の町家が建ち並ぶ現在の通りの景観が形成されていった。茶師屋敷に隣接する町家は、壁面を茶師屋敷の長屋門や塀に揃えて建設され、結果として底の軒が大きく路面に張り出す形式となったのだろう。茶師屋敷と町家とが同じ通りに混在していたことが、こうした建物と水路の特異な関係を生んだのだった。

宇治橋通りの水路は、茶師屋敷を中心とする町であった近世までの町の骨格と、近代以降における土地の細分化と茶商の勃興という異なる時代の歴史を統合する、宇治の重層性の象徴として、今に残っているのである。

C. 生業と家屋の有機的関連性

宇治に残る伝統的家屋は、宇治の歴史的風致を形成する要素であると同時に、「宇治の文化的景観」を構成する核をなす要素でもある。本調査により、伝統的家屋が、宇治の有する特異な都市構造、宇治に育まれてきた茶業を中心とする生業と密接な関連を持ち、個と全体との間に織物のごとき有机的な関連性があることが再認識された。以下、個と全体の有机的関連性の観点から、伝統的家屋調査の成果をまとめてみたい。

a. 敷地形状にみる有机的関連性

まず、敷地形状の特異性に注目したい。中宇治の家屋敷地は、敷地が不整形で、かつ奥行きがきわめて深い。この特異性は、特に宇治橋通りの町家の敷地に現れている。街村ではなく、街区を呈した都市域でこれほどの敷地の奥行きをもっていることは異例である。これは、古代の街区と中世の新しい軸線がぶつかり合うことで生まれた敷地の特性である。宇治橋通り沿いの敷地は、敷地形状を丁寧に見ると、通りに直交して一定の奥行をもった



図35 江戸期の宇治橋通り沿いの宅地配置

江戸期の茶師は御茶師頭取を筆頭に御物茶師、御袋茶師、御通茶師の順に階層化されていた。



図36 大正期の宇治橋通り沿いの宅地配置

地割となっていることがわかる。明らかに、ある段階に敷かれた計画的な地割として読める。その一定の奥行から、個々の敷地がさらに奥に延びることがあり、その奥行が不揃いになっている。一定の奥行より奥の部分は、宇治橋通りとは軸線が振れた古代の街区に属する部分であり、古代の街区と中世の軸線のぶつかり合いによって生まれる不整形な土地形状の影響を大きく受けることとなった。

古代の街区部分は、貴族の別荘地であったものが、田畑、茶園へと転化していったものである。ゆえに古代の街区形状は、茶園等の地割として受け継がれた。この古代の地割と中世の新たな計画的な地割とが交錯する場所において、宇治独特の奥行が深く、不整形な町家敷地が生まれたわけである。また、ここに建ち並んだ茶師屋敷が近代に細分化されることで、さらに不整形な町家が増えていったという状況もあった。

こうして数多く形成された不整形な町家の敷地は、茶工場を敷地奥に受け入れる素地となったといえよう。奥行の深い敷地で茶精製をおこなうようになったのは、近代の特徴と思われるからである。近代に至って、奥行きに長い乾燥炉を設けるようになったのも、こうした敷地形状の特異性と関連しているかもしれない。

つまり、古代と中世が重合する都市構造が、敷地形状に反映し、それが生業のあり方と結びつき、その形を規定もしていったと考えることができる。

b. 家屋の建築的特徴にみる有机的関連性

個々の家屋の建築物にも、個と全体との関係が色濃く表れている。通りに面した町家の表屋は、一見、他の町にみられる町家と変わらない、一般的な形式に見えるかもしれない。しかしよくみると、扉口が片引戸や両開戸となり、容易に大開口が得られるようになっていたり、1階の庇が極端に深い形式を持っていたり、正面水路をまたぐ橋が、扉口部分だけでなく、脇の格子部分にも広げられているなど、正面の庇下空間が充実していることがわかる。これは、茶葉や製品の搬出入を敷地正面からおこなっていたため、荷下ろし空間として充実させたものと考えられる。すなわち、一見、商業用の一般町家と同形式に見えるが、宇治の町家は、生業をよく反映した表構えを有しているわけである。



図37 宇治橋通り沿いの茶農家（平成25年）

製茶関連施設への茶葉、茶製品の搬出入は、敷地正面からおこなわれる。ゆえに、敷地最奥まで土間が通されている。この土間は、可能な限り、生活空間から分離されているところにも特徴がうかがえる。とはいえ、表屋では通り土間と生業のための土間が共有されており、生活と生業とを、つかず離れずの関係においている。ここにも宇治らしい特徴がある。

宇治の家屋、特に町家の以上のような建築的特徴は、町家というよりは農家の建築と親和性がある。いわば農家的な町家ともいえる。こうした農的な建築群が創り出す彫りの深い都市景観が、宇治の文化的景観の核心といえる。

3. 歴史的変遷を経ながら形成された宇治独特の都市・建築文化

(1) 土地利用の変遷から見る特徴

中宇治地区は、昭和初期まで、町家が建ち並ぶ沿道を除いてほぼ全域が茶園と水田に覆われていた。本節では、明治中期の地籍復元図（図38）、昭和30年（1955）の都市計画図（図39）、平成24年都市計画図（図40）を比較することで、中宇治地区の特徴的な変遷を捉える。街区ごとの詳細な比較についても後に掲載した（図41）。

明治中期の地籍図によると、現在の宇治橋通りと県通り沿いは、既に建物が切れ目無く建ち並んでいたと推察される。特に宇治橋通り沿いには茶師屋敷を思わせる大きな敷地と、間口に対してきわめて奥行き深いふたつの特徴的な敷地形状があることが確認できる。平等院裏側に位置する、平安期の別業を構成していた街区の道沿いには比較的ゆったりとした宅地が並び、街区の内側に茶園や水田を抱えていた。つまり、基本的にはどの宅地も通り側と畑側の二方向に開放されていたと考えられる。一方、本町通り沿いは南側にぼつ



図38 明治中期の宇治地区地籍復元図（薄緑の畑は実体としてほとんどが茶園）

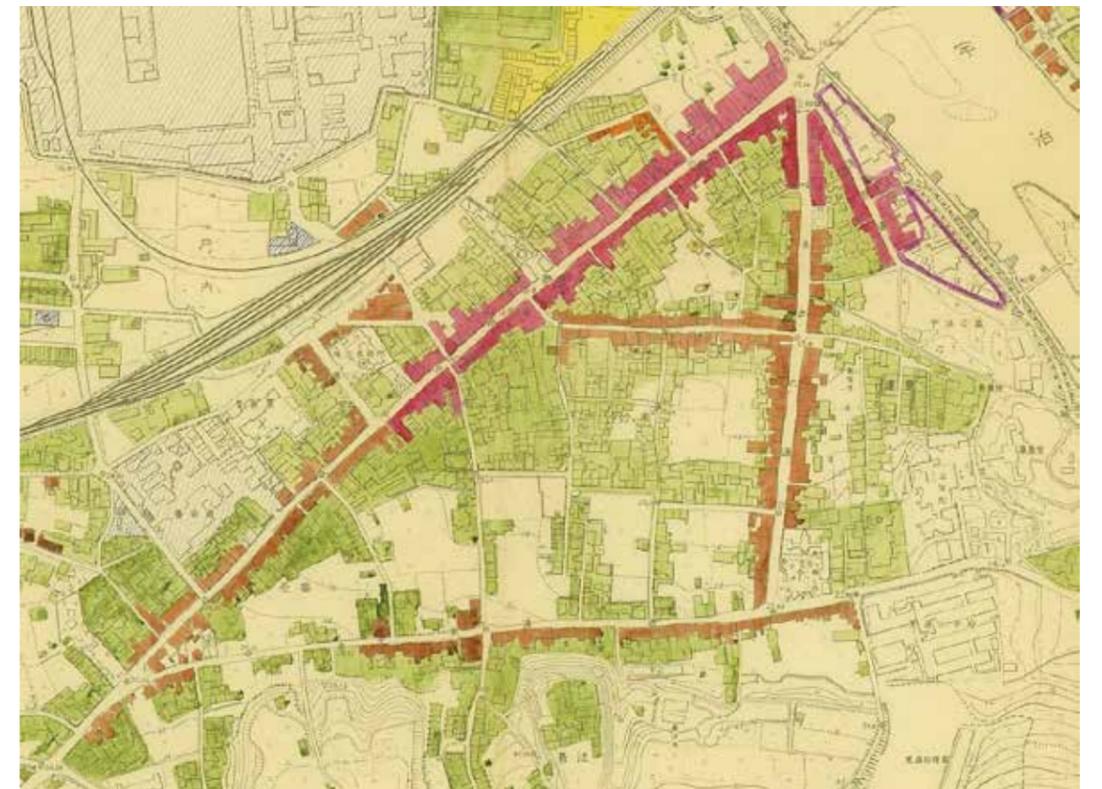


図39 昭和30年の宇治地区の都市計画図

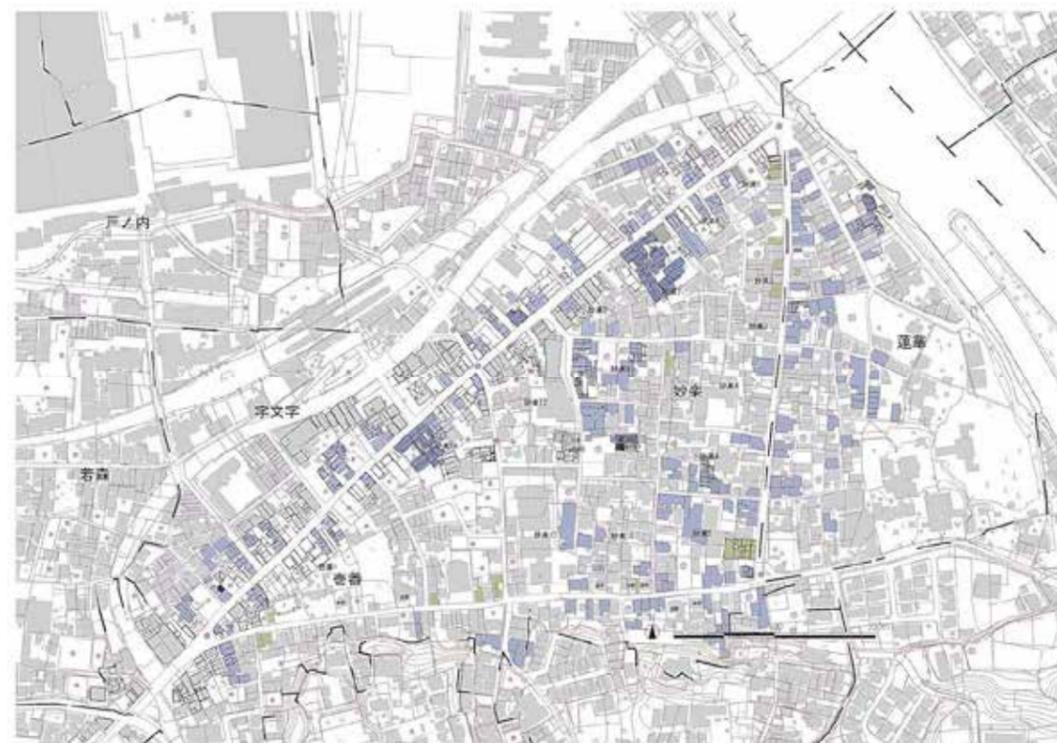


図40 平成24年の宇治地区の都市計画図（編集）

ぼつ宅地がある程度であった。

昭和30年の都市計画図を見ると、宇治橋通りに面する街区から徐々に宅地化が進行し、住居や商店と思われる建物が集積している。通り沿いの宅地も細分化が進み、短冊状の町家型の敷地と町家型建物が連続しているのが読み取れる。近代以降宇治橋通りが商店街として発達したことなども要因であろう。県通りと宇治橋通りに関しては、このときすでに現在の土地利用に近い状態に達していたと予想される。また中宇治地区の街区割りもほとんど変化していない。宇治橋通り近辺の宅地化が進んだのに対し、中宇治地区にある明治期からある茶園や水田の大部分は宅地化を免れている。本町通り沿いの南側は、通りと背後の急斜面に挟まれた部分がびっしりと宅地化された。

昭和30年と平成24年を比較すると、昭和30年以降各街区の内側に残されていた茶園を横断するように道が新設され、農地の宅地化が進行し、中宇治地区に現存する茶園は昭和48年頃以降、わずかに1カ所となり現在に至る。農地は宅地として分筆される一方、特に中宇治地区の南西側は比較的大きな敷地のまま、公共施設や宗教施設、比較的大きな駐車場として利用されている。区画がまるごと駐車場となっている部分は、段々畑を彷彿とさせる土地形状のまま、駐車場として利用されている。周辺への聞き込み調査によると、こうした駐車場は宇治田原などの周辺地域から、宇治駅のパークアンドライドの駐車場としても良く利用されているという。こうした車の侵入は、中宇治地区内の過剰な通過交通の要因とも考えられるので、宇治橋通商店街の交通計画と合わせて、都市計画道路を活かし

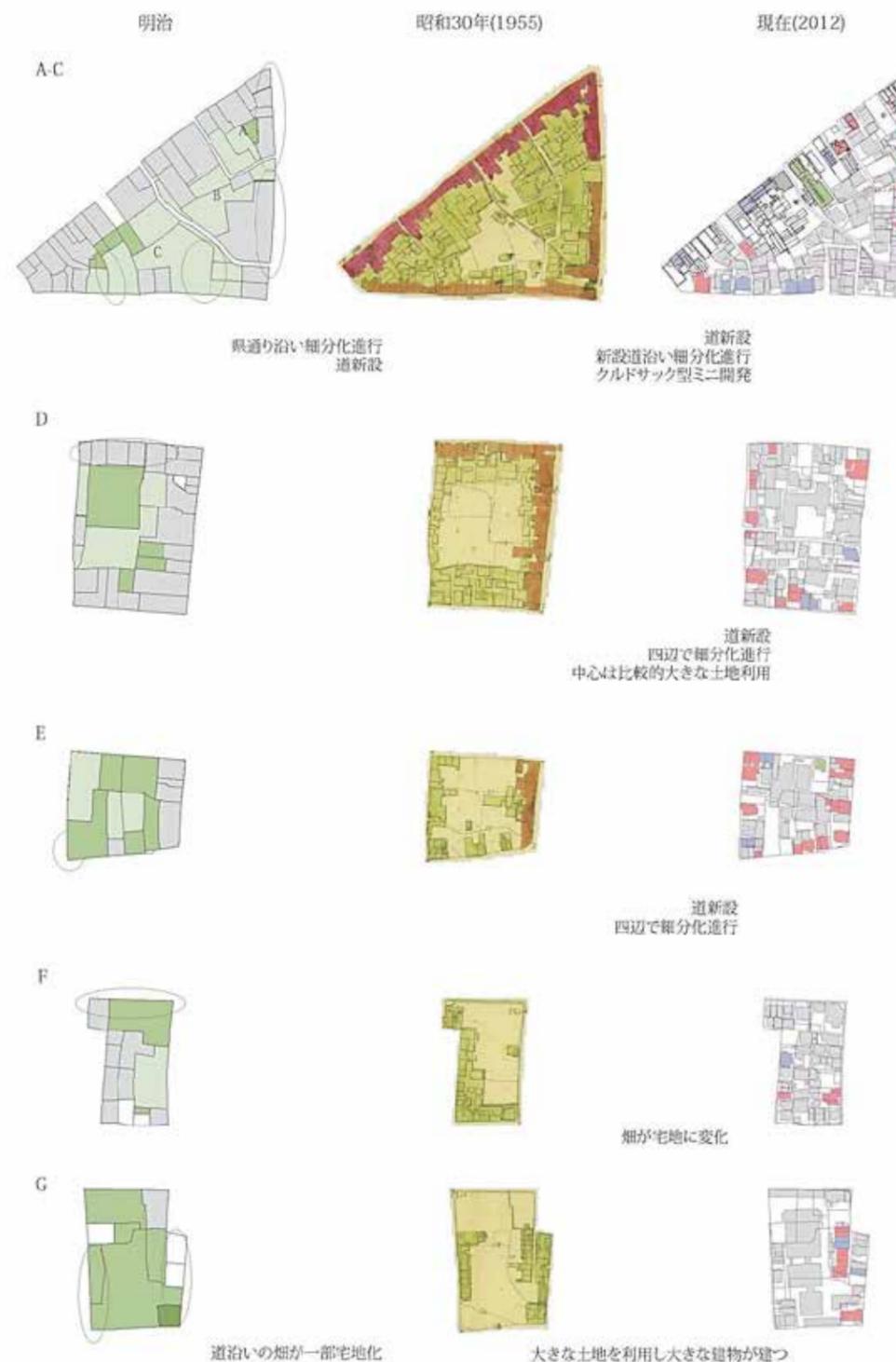


図41-1 街区の変遷

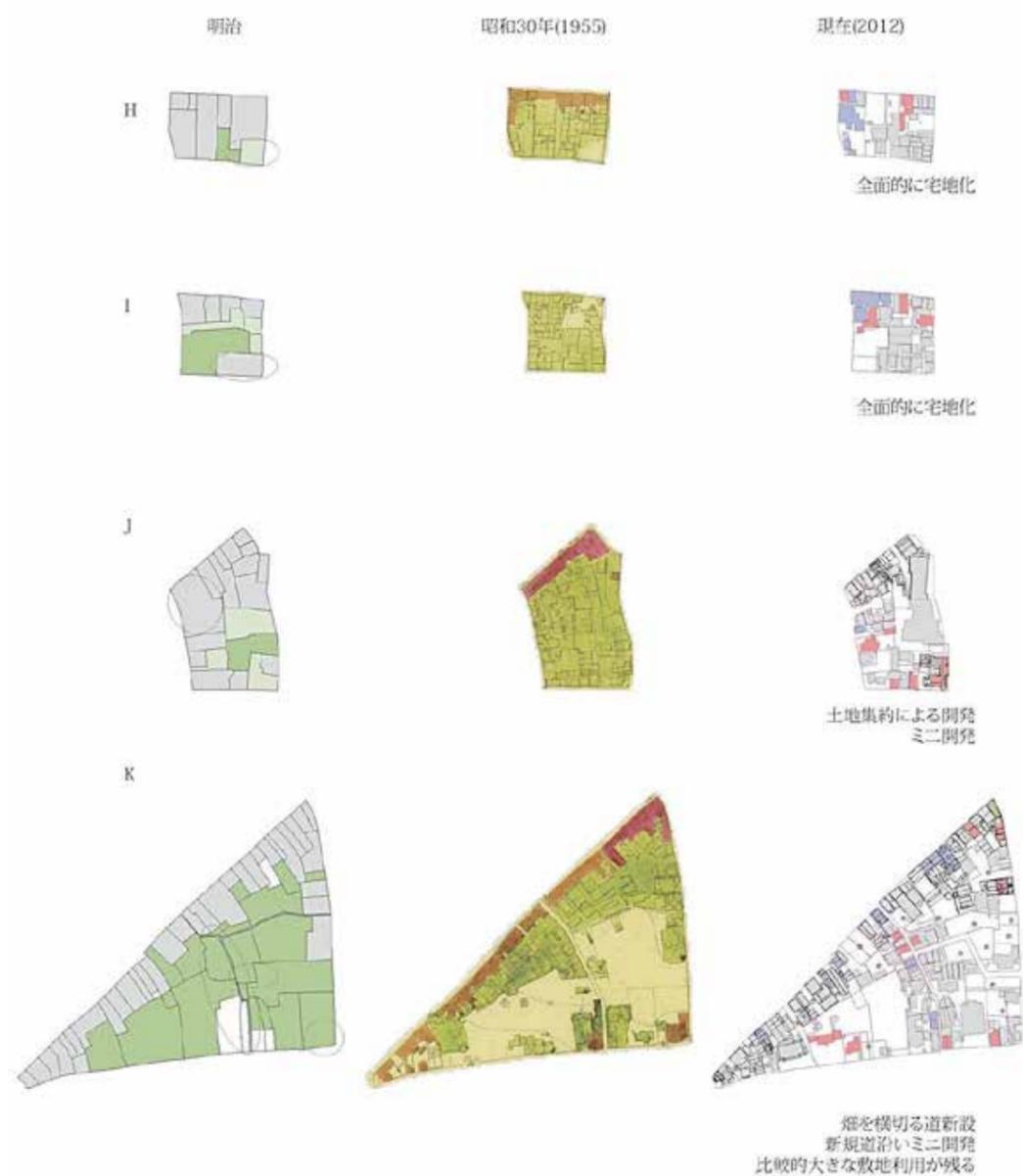


図 41-2 街区の変遷

た効率的な交通計画を検討する必要があるだろう。昭和期に建てられたとみられる、塀をめぐらし庭を持つ、比較的ゆったりとした屋敷型住居も多い。

明治期からの変遷を見ると、街道である宇治橋通り沿いと平等院の背後にある東側の県通りは、現在と変わらず通り沿いに宅地が集中していたが、2つの通りの二方面から中宇治地区に向かって徐々に宅地が広がった経過が見てとれる。このことは、茶師屋敷が建ち並んでいたピークにおいてその立地が宇治橋通りの東側に集中していたこととも関連が視える。中宇治地区の南西部は、唯一茶園が残るとともに、茶園であった比較的大きな土地



図 42 宇治地区の道路に沿った高低差

のまま、公共施設や寺社、駐車場などに転用されていった。

(2) 中宇治の地形

中宇治地区は宇治川によって運ばれた砂が堆積したことでできた、緩やかな斜面地である。中宇治内の道路の高低差を表したものが図 42 である。地形図でみると、それほど高低差のない緩やかな地形に感じられても、通りに沿った高低差を表記してみると、より体感的に感じられる。土地に起伏があることが、住宅の屋根面を目立たせ、瓦屋根が重層していること、周辺の山や空へ開けた眺望が存在することなど、中宇治の体験的な特徴に影響を与えている。

(3) 瓦屋根の町並み

昭和 30 年頃の中宇治地区は、住宅地の瓦屋根が美しい風景であったことが古写真からわかる。現在でも中宇治地区を眺望した場合、瓦屋根の折り重なった住宅地として見える。中宇治地区を歩いた場合でも、緩やかに起伏した地形により建物の屋根面がよく目立つ。また、こうした瓦屋根や庇の重なりは、ヒューマンスケールを街路に与える。このように遠景からも、アイレベルからもよく目につくのが瓦葺きの屋根面で



図 43 宇治地区の家並み（昭和 30 年頃）



図44 宇治地区の眺望景観（平成22年）



図45 瓦屋根が美しい家並み（平成23年）

ある。中宇治地区には、宇治橋通り沿いの高層マンション等を除くと大きな建物が比較的少ないので、「空や山を背景に瓦屋根が映える」のが中宇治の特徴的な景観のひとつである。

瓦屋根は経年変化に耐え、時間の重なりを感じさせる。そして重量感を持つ屋根の重なりが生む落ち着いた雰囲気と、のどかな生活環境は住民にとっても観光客にとっても魅力の一つになっている。

(4) 敷地奥行き方向の構成

茶師屋敷は屋敷門に囲まれ、敷地内には主屋、庭、ハナレ、茶室、茶工場、蔵などが分棟配置された、格式の高い閉鎖的な佇まいであったようである（現在の小林春松家参照）。現在はその内部の一部を店舗や資料館とすることで、部分的に開放しているので、通りから見ると奥に大きな空間が存在し、奥行きが感じられる。また茶師屋敷の大きな敷地が分筆されて生じた奥行きが深い町家形式の住宅は、トオリニワが敷地奥に伸び、途中井戸や坪庭などが配置され、さらに奥には生業と関係して蔵や茶工場を持つなど、奥行き方向へと構成要素が展開した。このように奥行方向に隙間が連続し、奥に何かがあるのが隠されながらも感じられるというのが、宇治橋通りの体験の特徴のひとつである。

4. 宇治橋通りを構成する建物と都市空間

宇治の文化的景観の枠組みにおいては、生業としての茶や、それにまつわる茶の文化に関連する特徴的な建物や町並み、都市空間に関する事柄が注目されがちだが、同時に宇治橋通りは、昭和初期の大規模工場誘致の結果、工場労働者が日用品を買う商店街として栄えた一面も持っている。したがって、宇治橋通りの特性を捉える作業においては、ある限定的な視点に依らずに、まずはあるがままに現在の状況を観察して様々な関係性を発見していくを試みる。そこで本節では、これまでの奈良文化財研究所による、平安時代より受け継がれる都市構造に関する調査分析と、宇治橋通り沿いの伝統的家屋調査より得られた建物の特徴的なあり方を参照した上で、現在に至るまでに建てられた比較的新しい建

物までも、宇治橋通りの特徴的な都市空間の構成要素として位置づけることを試みた。

長い時間の蓄積のなかで、それぞれの建物が同じ環境を共有してきたことで生まれる空間的な共同性とも言うべきものが、都市空間の過去から現在までを体系化し、創造的な未来を導くための重要なヒントとなる。この作業においては、すでに明らかにされた文化財的な価値や歴史的な価値を一度相対化し、都市空間の一構成要素として捉えることで、比較的新しい建物との共通性や差異を見いだすこととする。その態度は決して伝統建築の魅力や重要性を軽視するものではない。時間の蓄積やこれまで繰り返されてきたことを読み取り、敬意を持って継承できているのかという問いかけと、100年後に評価されるような建物なり空間を、我々がこれから創出できるのだろうかという問いかけは文化的景観の継承と発展を支える意志の一つであろう。

整備にあたっては、宇治橋通りが持つ空間の特徴や魅力が、必ずしも和風や洋風という建築様式や、ある特定の建築の意匠的特徴によって担保されるものではなく、軒下空間の設え方や通りとの関係の取り方という設計条件に対する時代ごとの建物の応答であることを位置づけ、今後の新たな建物のあり方まで議論ができるような射程を与えるよう試みた。

(1) 宇治橋通りを構成する建物

A. 調査の目的

宇治橋通りは、江戸期の伝統的木造家屋から昭和初期の洋風建築、近年の鉄骨造のビル

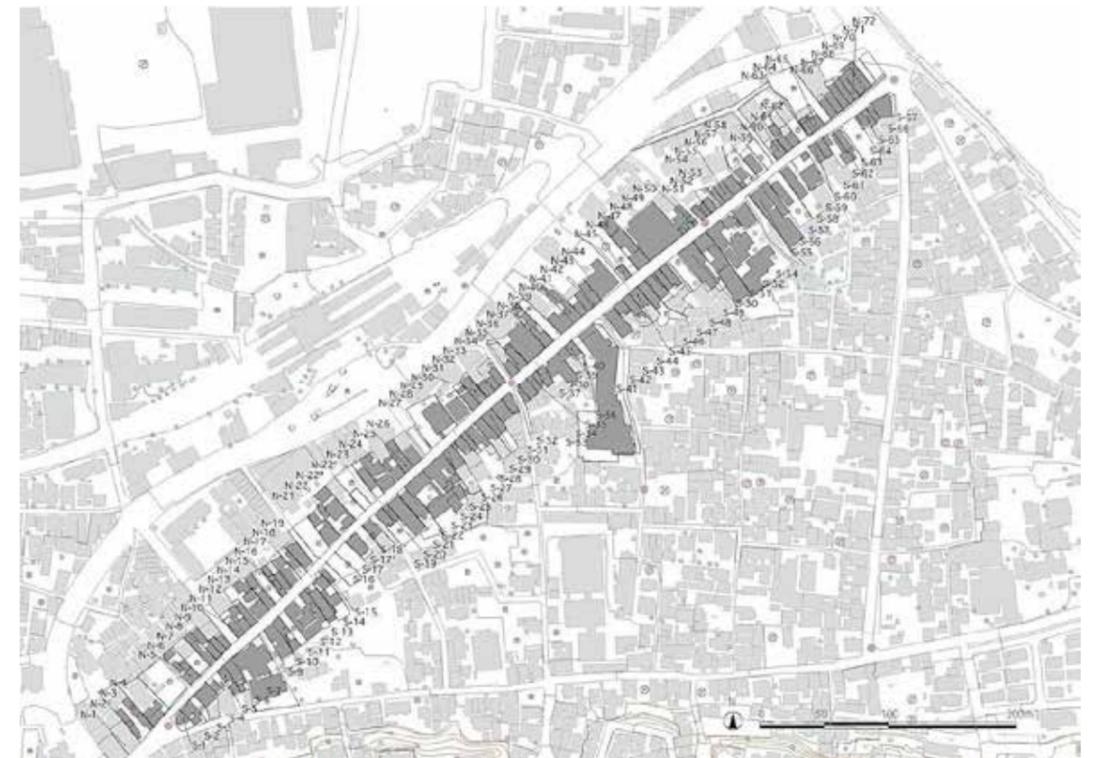


図46 宇治橋通りの調査対象物件

などのように、異なる時代につくられた様々なタイプの建物が混在している通りである。いくつかの伝統的な町家がところどころ点在しているが、通りの大部分は町家の改修や建て替えが進み、通りは一見バラバラで何の統一性や関連性が見えない建物たちによって占められているように見える。

ところが通りを歩くと、趣の違う建物が現れては消える心地よいリズムを感じるとともに、建物の形式や工法、成立時期の違いを超えて共有されてきた、大きく張り出す庇がつくる充実した軒下空間が連続し、通りに活気と一体感が生じていることに気がつく。

こうした、同じ建築様式の反復によるものでも、また景観の統一によって生まれるものでもないこのような性質は、乱雑な景観として見落とされがちであるが、時代を超えて共有されてきた設計の主題と、法規や社会状況の変化、建築空間へ要請される事柄の変化に対する個々の建物の応答が、各時代における建物の特徴をつくり、さらにそれらの建物が重層することによって生まれているものと考えることができる。そこで本調査では、それら形式の違いを超えて共有されてきた設計の主題、それに対する個々の建物の応答を、コンセプトというかたちで捉えることで、宇治橋通り沿いの建物の特徴を理解する新たな視点を獲得することを目的とする。

B. 調査の方法

本調査では、通りに面する建物の構えを観察することによって、宇治橋通りを構成する建物から共通する特徴を持つまとまりを見だし、建物タイプ进行分类する。続いてそれら類型相互の関係を捉えることによって、宇治橋通りで共有されてきた設計条件と、それに対する応答（コンセプト）の関係を捉える。

宇治橋通りに面する全ての建物140件に対し、立面写真を撮影し、成立年、改修年、主構造、階数など基礎的な情報から、以下に挙げる分析項目についての情報を盛り込んだカルテを作成し、分析資料とする。こうしたカルテ化は、建物それぞれの具体的な状況を把握するのに役立つとともに、宇治橋通りという限定された範囲内で、隣接性に依存せずに、同じ特徴を持った建物を類型化する視点を与えるという点で有効である。

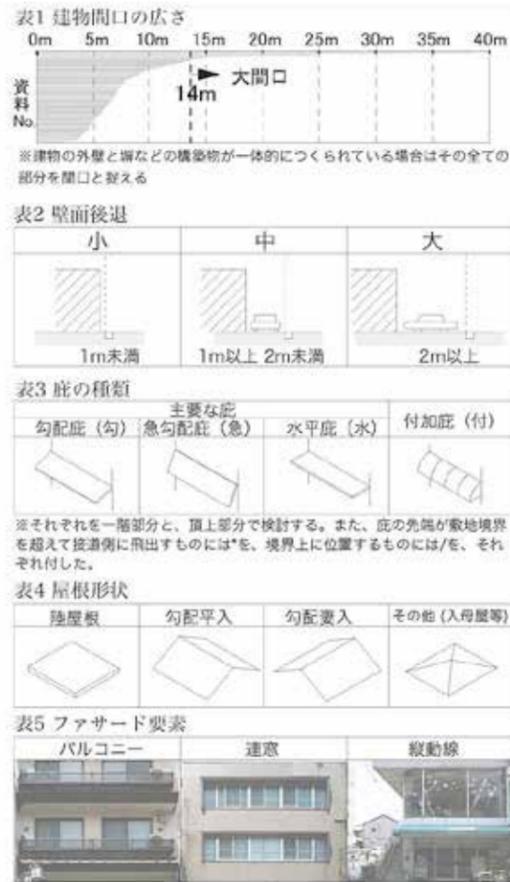


図47 分析項目

以下に分析項目(図47)の説明を行う。元茶師屋敷の大きな間口を持つ敷地と、茶師が勢力を失ってゆく過程で分筆された間口が狭く奥行きが深い敷地と、大きく分けてふたつの敷地タイプが存在しており、その違いによる建物のあり方は大きく異なる。そこでまず、建物の間口の広さを捉えると、平均は約8mで、既存町家型建築の最大間口以上である14m以上の間口を持つ資料を大間口建物とした(全体の7%)。

次に通りとの敷地境界と建物壁面の位置関係を捉え、自動車の横置きの高さを基準に、壁面後退を、0m以上1m未満を<小>、1m以上2m未満を<中>、2m以上を<大>とした。また、工法や改修の履歴を表す屋根形状を見たところ、<勾配・平入り>、<勾配・妻入り>、<陸屋根>、庇として伸びた端部が傾斜をもつものには「*」を付す)、<その他>寄せ棟、入母屋等)、それらの組み合わせである<複合>がみられた。続いて、庇の有無と種類を捉えたところ、<主構造である庇>と、ビニル庇のような簡易な構造の<付加的な庇>が見られ、主構造の庇として<勾配庇>、<急勾配庇>、<水平庇>を捉えた。さらに、庇は1階部分と、頂部の2カ所を捉え、庇の先端と敷地境界との位置関係において、境界上に庇の先端が位置するものには「/」を、境界からはみ出すものには「*」を付した。またファサードの構成要素には、<バルコニー>、<連窓>、<縦動線>が見られた。加えて、階数、主構造、用途を見ることで傾向を捉えた。

C. タイプの説明

前に設定した、間口の広さ、敷地境界と建物壁面の位置関係、庇の有無と種類、ファサードの構成要素、階数、主構造、用途の特徴的な関係を検討することで、通りを構成する建物のタイプを図48に分類した。

まず、茶師屋敷の系譜といえる大きな間口を占める建物は、「大間口屋敷」、「大間口低層」、「巨大建物」である。「大間口屋敷」は壁面を敷地境界上に設け、庇は境界を超えて張り出すものである。茶師屋敷に代表され、寡黙な表情の長屋門が道路境界に建てられ、浅い庇が境界を超えてかけられている。敷地の内部には、庭や主屋、離れ、茶室などを有し、通りから視線を向けると、門越しに奥行きが感じられ、庭の鮮やかな緑が目に入る。

「大間口低層」は、セットバックした低層の建物が広い間口を占めるもので、「巨大建物」は、共同住宅などの高層の大規模建物が広い間口を占めるものである。宇治橋通りは商業地域に指定されているので、このような高容積の建物は今後も増える可能性がある。

壁面が敷地境界上にあり、主構造である庇が敷地境界より突出しているものは、「庇突出町家」である。片持ちの出格子や深い軒など、宇治の町家に見られる特徴を有している。

壁面後退が<小>であり、主要部分である勾配屋根の庇が境界上まで伸びるものは、「境界遵守町家」である。壁面後退が<小>で、勾配平入の屋根を持ち、1階部分に主構造の庇を持たない「仮面町家」は、1階または2階の軒を切除し、勾配屋根を隠すように壁面を立ち上げて矩形の建物に見えるようにするもので、歩道にせり出した付加庇によって軒下空間を拡張する「軒下充実タイプ」、付加庇を持たない「ビル志向タイプ」、2階部分

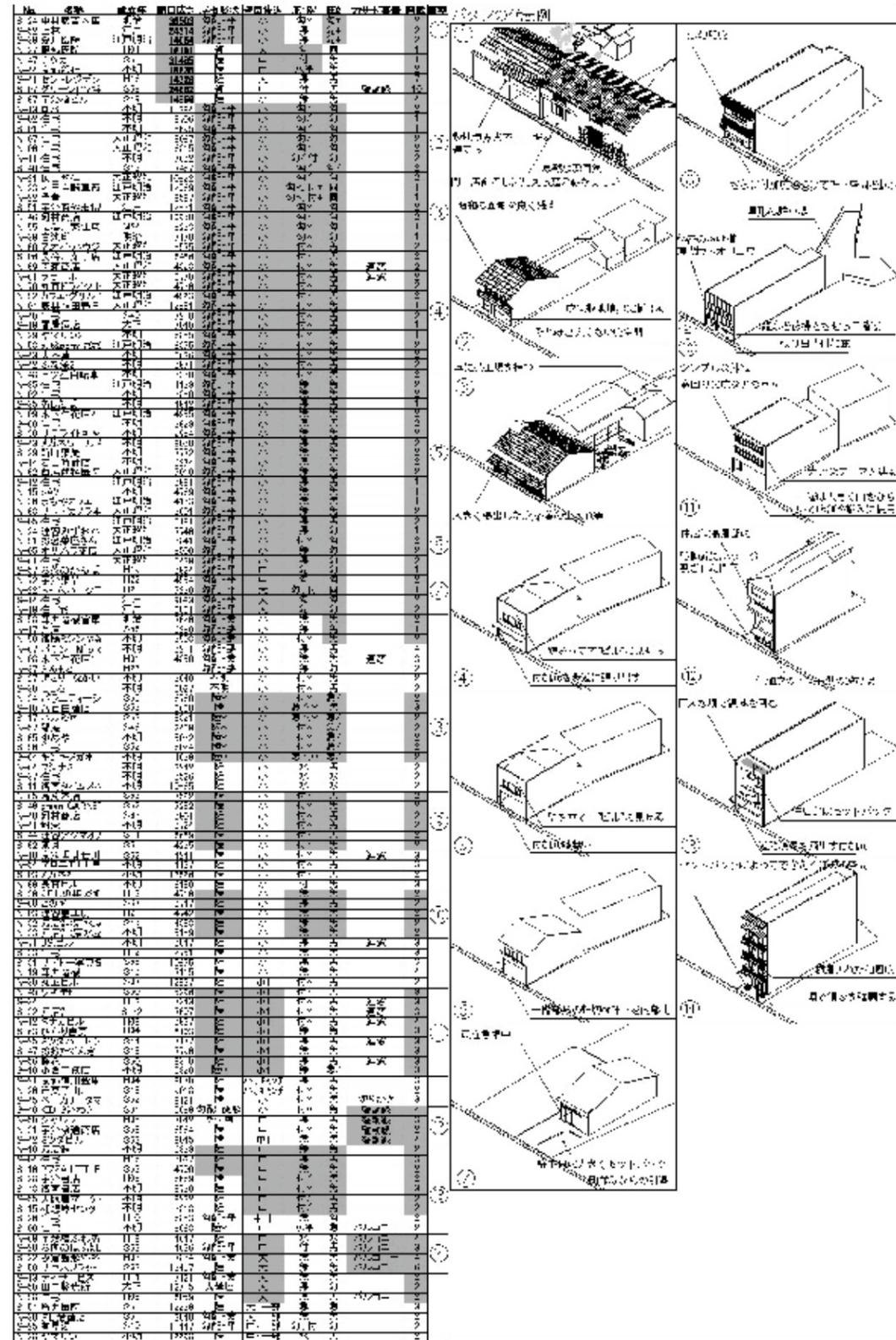


図48 宇治橋通り沿いの全資料とタイプの導出

の底を残し、町家の趣を残しつつ1階底を切除する「くちマスクタイプ」がある。間口を大きく開口している店舗において、日射や雨を防ぐ機能的な側面から、底は無くてもならないものである。壁面後退が<小>であり、陸屋根を持つビル型の建物は、「仮面町家モドキ」「急勾配庇ビル」「口あき町家ビル」である。「仮面町家モドキ」は1階及び2階建てで、プロポーションや開口などが仮面町家に酷似している。壁面を敷地境界いっぱいにて、1階部分に付加的な底をつけることで、店構えを形成するものが多い。

「急勾配庇ビル」は壁面の後退を抑え、かつ浅く急勾配の軒先をもつものである。店構えを形成しつつ、壁面をなるべく道路境界に寄せて内部空間を確保するために、底は急勾配になる。軒下空間の不足を補うかのように付加的な底を取り付け、歩道空間まで店先空間を拡張しているものは約半数見られる。

1階部分の壁面のみが後退し、3階以上である「口あきビル」は、1階壁面を間口いっぱいに後退させて道路空間を引き込むように、店舗空間を展開するものである。上階には間口いっぱいに連窓をもち、要素の少ないミニマルな外観であるものが多い。上階は事務所機能であると推察される。

壁面後退が<中>以上の、「口だし町家ビル」「セットバックバルコニービル」「引退町家」のうち、「口だし町家ビル」は、主建物が大きく後退しているながら、1階部分の付加底を敷地境界まで張り出して半外部の空間をつくり、商空間などに利用しているものである（隣地境界に塀を建て、1階部分の領域性を強調する傾向がある）。セットバックした空間にバルコニーを積層させる3階以上の「セットバックバルコニービル」は、セットバックにより居住空間にも、足下の店舗空間にもバッファーを設けようとするものである。

「引退町家」は、駐車スペースや搬出入のスペースとして大きく道路から後退する町家型の建物である。「過分節ビル」は、間口全体を占める要素の積層によって構成される他の大部分の類型に対し、縦動線などの垂直要素により、ファサードを分節するものである。

D. 建物タイプの世代的な位置づけと相互の関係

得られた類型相互の関係を捉え、法規や社会状況の変化を付記して世代的な位置づけを図49に行った。

「第一世代」は、宇治橋通りを構成する2つの原型である大間口屋敷と庇突出町家である。江戸時代末期までは、通り沿いの建物の約1/3が、大間口屋敷に分類される茶師屋敷によって占められていた。明治に入り茶師の没落が始まると、茶師屋敷の敷地は徐々に分筆され、茶の小売りや、茶業関連の製品を売る町家型の建物が増えてゆく。それらの町家は、壁面を茶師屋敷の長屋門の壁に揃え、庇を通りへ大きく伸ばす庇突出町家である。深い軒下の空間は、搬出入や、店舗空間として利用されていたのではないかと想像される。これら茶師屋敷と町家を宇治橋通りにおける建物の2つの原型と位置づけられることから、ここまですべてを第一世代とする。茶師屋敷から町家型建築に移行していく段階では、茶師屋敷の長屋門に合わせて壁面を揃えたため、庇が大きく水路を超えるような、現在残っている伝統的町家にみられる特徴的な町家が生まれたと考えられる。これはあくまで推察である

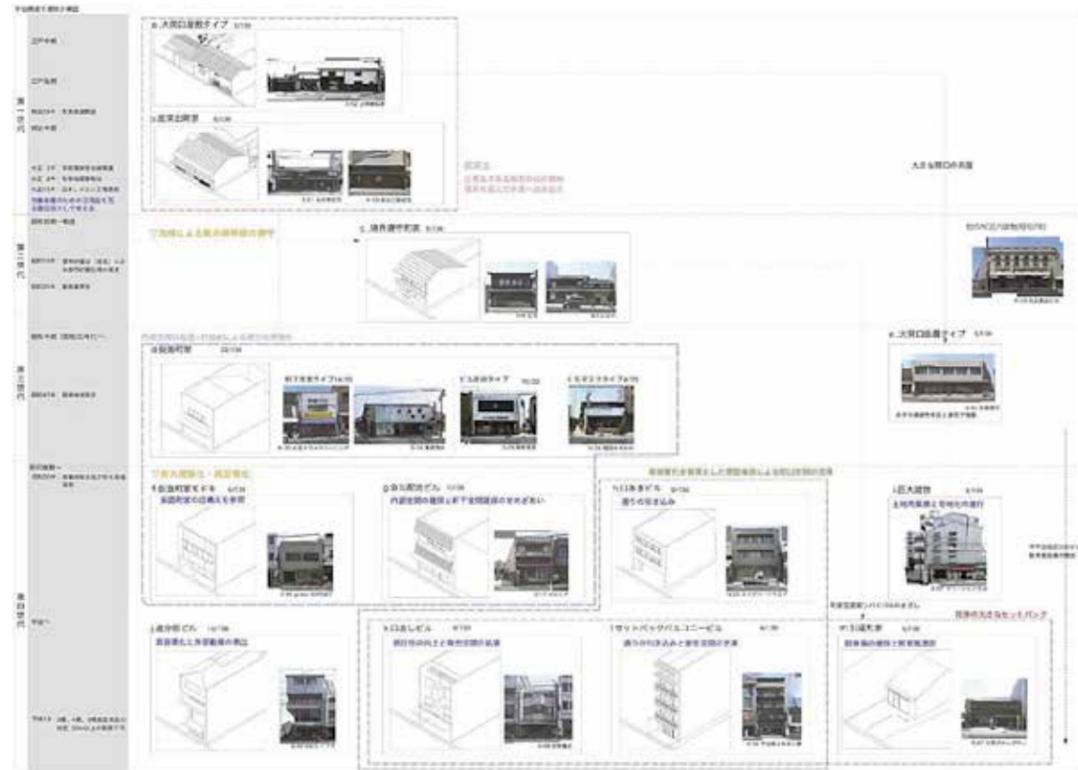


図49 宇治橋通りの建物分類図

が、圧倒的に社会的身分の高かった茶師の特権が失われていくなかで、通りに対して町家の屋根が大きく飛び出していく風景は、時代の変わり目を感じさせる特徴的なものであったのかもしれない。

「第二世代」は、法規によって敷地境界のはみ出しができなくなって以降の町家の原型である境界遵守町家である。大正8年に制定され昭和9年に改正された、建築基準法の前身である市街地建築物法をきっかけに、敷地境界からはみ出して建築することができなくなったことから、以降の新築の町家は、壁面を後退させ庇の先端を敷地境界に合わせる境界遵守町家となる。主要構造部が境界を出ない最初の町家の原型を第二世代とする。庇突出町家の多くが厨子二階であるのに対し、境界遵守町家は総二階が多く、時代の前後関係が明瞭である。

「第三世代」は第一・第二世代の改修によって生まれたものであり、庇突出町家と境界遵守町家が、1階の庇を廃してビル型へ増改築された仮面町家である。改変したファサードさらにビニル庇などの付加的な庇を設けることで、敷地境界を踏み出す建物の振る舞いが継承されているものもある。これは、内部空間を境界まで拡張させ、さらに付加庇によって歩道を領域化するものである。現在、通りに存在する建物の1/4がこのタイプに分類される。宇治橋通りは昭和30年代に仮面町家化が進行したと考えられている。

宇治市においては昭和42年に初の用途地域指定を受け（48年に改定）、昭和50年に宇治橋通りを含む商業地域が防火地域に指定され、以後、階数が3以上であり又は延べ面積

が100㎡を超える建築物は耐火建築物とすることとなり、木造建築の新築が難しくなる（2階建て以下、延床面積100㎡以下は準耐火建築物。それ以外は建築不可。平成16年以降ツーバイフォー工法が耐火認定取得）。防火地域指定にあたっては、宇治橋通りに緩和措置を設ける動きもあったが、最終的に実現しなかったという。建て替えに伴う隣地境界の変更（確定）や、防火仕様などの対応が現実的に困難であったことも推測され、木造町家は大規模な増改築をせずに既存不適格のまま小規模の修繕・改修が続けられ、建て替えはそれほど進まなかったと推測できる。仮面町家が現在まで多く残ってきた理由の一つである。

「第四世代」は、昭和後期から平成にかけて新築された、多様なバリエーションを持つ鉄骨造や鉄筋コンクリート造のビル型建物である。効率的な土地利用のための壁面設置と、限られた間口の中で店構えをつくり軒下空間を確保するというせめぎあいが、さまざまな表現の違いとなって表れる。

仮面町家モドキは、仮面町家の店構えを参照しつつ中庭をなくすなど全体的に高容積化している。急勾配庇ビルは、内部空間の拡張と、店構えの確保、軒下空間の確保というせめぎあいが最もよく表れたものである。

一方で高容積化を背景に、軒下空間を確保するために通りの前へ張り出すのではなく、壁面を敷地内へ後退させて前面空間を確保するものがみられる。1階部分だけ矩体を後退させ、軒下空間を飲み込むように店舗を展開する口あきビルは、通り空間を引き込んだ店舗空間の創出である。住居を含む矩体全体を後退させ、1階部分には空間いっぱい付加的な屋根を設ける口だしビルは、上階の居住性の向上と店先空間の拡張に対する解答と言える。セットバックバルコニービルは、セットバックにより生じたバッファー空間に、通り空間を引き込みつつ居住空間の充実を図ったものと言える。

専用住宅化の進行と自動車の駐車場確保の必要から、建物全体を大きく後退するものは徐々に増加傾向にある。宇治橋通りでは、商店街としての性質上、自らの敷地には自動車を停めず、周辺の駐車場スペースを利用する傾向があるため、駐車スペース確保のための建物立面の変形は比較的少ない印象がある。一方で中宇治地区全体の傾向として、月極駐車場やコインパーキングの増加がみられる。

E. 結論

以上、壁面の位置と軒先空間の構成からみた構えの違いから建物のタイプを捉え、法規や社会状況の変化などを元に世代的な位置づけを行い、類型間の関係やコンセプトを捉えた。その結果、茶師屋敷が建ち並んでいた江戸時代から現在に至るまで、茶師の影響力低下に伴う社会階級の変化、店構えと軒下空間の確保という商業的な問題、居住空間と通りの関係、自動車の取り扱いなどの種々の課題が、壁面位置の設定と軒下空間をどう確保するかという建築的な問題に置き換えられてきたと見ることができる。そして、宇治橋通りにおける多様な建築の構えの現れは、敷地境界を超えて庇を設けることで内部空間を通りへ拡張する「通り空間の領域化」と、建物を後退させて敷地内に通りとの緩衝空間を確保する「通り空間の引き込み」という対比の中に位置づけられることを明らかにした。

5. 茶生産・製造の有機的關係

中宇治や白川で見られる茶園や茶工場といった茶業に関する景観は、平安時代の様相を留めながら重層的に形成された市街地部と一体として形成され、宇治の文化的景観の骨格のひとつを成している。そのため、第2章の宇治の伝統的家屋からも見えるように、宇治の文化的景観を構成する要素は茶業の特質から生みだされているものが多い。

第1章で指摘する宇治茶業に関する基礎的な特質を踏まえた上で、特に中宇治地区と白川地区に特化し、文化的景観として茶業を読み解くことで浮かび上がる有機的な関係から宇治の文化的景観の個性を際立たせる基礎を提示するとともに、各構成要素の位置づけを明確にするものとする。

(1) 中宇治・白川の茶業成立の背景

A. フィジオトープと茶業

a. 地形・地質

宇治市域は、東部の古生層及び中生層からなる山地、中部の新生代層からなる丘陵地・台地、西部の沖積層からなる低地に大別され、西側ほど新しい地層となる。この内、白川区は中部の宇治砂礫層に当たり、中宇治地区の内、壺番から妙楽にかけては折居川により低地へ部へと運び出された土砂が堆積した扇状地層に当たる。折居川の扇状地は西から東にいくほど勾配が緩くなり、妙楽から蓮華にかけては完新統の泥がち堆積物が卓越する。つまり、このあたり一帯から宇治川の氾濫原がはじまる。

茶研究の先駆者である諸岡存によると、「茶樹の原産地を見るに奇岩絶壁あり、人跡未踏の地がある、湿気多く、蒸暑く、氣候風に見舞はれて霧深く、著しい直射日光なく、しかも朝日がよく射入する溪谷沿の傾斜面に天生する、地質上でいへば太古層又は古生層の火山岩風化で出来た陶土質で鉄分に富み、高所より絶えず養分が流化して排水がよい、こうした土地の産は茶葉の品質がよい、故に茶樹の生じている所は神聖な地域とされて修道院などが建てられる例もある。」¹⁾ という。つまり、良質の茶葉が育つ土地の条件は、水はけがよい一方で水を得やすく、茶の芽の大敵である霜を防ぐ霧が発生しやすい土地といえる。特に茶の生育は水分条件に影響されやすいため、適度な保水性と排水性があることが重要である。土壌は、粘土と砂質土に有機物が混じり合ったものが適している。中宇治地区も白川区も、表層部を透水性の大きい砂礫層が卓越した土壌をもち、まさに茶の生育条件に当てはまる地勢で、この地形や地質が宇治での茶業の発展を導いたといえるだろう。

b. 気象条件

府立茶業研究所が宇治市宇治若森で行った観測によると、昭和31年から40年に至る10年間の年間降水量は1,337mmで京都市よりも少ないが、平均湿度は78.8%で京都市の72%よりも多く、特に冬季に80%越える。この湿度の高さ＝水蒸気量の多さは、宇治の風物詩にもなっている霧の発生率の高さに関連している。

権中納言定頼が「朝ぼらけ 宇治の川霧 たえだえに あらはれわたる 瀬々の網代木」(『千載集 卷六』)と歌うように、宇治の霧は和歌や物語の中に美しく包み込まれ、中宇治の山紫水明のイメージを彩ってきた。

霧はその発生要因によって放射霧、移流霧、蒸気霧、前線霧、上昇霧に分類されるが、宇治ではこのうち放射霧と蒸気霧が発生する。

放射霧は、晴れた夜に地表面が放射冷却によって冷え、それに接する地表面付近の気温が下がることで明け方に発生する霧である。夜間風が強いと地表近くの冷えた空気とそのすぐ上の冷えていない空気とがよく混合するため、地表付近の気温の下がり方は小さい。したがって冷たい空気のたまりやすい盆地で発生しやすい。もう一方の蒸気霧は、水蒸気を多く含んだ暖かい空気が周囲の冷たい空気と混合して飽和に達した場合に発生する霧である。実際には、暖かい水面の上に冷たい空気が流れ込んでくる際に発生し、秋から冬にかけて川や湾で発生するため「川霧」や「海霧」とも呼ばれる。つまり宇治は、①盆地地形であり、②湿度が高いことが放射霧を生み、③川幅の広い宇治川が流れ、④その谷口に位置するため冷たい空気が流れ込みやすいことが蒸気霧を生んでいると考えられる。宇治の地形的な特性と気象条件が霧の多さに影響している。

では、霧の発生率の高さと茶の生育条件とは何か関係があるのだろうか。茶の葉は日光に当たり紫外線を浴びるとうま味・甘味成分であるテアニンが苦味・渋味成分であるタンニンに変化する。時折発生する霧は日光を遮り、柔らかくうま味のある宇治茶の生育につながったとも考えられる。

B. 近代の宇治茶業史

宇治では覆下栽培や青製煎茶法、茶櫃が考案され、宇治一帯の茶業家たちは相次いで玉露の生産を開始し覆下栽培の茶園を拡大していくとともに、生産・製造法の改良を重ね、宇治の茶生産はさらにブランド力を増していった。特に近代において宇治で開発された碾茶や玉露に関する技術は、現在の茶園景観や伝統的家屋に反映されている。そのため本項では特に近代に着目し宇治の茶業の発展を追うこととする。

a. 碾茶製造機の開発

安政5年(1858)、日米修好通商条約が締結され茶の輸出が始まる。明治に入ってからには特に茶の輸出量が増加し、また近代化の影響を受けて次第に製茶の機械化が図られるようになった。

煎茶の機械化では、明治30年(1897)、埼玉県の高林謙三が茶の粗揉機を考案し「茶葉粗揉機械」として第3301号の特許を受けた²⁾。この粗揉機は各地に急速に普及し、またこのヒットを契機に次々に茶の製造機械が考案されることになる。

大正時代に入り、碾茶についても製造工程の機械化が模索される。まず大正9年(1920)に愛知県の山内純平が三河式と呼ばれる碾茶製造機を考案した。これは、長さ4間、幅4尺、高さ6尺内外の煉瓦積みの乾燥炉を設け、その底部に火炉を置いたものであった。一方、同年には京都府久世郡小倉村の西村正太郎と京都市の浅田美穂が完全自動式の碾茶乾燥機を

考案した³⁾。そして、この原理を受け継ぎながら、宇治町の堀井長次郎が京都市の鉄鋼業西井甚吉と共同で改良を重ね、大正13年（1924）に堀井式と名付けられた碾茶製造機を完成させた⁴⁾。

堀井式碾茶製造機は、長さ8間、幅4尺3寸5分、高さ8尺余の煉瓦積みの焙炉（乾燥炉）を設け、底部に石炭を使用する長さ1間の半円筒型火炉と、これに連結する煙筒を横たえた6ヵ所の炭火補助炉を備えた。そして乾燥炉内部には外部動力に寄り移動する3～4尺の送带式金網を設けた。また室内の温度を調整するために、製茶場の天井に1間おきに煙突を立てて自然換気することとした。

堀井式碾茶製造機はその性能の良さから翌大正14年（1925）には9台が完成し、また同年7月には京都府茶業組合連合会議所会頭であった玉井源次郎氏よりその功績に対して表彰を受けている。堀井と西井は、蒸した茶葉を風力により吹き上げながら冷却・散茶を行う堀西式散茶機の考案などを重ね、その結果、茶葉の冷却や攪散の精度が高く高品質の碾茶を製造できるようになった。また蒸しから乾燥までの工程を一連化することで生産量も増加、こうしたことからこの堀井式碾茶製造機が以後最も普及し、現在も全国的に使用されている。

b. 品種改良

さらに、明治に入るとチャノキの品種改良が民間の育種家たちの間で始まった。明治末期から大正の間に静岡県静岡市の杉山彦三郎が選抜した「やぶきた」は煎茶として極めて良好な品質をもち、広域での適応性にたけていたことから急速に普及した。

煎茶用品種の改良が静岡を中心に行われたのに対し、碾茶・玉露用品種の改良は宇治が中心となって昭和初期から開始される⁵⁾。宇治五ヶ庄の民間育種家である平野甚之丞は昭和6～8年頃に自園から「あさひ」（平野11号）を選抜した。品質が極めて高く、昭和17年には京都府茶業研究所の品種比較試験の対象に加えられ、現在も碾茶の品評会で上位を占めるのはこの品種から作られた碾茶である。

一方、平野と協力しながら品種改良に努めた小山政次郎は「さみどり」を選抜。両品種ともに昭和28年には農林水産省の品種登録を受け、昭和29年には京都府奨励品種として登録、碾茶・玉露生産に欠くことのできない品種となっている。

平成14年には中宇治の堀井信夫氏により宇治在来種の中から選抜された「成里乃（なりの）」が品種登録を受けた。堀井氏はこの品種を自園で生産した碾茶で、平成22年全国茶品評会てん茶の部で一等一席農林水産大臣賞を受賞している。

c. 寒冷紗被覆の開発

昭和30年代に入り、被覆するための天然資材の入手難や労働者の減少に伴い、棚の架設・撤去などに必要な労力の省力化と平行するように、化学繊維の開発が進んだ。

ヨシズとワラを用いる伝統的な本ずきに最も近い被覆方法は、化学繊維の二段式被覆方式で、昭和46年（1971）に白川区の京都府立茶業研究所で開発された⁶⁾。ヨシズを広げる時期に上段（地上2.4m）の寒冷紗を広げ、ワラを敷く時期に下段（地上2.0m）を広げる。

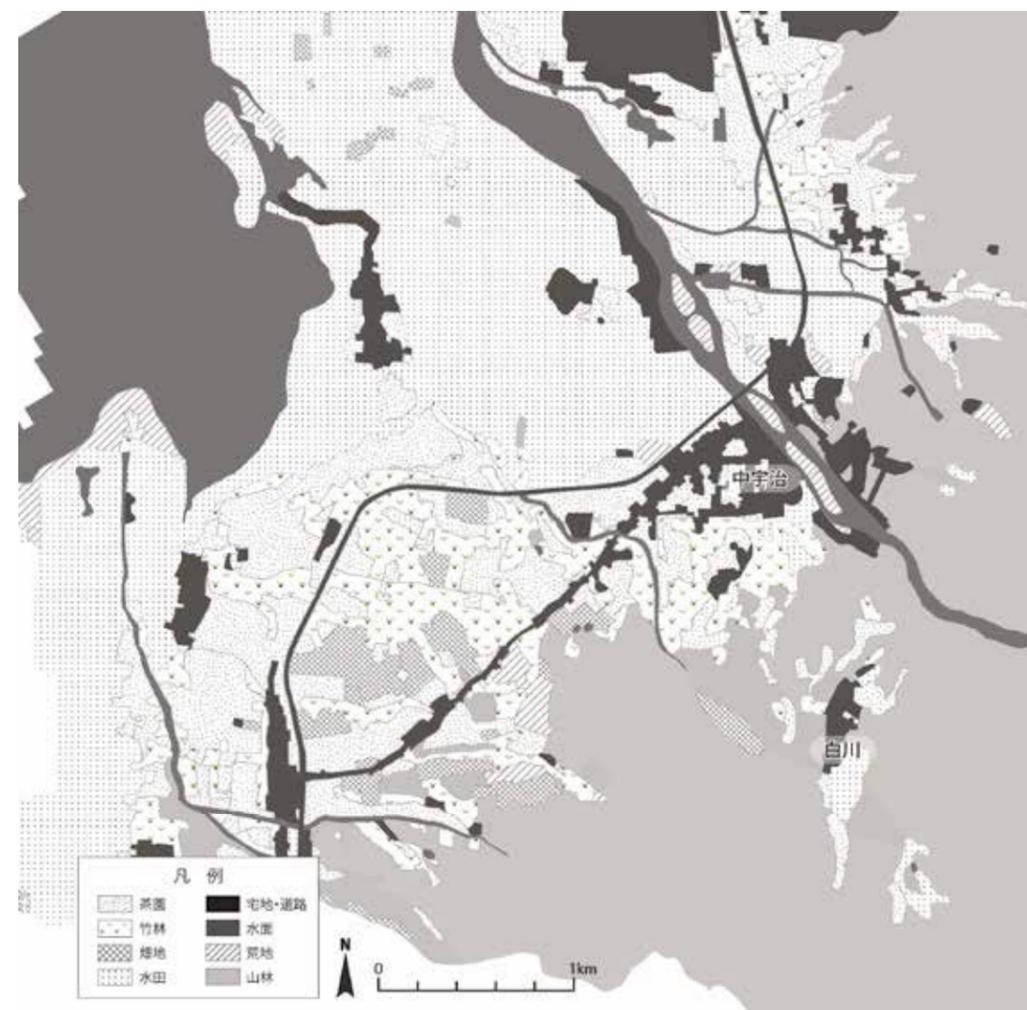


図50 大正11年の宇治市の土地利用

茶園の被覆材料には寒冷紗と呼ばれる黒色の化学繊維が利用され、棚の構造は半永久的またはほぼ永久的なものとなった。つまり、コンクリート柱または鉄骨柱を立てて鉄線を張った上でカーテン状の寒冷紗をつけて開閉を容易にしたものである。

このように中宇治や白川では、茶生産に適した自然条件とともに、茶の生産や製造に関する新しいアイデアを生み出しながら徐々に改良を重ねてきたことが、最高品質の茶生産地であり続けてきた背景にあるといえる。

(2) 茶園の変遷

A. 中宇治地区の特徴

大正11年に発行された地形図から当時の茶園の位置を示したものが図50である。折居川の扇状地、その南側の台地、宇治川の河川敷が茶園として利用されていたことがわかるが、特に宇治橋通り・県通り・本町通りに囲まれた市街地一帯をみると、街区内部一帯が

茶園として利用されている異様な状況を見ることができる。通り沿いが市街化されてもおお街区内部で茶生産が行われ続けたのはなぜだろうか。

その理由のひとつは、先述したとおり、茶の栽培に適した自然条件がそろっていたことが挙げられる。折居川の扇状地に位置しているため表土が深く排水性が良いこと、また北向き斜面で低温寡照の微気象を持つことが良質の茶を生産するのに適していたと考えられる。

また、宇治では覆下栽培を特徴とした茶業の成立により小面積の茶園での少量・高品質・高価格の茶生産が行われており、茶園の管理には労力と時間がかかる。より広大な茶園を求めて生産量を増やすよりも小規模な茶園であっても自宅や荒茶製造場所に近い場所であることのほうが、品質を重視した宇治の茶生産には適合していたといえるだろう。

中宇治のこの街区茶園は、実は古代末期の地割を背景に生まれたものである。中宇治の街区は藤原氏が別業を構えたことに由来する地割を踏襲しているため、道で区切られるひとつひとつの区画が大きい。そのため道沿いに家屋を建てると区画の真ん中に空間ができるので、そこを茶園や田畑として利用していた。近代に入り茶業の機械化が進み、それに伴ってこの空間を利用した茶工場建設が進められた。

近代化の影響を受けて都市が発展拡大する場合、一般的には拡大の方向は外に向かっていく。しかし中宇治の場合はその圧力を受けとめるやわらかな余地を、有用な価値をもった茶園として内部に持っていた。中宇治の茶業は、宇治川沿いの扇状地というフィジオスケープ、街区内部の農地とその後の奥深い敷地を利用した茶製造に特徴があると言える。

B. 白川地区の特徴

白川地区では地区の周囲に茶園があり、中央の集落と白山神社の間、少し南に至るまでの範囲は概ね水田である。この水田一帯はかつて平安後期創建の白川金色院とその坊（十六坊）があった場所で、発掘調査によりその範囲は概ね押さえられている。この土地利用図と十六坊範囲を重ねてみると、水田領域は十六坊の範囲と一致する。白川地区には寺川と白川という高さの異なる2本の川が平行に流れており、十六坊のエリアは両河川の高低差を利用して水を配ることによって形成された土地利用だったということが読める。おそらく、十六坊は坊ごとに敷地を平坦に造成し、そこに水を利用して池などをつくったのだろう。その後形成される棚田は、この十六坊によって形成された平坦面と導水の存在により容易に水田に転用することができたと考えられる。白川のまともある水田は名付けるならば「坊棚田」といったところだろう。

ではこの坊棚田と茶業との間には何らかの関係があるのだろうか。宇治の茶業は本ずを利用した覆下栽培が基本で、その際、簾の上



図 51 白川地区の坊棚田
(奈良文化財研究所提供)

に乗せる稲藁が必要不可欠である。稲藁は茶摘み後に畑に落とされてマルチング材にもなる。また、茶業を主な生業とする集落では、茶摘みとの関連で田植え時期が遅れるなど、米の品質をそれほど高めることができない。つまり、坊棚田は茶業に付随する水田であると捉えられ、その存在は、白川金色院の周囲に徐々に茶業集落が形成され、金色院の衰退とともに茶業集落が生育していく過程を明瞭に示している。

白川地区における茶業の特質は、寺川と白川が併流するという地形上の特異性、「坊棚田」の存在にあるといえるだろう。

(3) 覆下園での栽培の関係性

A. 茶園での生産

a. 茶園－水田－ヨシ原－山林の関係

覆下栽培で最も重視される技術は遮光である。従来の本ずによる覆下栽培では、まず茶園に丸太と丸竹で棚を組む。その上に1枚目の覆いとしてヨシズを広げ、さらに2枚目として稲藁を敷き、遮光率95～98%とする。そして5月いっぱい手摘みで新芽の摘み取りが行われる。本ずは寒冷紗に比べて保温効果があり、生育を促進するとともに防霜性にも優れている。また稲藁は遮光以外にも、茶に独特の香りが付くこと、さらに茶摘み後、茶園の畝間やチャノキの根元に稲藁を落とすことでマルチング材となり、雑草の繁殖や地温の調整機能をもっている。

この重要な稲藁を、中宇治では宇治川の氾濫原を利用した水田で、白川では坊棚田で生産していた。ヨシズの原料となるヨシは巨椋池から入手でき、この巨椋池との近さも宇治での茶業成立の要因と考えられる。巨椋池干拓後（昭和8年着工、同16年完成）は滋賀県の近江八幡や能登川といった琵琶湖の内湖で生産されるものを購入している。さらに、周囲を縁取る山林では棚の材料となるスギやタケのほか、茶製造に用いる薪や炭をとることができた。

b. 茶園と在来種の関係

日本の茶産地には古くから種子で繁殖してきた在来種が栽培されており、その地方の気象条件や栽培様式によって独特の形質を示すことが多いといわれている。宇治の在来種は



図 52 覆下園と覆小屋



図 53 覆小屋に収納されるヨシズ

(ともに奈良文化財研究所提供)

宇治在来種と呼ばれ、この中から「あさひ」や「さみどり」に代表される数多くの優良品種が選抜されてきた。在来種茶園には様々な茶樹が生育し、天然のブレンダー効果を持っている反面、品質が平均化しないため均一な味を求めるには難点も多い。近年では茶園の宅地化や品種園化の進行により在来種の割合が急速に減少している。平成21年度京都府茶生産統計によると、府内の茶園1,622.7haの内、在来種茶園は179.3haで11%にすぎないが、宇治市に限ると、総茶園面積74.4ha、在来種茶園13haで、17.5%が在来種である。宇治市内には歴史性を有する在来種の茶園が多く、優良品種を生みだしながらもその伝統を生産者が引き継いでいる。

c. 茶園と覆小屋の関係

各茶園には覆小屋（オイゴヤ）と呼ばれる作業小屋が必ずセットで設けられている。覆下栽培を行う場合、覆いのベースとなる棚を作るための竹や丸太の杭、遮光のためのヨシズなどを収納する広い場所が必要で、そのための小屋として作られてきた。これは露天栽培では見られないもので、碾茶や玉露を覆下で栽培する宇治の特徴である。

覆小屋は竹なども収納できるよう間口が2～3間（京間）、奥行きが6間ほどある。近年は常設の棚を設置するケースが多く、棚を組むことがないため小屋の規模は小さくなっているものの、茶園には必ず設けられている。

d. 茶園とカキノキの関係

宇治では茶園の中や縁に存在感のあるカキノキを見ることが多々あるが、このカキノキは、チャノキの霜よけ・日よけとして植えられてきたものとも言われている。ではなぜカキノキだったのか。チャノキは排水がよく保水力のある土壌に適している植物だが、カキノキもそれと同様の土壌条件を持つ砂質粘土を好むこと、茶業の農繁期の裏作時期に収穫できること、根元のチャノキにより土壌の温度を一定に保つことでカキノキの落果を防ぎやすいこと、などが想定される。

覆下園では棚の常設化や規格化によりカキノキは減少傾向にあるが、残されているカキノキには、絵画的美しさという意味も込められているか。

B. 製茶工程

a. 製造工程と茶工場との関係

茶生産の特徴は、生産農家が行う農作業の中に加工工程までが含まれることにある。

荒茶製造工程と呼ばれる工程で、碾茶では、茶農家が茶葉の蒸熱から乾燥までを行って「荒茶（あらちゃ）」に加工し、その後、問屋や市場に出荷してその先で抹茶に仕上げる。荒茶加工の工程で特に欠かせないのが長大な焙炉である。

これは大正期に中宇治地区で開発された煉瓦



図54 茶園のカキノキ
(奈良文化財研究所提供)

造りの煉瓦造碾茶乾燥炉で、長さが8間にも及ぶ。これを茶工場に造るにはかなりの敷地を必要とするが、それにも関わらず市中心部である中宇治地区では碾茶用茶工場が多く導入され、現在も2カ所で焙炉を利用した荒茶加工が続けられている。

これを可能にした背景とは何だろうか。中宇治は中世以来、茶師の屋敷群が建ち並んだ都市である。近代に入り茶師の衰退に伴ってその屋敷地の区画を短冊状に割った敷地が誕生して町家が誕生した。そのため町家の敷地は奥行きが30間にも及び、正面に表屋、奥行方向に深く伸びる土間に沿って製茶関連施設を配することを可能にした。この奥深い敷地が焙炉の開発を可能にし、そこでの製造システムが敷地の形にフィットしたため、市街地にありながら自前の加工設備を設け、現在までの持続につながったと考えられる。

b. 宇治石と茶臼との関係

宇治市の東部を占める醍醐山地には、砂岩や火成岩の一種である輝緑岩の地質が帯状に細く分布している。特に、中宇治地区の朝日山南東から天ヶ瀬発電所にかけて分布する硬砂岩は「宇治朝日山の茶臼石」として茶を挽くための石臼の材料としてもてはやされた。この硬砂岩には「宇治石」という名前まで付けられている。さらに、田原川が宇治川に合流するあたりに見られる輝緑岩も斑状の黒色の緻密な岩石であるため、宇治石と同様に茶臼の石材として賞用された。

ちなみに、こうした石材を茶臼に加工するには専門の技術が必要で、臼師と呼ばれる専門の職人が宇治には昭和までいたという。宇治は、茶の生産に関わる自然条件だけではなく、製造に関わる自然条件までも満たしていた。

c. 茶農家と茶問屋の関係

茶の流通経路は地域によって様々であるが、宇治の場合は、茶の生産から荒茶の製造までを担う「茶農家」と、茶農家が生産・製造した荒茶を買い入れて「仕上茶（しあげちゃ）」に加工して商品の完成までを行う「茶問屋」がいる。一部、自家農園の茶の製品化まで行い直接小売り業者に販売している茶農家もいるが、これはごく稀な例である。

茶農家は宇治市茶生産協同組合に加入し、その7～8割は荒茶を売る問屋が決まっている。この仕組みを「いりつけ」と呼び、宇治独特の茶流通の仕組みである。いりつけの問屋は農家によって違い、複数持つ場合とひとつしか持たない場合とがある。そのメリットは安定的に出荷できるということだが、デメリットとして支払いが遅いということがあり、たとえば6月に荒茶を問屋に卸した場合、8月と12月に2回に分けて支払われる、といった具合である。

こうしたことから近年ではいりつけをやめて農協の京都茶市場に出荷する茶農家も見られるが、同じ地域内に生産者と加工・販売者が共存する関係は宇治における茶業の特質といえるだろう。

(4) 中宇治地区での茶業

平成20年度の統計によると、京都府は茶生産量2,704tで全国5位であるが、玉露について

は全国シェアの5割以上、碾茶では5割弱を占めており、日本を代表する高級茶の産地といえる。中でも宇治市は玉露や碾茶など覆いをかぶせて栽培する覆下園が極めて多く、全体の9割近くを占めており、さらに中宇治地区に所在する茶農家に限るとすべて碾茶のみの生産という極めて特異な状況である。

本節では、この中宇治地区を対象に、茶業を具体的に追うとともに、茶業の生業層と製造工程における敷地との関係について、中宇治地区の茶農家Aを例にヒアリング調査及び現地調査から得られた結果を述べる。

A. 茶業関連家屋と茶園

a. 茶業関連家屋の分布

現在、中宇治地区に本店を置く茶問屋は12軒ある(図55)。一方、中宇治地区に関わる茶農家は8世帯で、そのうち2世帯が地区内に自家工場を所有している。茶問屋は宇治橋通りや県通り沿いに多く、茶農家は本町通り沿いや内部の街路沿い、中宇治地区南側の台地上に多く立地している。このほか中宇治地区内には碾茶製造機の製作を担っていた商店や茶櫃の製造・販売を行っていた商店など茶業に関連した家屋も見られる。

b. 茶園と土地所有

中宇治地区に在住し自家茶園を持つのは茶農家8世帯(A~H)と茶問屋1軒(I)である(表2)。茶農家のうち、6世帯は自家生産した荒茶をすべて問屋に、1世帯は農協に卸している。残り1世帯では大部分を直接小売店に卸し、一部を自家小売りしている。

市街化が進み中宇治地区内の茶園は減少しているが、多くの農家は自宅から離れた場所に茶園を求めて生産を続けている(図56)。その面積は小さく、小規模高品質の茶の生産形態を維持している状況がわかる。

c. 本ずと寒冷紗

茶農家Aは中宇治地区外に持つ茶園で現在もすべて本ずによる覆下栽培をおこなってい



図55 中宇治地区の茶業関連家屋

表2 中宇治の茶農家とその経営

NO	居住地	所有茶園	茶工場	販売
A	妙楽	地区内	自家工場	市場
B	妙楽	地区内	自家工場	小売
C	沓番	地区内外	共同工場(出資)	問屋
D	妙楽	地区外	共同工場(出資)	問屋
E	妙楽	地区外	共同工場(未出資)	問屋
F	善法	地区内	共同工場(出資)	問屋
G	善法	地区内	個人工場 共同工場(未出資)	問屋
H	善法	地区内	個人工場に委託	問屋
I	妙楽	地区内	共同工場(出資)	-

る。

一方、茶農家BやCは所有する茶園の面積が比較的広いためにそのほとんどを寒冷紗による覆下栽培に移行しているが、共に5%程度は本ずを用いている。

d. 栽培品種

栽培される茶は実生による在来種が主だったが、品種改良が進み、昭和30年半ば頃からさし木による優良品種が多数出てきた。

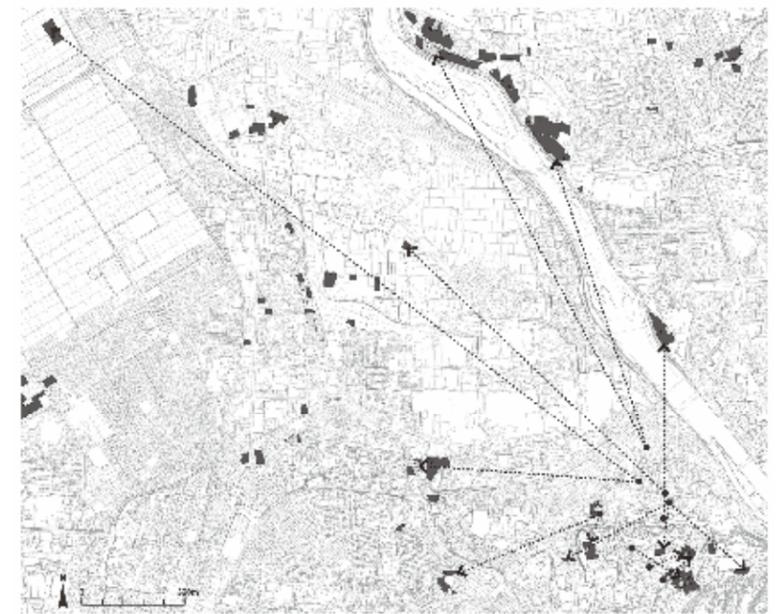


図56 中宇治の茶農家とその茶園

平成20年度の京都府茶生産統計によると、府全体の茶園の内、優良品種茶園率は89.7%とそのほとんどが優良品種となっていることがわかる。ちなみに、茶農家Aでは、早生のあさひと中生から晩生のさみどり、茶農家Bでは、さみどり(6割)、あさひ(1割)、やぶきた(1割)、ごこう(1割)、さえみどり他(1割)、茶農家Cでは、さみどり(6割)、あさひ(2.5割)、なりの(1割)、寺川早生(0.5割)を栽培し、優良品種への植えかえをすべて終了している。

B. 宇治茶の生産・製造と敷地利用

茶農家Aは宇治橋通りに面する自宅奥に自家工場を構え、茶摘みを除く茶園の管理から荒茶製造までの工程を一貫して家族のみで行っている。現当主は5代目に当たる。以前は他の茶農家からの委託による荒茶製造量が多かったが、近年はその量も減っているという。

また5、6年前にいりつけをやめ、現在では自家消費分以外はJA全農京都茶市場(城陽)に出荷している。茶園は宇治市五ヶ庄針木原と宇治市槇島大島に持ち、両者とも宇治川沿いに立地している。茶農家Aは前者の茶園を「サガジマ」と呼び、後者は「オオシマ」と呼ぶ。

a. 1年間の作業工程

畑仕事は1月中旬~下旬に始まる。そのころ、茶園に「寒肥(カンピ)」を施すのである。寒肥は以前は下肥であったが、現在はナタネアブラカス(菜種油粕)を主肥としたものになっている。またこの時期に茶工場で当主の妻が「ヨシズ編み」を行う。

続いて2月の中旬と3月の中旬に「春肥(ハルヒ)」を施す。3月の中旬には「モトヨセ」を行う。モトヨセはモトキセとも呼び、畝の両側に掘り下げた溝と通路との段差を均す作業である。そのころから3月末にかけて、茶摘みさんたちに往復はがきと自家農園の抹茶を

送り、今年度の茶摘みへの参加の最終チェックを行う。また新人茶摘みさんを紹介してくれるかどうか尋ねる。

20年ほど前まではモトヨセが終わると「下骨（シタボネ）」を行っていた。これは覆小屋から丸太の杭と竹を取り出して覆いのベースとなる棚を作る作業であるが、現在は常時設置できる金属製の棚を用いているためこの作業は行っていない。



図57 茶園でのスーアゲ作業
(奈良文化財研究所提供)

3月下旬～4月中旬に覆小屋から「ス」（ヨシズのこと）を出して棚の上に広げる「スーアゲ」を行い、棚の四方をコモで巻く「コモツリ」を行う。そして「ワラアゲ」としてスの上に藁の束を乗せておく。乗せた藁は4月中～下旬に「ワラフキ」を行い、スの上に広げて敷き詰める。

ワラフキは2段階でおこない、新しい茶の芽が出てきて1芯2葉が出揃った頃に薄く広げて遮光率70～80%ほどにし、その後1週間ほどして1芯4葉になった段階ですべてを広げて遮光率99%と完全に遮光する。そしてこの頃、その年の茶摘みの開始日を決めて茶摘みさんたちに伝える。

茶摘みは5月上旬に開始する。近年は初旬の大型連休明けから行っている。茶摘みがちょうど折り返し地点を迎える5月中旬頃、「中山（ナカヤマ）」といって茶摘みさんにお菓子をお土産として持って帰ってもらう日を設ける。以前は茶団子が主だったが、近年では洋菓子などを配っている。

そして5月末には茶摘み最終日である「カゴヤブリ」を迎える。その日は茶摘みさんたちにお土産としてお菓子と缶ビール1本を配る。農家によっては覆小屋で酒盛りを行ったり寿司をとったりする場合もあるという。

一方、一番茶の茶摘みが終わったチャノキから順次番刈り機で「番刈（バンカリ）」を行う。これは6月上旬まで続けられ、番茶刈りを行うとともにチャノキを整枝する役割を持っている。さらに番刈の終わったものは「スウオロシ」の作業となる。覆いが乾いている時にスを藁ごと棚から落とすのである。落としたスは畳んで覆小屋に収納する。スウオロシがすべて終わってからチャノキの上に落とされたままの藁を畝の間に落とす「シビトリ」を行う。

茶園での作業は6月上旬にはほとんど終え、6月5・6日の県祭りまでには茶摘みさんたちへの賃金の支払いを終える。茶摘みさんたちはこの賃金を県祭りで使うことができる、というわけだ。

7月に入ると害虫防除と草引きの作業が始まる。これは3月まで続けられる。肥料は8月下旬、9月中旬、10月中旬、11月中旬にそれぞれ「秋肥（アキヒ）」を、12月中旬に「寒肥」を施す。9月上旬には畝と畝の間を深く掘り耕す「深耕（シンコウ）」、下旬には畝の両側

に肥料を施すための溝を掘る「モトノケ」を行う。

年末の12月上旬に次年度に使用するヨシズを購入、納品される。そして12月下旬に、次年度の茶摘みへの参加を願い、茶摘みさんたちに挨拶状を添えてお歳暮を贈る。これは「手ツケ」と呼ぶ。以前は現金を送っていた。こうして1年の茶業を終える。



図58 茶摘みの様子

b. 茶園での茶摘み

各茶園には「引き手さん」と呼ばれる茶摘み頭がいる。大半が女性で、専属でいたが、現在は各家の祖父や祖母等がその役割を担っている場合が多い。茶農家Aの所有する茶園の引き手さんは2年ほど前に引退し、現在は当主の息子がこの役を行っている。

茶摘みさんは20人前後を2週間ほど雇っている。主力は60代で、茶園の周辺である黄檗や三室戸に在住している人が多い。賃金は宇治共通の量り積みで400円/1kgと決まっている。熟練した茶摘みさんであれば、さみどりで収量の多い時は30kg/日ほど収穫できることもあるという。

茶農家Aの茶園では7時から順次茶摘みが始まる。茶摘みさんが集めた芽は10時に最初に集める。その後、茶園では「ケンズイ」（休憩）をとる。昼食は12時頃から13時頃にかけて、覆小屋で食べる人もいれば自宅が近い場合は帰って食べる人もいる。13時頃から午後の作業を開始し、15時にケンズイ、そして17時に茶摘みの終了である「あがり芽」となる。

c. 茶工場でのヨシズ編み

茶農家Aの家では滋賀県の能登川（現・東近江市福堂町）のヨシ生産・製造問屋である「よし藤」からヨシズを購入している。夏前に注文し、12月上旬に納品され、翌年の1月中旬から当主の妻がヨシズに編む。

ヨシズは刈り取りを行ったあと1年間寝かしたものが納品される。1年間寝かすことで、ヨシズの中に虫が入っているものなどを選別できるという。

茶農家Aの家では例年20束（1300円/束）を購入し、これで50枚弱のヨシズを編む。編み縄は以前は荒縄を利用していたが、現在はナイロンロープを利用している。

茶園は8尺幅で作られており、そのため9尺5寸×4尺のヨシズに編む。1束で2.2枚という計算だという。ただし近年は4尺ではなく3尺5寸の茶園が多く、密度高くチャノキを植える傾向にあるという。

d. 荒茶製造とその敷地利用

茶農家Aの茶工場では、茶摘みが始まると同時に焙炉に火が入れられる。茶工場製茶を行うのは当主、当主の妻、当主の妹の計3名である。

茶園では茶摘みカゴを利用して摘み集められた芽を「シンドウ」（竹製の大きなカゴ）に集める。芽はアサヒであれば1日に3回、サミドリであれば1日に4回と決まった時間に集

める。シンドウをトラックに積んで宇治橋通りに面する自宅の正面まで運び、そこから敷地奥の茶工場まで一輪車や「コロ」で搬入する。昭和38～39年頃に敷地東南の土地を買って足して駐車場を設けたため、それ以降は裏手からの搬出も行っている。また昭和50年頃までは一輪車やコロではなく天秤棒で担いで運び入れていた。

工場内に運ばれた芽は以下の①～⑤の工程を経て荒茶に加工される。

- ①シンドウに乗せたまま計量器ではかる。
- ②計量器横にある「生芽入れ」という部屋に仮に保管する。以前はシンドウから取り出した芽を部屋に直に置いていたが、現在は金属製のコンテナを利用してその中に保管している。摘んできた芽はできるだけ早く荒茶に加工した方が良質の茶となるため、生芽入れに保管する時間は1～3時間ほどである。また、「地下室」と呼ぶ半地下の生芽入れもある。半地下の構造で冷涼であるため、芽の量が多く当日に荒茶まで加工できない「泊まり芽」が発生する場合に利用していた。10年ほど前までは他の茶農家からの荒茶加工の委託量が多かったため利用していたが現在は漏水も激しく利用していない。ただし、平成22年度は他農家からの加工の依頼が急に入ったため、この地下室が用いられた。
- ③蒸機（約10数秒）、散茶機（約1分）、乾燥炉（約30分）の工程を経て荒茶に加工する。茶を蒸す工程には大量の水が必要のため、以前は坪庭南側にあった井戸を利用していた。



図 59 半地下の生芽入れ



図 60 煉瓦造碾茶乾燥炉での乾燥と荒茶選別作業

(上下ともに奈良文化財研究所提供)

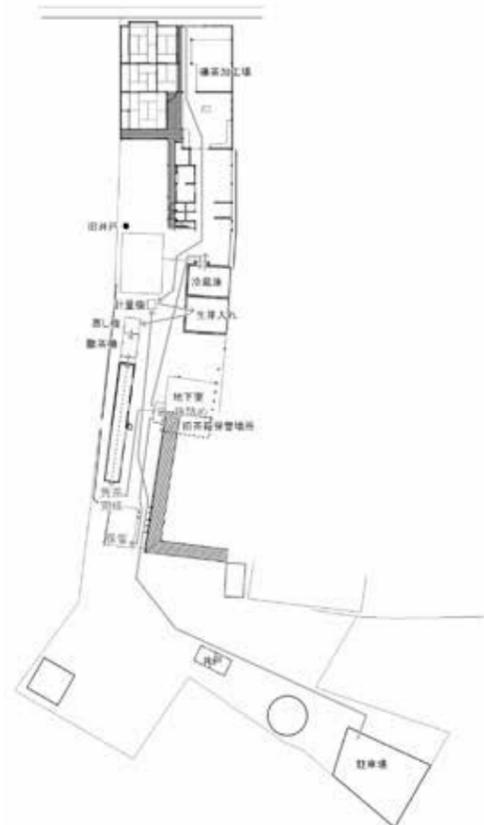


図 61 茶工場動線

この井戸は伏流水を利用した浅井戸で、水量が多い時は井戸から自噴するほどであったが、昭和40年代に入って枯渇が著しく、裏庭に掘り抜きの深井戸を掘って以降はこれを利用している。乾燥炉に利用しているのは堀井式の焙炉である。

加工される茶の芽は1日の中で数種類におよぶ。芽の種類が変わることを「ヤマガエ」と呼び、5分ほどのブランクを設けた後、新しい芽の加工を始める。

- ④出来上がった荒茶は袋詰め、もしくは箱詰めにする。以前は茶櫃に詰めて地下室横に大量に並べていた。茶櫃は宇治駅前のさし治商店等で製造販売していたが、現在は行っていない。
- ⑤袋等に詰めた荒茶は冷蔵庫もしくは保管部屋で保管する。

荒茶の製造は20時には終了し、22時には出荷作業や掃除等を終了する。こうして製造された荒茶は、茶農家Aでは自家消費分以外はすべて宇治茶市場に出す。市場での碾茶取引は、期間中は週に3回行われ、市が引かれる前日に農協が引き取りに来る。自家消費分は、かつての店舗部分に設置されている機械で碾茶まで加工している。

茶工場の設計・施工・修理は宇治橋通り沿いの南郷公康氏に依頼していたが、現在は大久保駅近くの内良氏に依頼している。

e. 茶農家Aの生業暦と宇治茶業

茶農家Aの生業暦からは、良質の茶を生産・製造するためには1年を通じてのきめ細かい茶園の管理、そして茶園と茶工場の立地の近さが重要であることがわかる。5月の茶園と茶工場は、まるで複雑な機械の歯車がかみ合う様に、ひとつのシステムで結ばれている。茶工場では奥深い敷地をフル活用し、効率化され、流れるような動きで荒茶が製造される。

茶生産に関して、先代の当主まで利用していた下肥は京都から運ばれてきたものだった。京都から高瀬川で伏見まで運び、そこから宇治川をさかのぼり、支流岡本川へ入り、サガジマの茶園へ運んでいたという。サガジマの茶園にはかつての肥溜の跡だろうか、いくつかの貯水槽が残っている。宇治でのふくよかな茶の栽培の成立には、茶の消費地でもあり、また豊富な有機肥料をもたらす地でもある京の町の存在が欠かせないだろう。

C. まとめ

宇治の茶業は、覆下の茶園で、町家奥深くの茶工場で、差し込む光を抑えた拝見場で営まれる。その閉じられた空間を経て生みだされる茶は、鮮やかな青緑色を呈し、やわらかな香りを空気いっぱいに解き放つ。

この茶は、宇治の透水性の良い砂礫質の地質、また霧の発生しやすい気象条件を背景に生まれた。さらにこうしたフィジオスケープは、平安時代、宇治に貴族たちが別邸を築く素地にもなっている。

中宇治地区では市街化が進んだ現在もなお、茶農家や茶問屋が住み続け、茶生産や煉瓦造碾茶乾燥炉を用いた荒茶製造から茶の最終仕上げ加工や小売りまで一貫して行われている。白川区でも、白川金色院、白川十六坊と呼ばれる歴史性を有した坊棚田での水田耕作が行われ、戦後からは茶園が増加し、大規模な共同茶工場が作られるなど宇治市における

茶の拠点となっている。

覆下園での茶生産・製造をとりまく関係を見てみると、宇治の茶は茶園だけで成り立っているのではなく、水田やヨシ原、覆小屋、茶工場といったように、他の要素や他の土地利用が相互に関係し合いながら機能的に結びつくことによって、結果として安定的で持続的な茶の生産・製造システムを獲得しているといえる。

注

- 1) 上原敬二 (1961) 『樹木大図鑑』有明書房, p. 63。
- 2) 大石貞男 (2004) 『日本茶業発達史』山漁村文化協会, p. p. 368-373。
- 3) 京都府茶業百年史編纂委員会編 (1994) 『京都府茶業百年史』京都府茶業会議所, p. p. 278-282。
- 4) 堀井信夫 (2006) 『宇治茶を語り継ぐ』アースワーク, p. p. 25-28。
- 5) 京都府茶業百年史編纂委員会編 (1994) 『京都府茶業百年史』京都府茶業会議所, p. p. 307-314。
- 6) 京都府茶業百年史編纂委員会編 (1994) 『京都府茶業百年史』京都府茶業会議所, p. p. 233-237。

第3章 「宇治の文化的景観」の現状と課題

1. 文化的景観を構成する都市空間と建物

(1) 土地利用の維持・継承に関する現状と課題

A. 都市空間の改変

a. 都市計画道路の見直し

中宇治地区では、歴史的な市街地を貫いて昭和32年に決定された都市計画道路が4路線あった。この中で京都宇治線は中宇治地区の市街地部分を回避しJR宇治駅前を通る路線として整備され、大久保宇治川線のうち縣神社より東側の平等院南門前を通る路線も整備を終えている。宇治駅前通線は、本町通りから街区の中を通りJR宇治駅前へ抜ける計画で、文化的景観の重要な構成要素の中村藤吉本店を縦断している。また小倉県線は、県通りの西側を並行して街区中を貫通することとなり、「宇治の文化的景観」の価値を大きく損ねる恐れのある計画であった。このため平成18年から23年度にかけて見直しが行われ、「良好な町並みや歴史的景観の保全」を理由に、宇治駅前通線・小倉県線・京都宇治線枝線が廃止とされている。また、大久保宇治川線のうち未着手の縣神社より西側の区間は計画存続としたが、沿線には伝統的家屋や茶園が残っており、道路が整備されるとそれらに対する影響が少なくないため、市が整備内容を検討してゆくこととした。

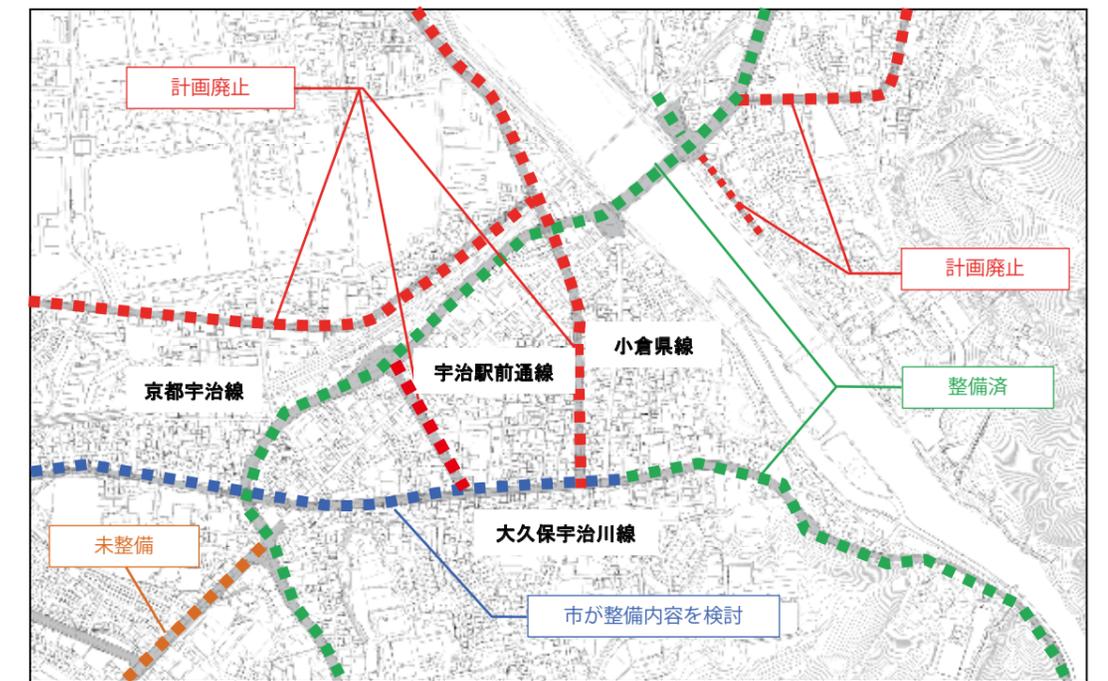


図62 宇治地区の都市計画道路の見直し

表3 中宇治地区における都市計画道路の見直し

路線番号	名称	区間	延長(km)	幅員(m)	車線数	当初決定 最終決定	見直し 結果	見直し理由
3・4・2	京都宇治線	区間2	0.18	6	2	S32.6.15 H3.3.22	廃止	良好な町並みや 歴史的景観の 保全
3・4・8	宇治駅前通線	区間1-①	0.1	18	2	S32.6.15 S51.11.30	廃止	
		区間1-②	0.2	18	2		廃止	
2・2・1	小倉県線	区間3	0.47	16	2	S32.6.15 S51.11.30	廃止	
3・5・102	大久保宇治川線	区間2	1.82	16	2	S32.6.15 H9.8.15	存続	—

B. 空き家・駐車場の増加と伝統的家屋の減少

a. 空き家

まず空き家の現状についてみていく。平成21年11月に行った調査では、中宇治地区で築50年以上の建物が326棟把握できた。それらを対象として平成25年3月に追跡調査を行ったところ、確認できたのは303棟であり、23棟(7%)が滅失していた。これら303棟の現状をみると、35棟(12%)が空き家、早期の改修が必要とみられるものが46棟(15%)あり、歴史的町並みが急速に失われていく恐れがあることが認識された。

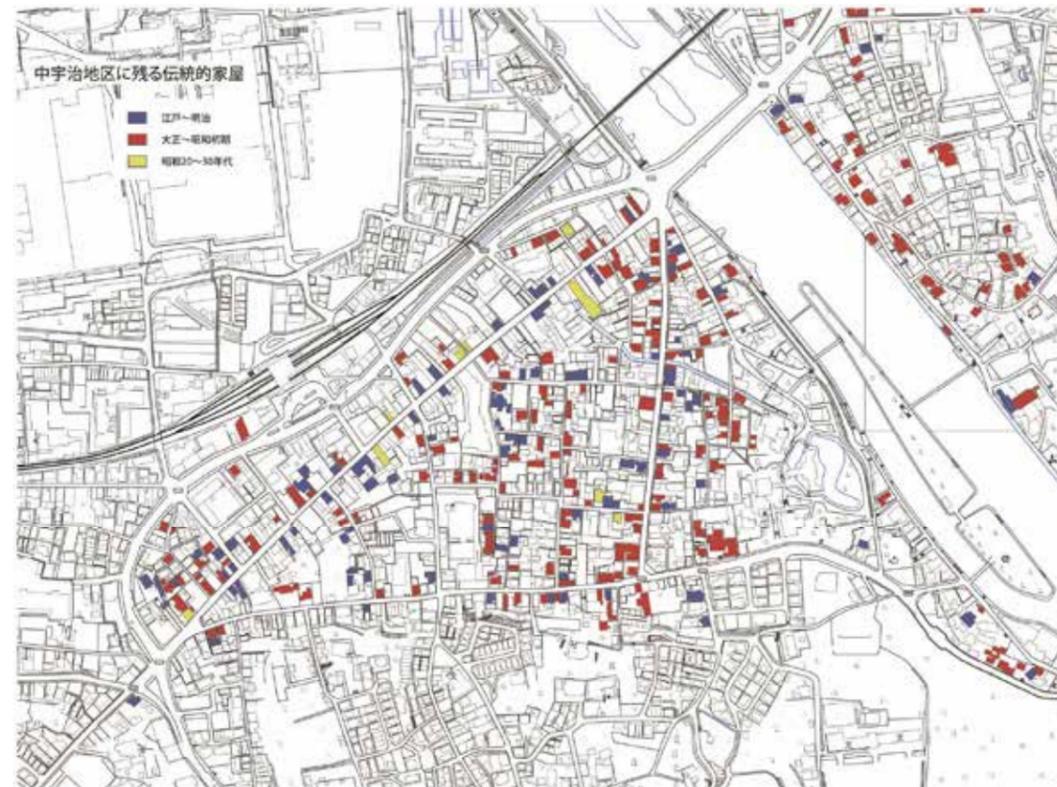


図63 中宇治地区における伝統的家屋の残存状況（平成21年11月時点）

b. 駐車場の現状

中宇治地区では、昭和40～50年代頃からモータリゼーションの進行、茶栽培の衰退、茶栽培に伴う臭いなどに対する周辺住民からの苦情などを背景に、主に宇治橋通り、県通り、本町通りに囲まれた街区の内部で茶園の月極駐車場への転用が進行してきた。現在はこのエリアにおける駐車場の増加はほとんど見られないが、平成20年代半ば以降、宇治橋通りや県通り沿いの家屋が除却され、駐車場化されるケースが増加している。また、平等院に近い県通りや本町通りでは、観光客向けのコインパーキングの立地が進行してきている。

エリア別の駐車場の分布状況を見ると、宇治橋通り沿いは、月極駐車場や事業所用の駐車場が多くコインパーキングは少ない特色がある。また中央辺りには駐車場は少なく、両端部付近に多く、スーパーやパチンコ店の大規模な駐車場が宇治橋通りと駅前の都市計画道路の間にも立地している。県通り沿いは、北側区間には駐車場は少なく、南側区間の平等院側にはコインパーキングが多く立地している。本町通り沿いは、未拡幅の西側区間には駐車場は少なく、拡幅済の東側区間にはコインパーキングや大型観光施設に付随する駐車場が立地している。これら3つの通りで囲まれた街区の内側には、月極駐車場が点在している。特にJR宇治駅に近いエリアに多くの月極駐車場が立地している。これら以外に、公共駐車場が、駅前広場と源氏物語ミュージアムにある。

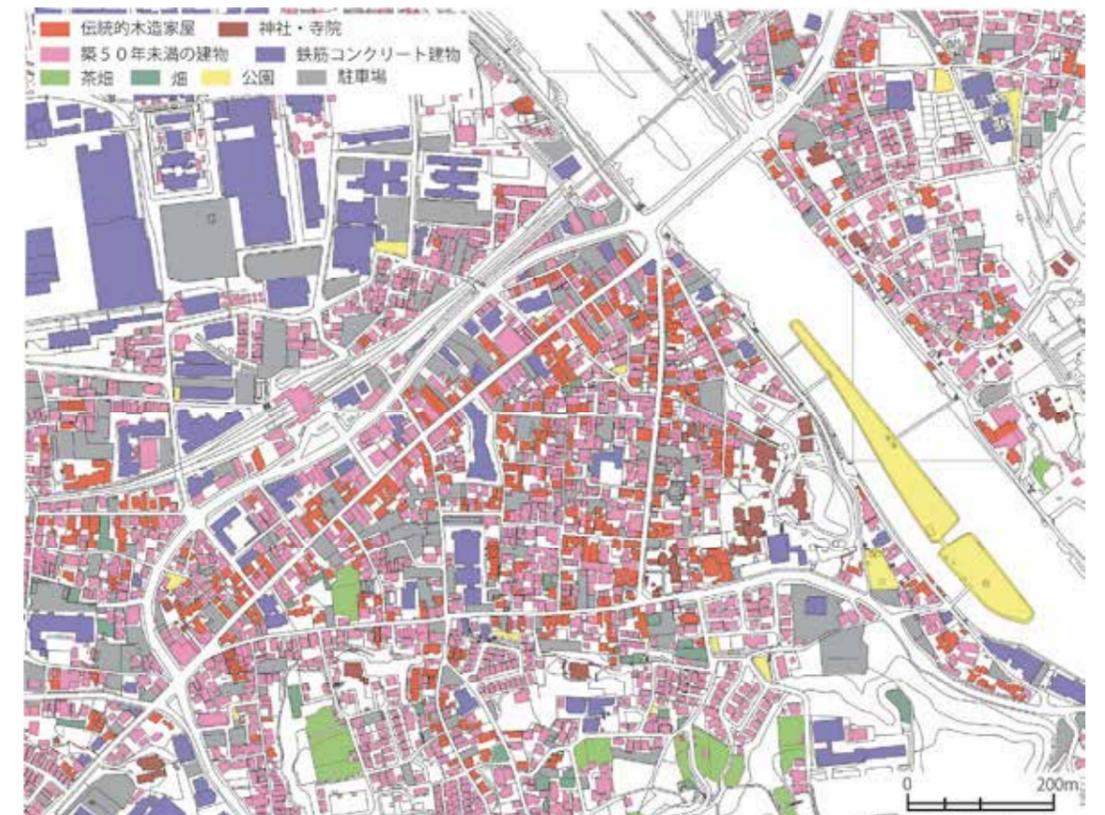


図64 宇治地区の土地利用状況（平成21年）

(2) 宇治茶業に関する現状と課題

A. 茶園面積の減少

茶園面積は昭和 32 年段階で約 176 ha であった。戦前ほどではないにしろ、丘陵裾部や台地部、また宇治市街地の中にも茶園は普通に存在をしていた。昭和 30 年代後半から始まる人口増加は、昭和 40 年代に入ると急激な伸びを見せ、これに反比例して茶園面積は急激に減少をはじめた。昭和 55 年には 94ha までに減少、平成 7 年には 83.8ha となり、その後は少し減少を鈍化させ、年あたり 2000 m²から 6000 m²ほどの茶園減少が続いている。平成 22 年には 77.8ha、平成 27 年で 76.3ha になっている。現在、茶園が比較的まとまっているのは、白川地区と黄檗地区の宇治川沿いの一部となっており、他は散在している状況となっている。

茶園減少の大きな背景自体は、コーラ・コーヒーなどの日本国内での飲料の多様化と洋風化のなかで、日本茶市場の落ち込みが昭和 50 年くらいから顕著になっていくことがある。緑茶消費は平成 8 年の 500ml のお茶飲料ペットボトルの登場で息を吹き返すが、それも平成 16 年をピークに減少をしている。宇治の茶園は覆下園による抹茶用の碾茶生産が基本であり、このような緑茶消費とは直ちに結びつかないものの、基本的な背景は同じであり、後継者不足も加わるなかで茶園の減少に歯止めがかからない状況にある。

B. 茶業に関わる人・モノの動きの現状と変遷

a. 茶葉生産と流通の乖離：「宇治茶」ブランドの混迷

近世には幕府の庇護の下に茶師が特権的に茶の生産・加工・販売を一貫して取り仕切り、製造したお茶（碾茶）を幕府、諸大名、公家、社寺等に納めるといった単純な図式が存在した。明治以降に茶師という特権階級がなくなり、茶葉を生産する茶農家と加工・流通する茶商に分業化されたが、両者は入り付け制度により強く結びついていた。現在でも入り付け制度は存在しているが、両者の間に JA が介入するようになり、また他の茶生産地から茶商への茶葉の供給が増え、両者の結びつきは弱まってきている。

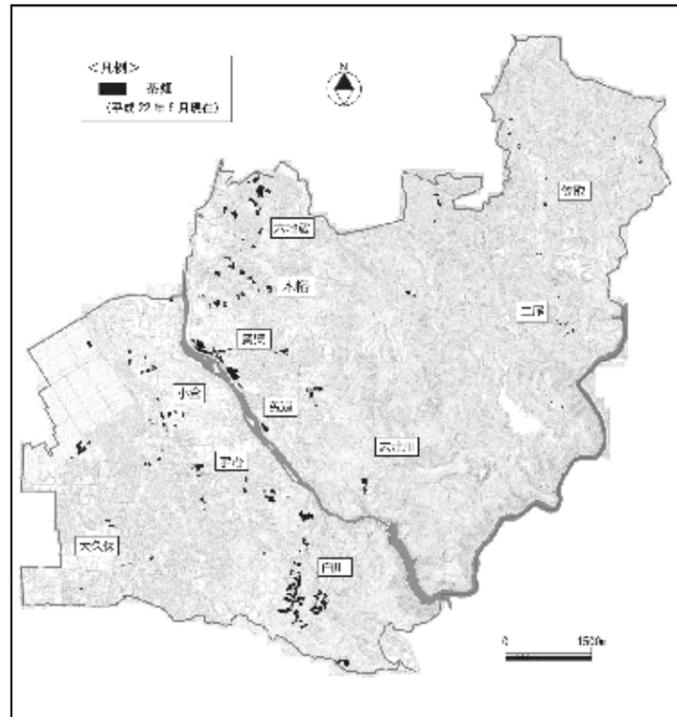


図 65 宇治市内の茶園分布（平成 22 年）

この過程のなかで、茶農家は一貫して覆下栽培による碾茶生産を続けてきている一方で、茶商は多様な需要に応えるために煎茶やほうじ茶等の非碾茶の販売割合を増やしてきており、宇治の茶園で栽培されている茶葉と宇治で販売されている商品としてのお茶の関係が分かりにくくなっている。

現在、「宇治茶」の生産地法を背景とする定義は、「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の 4 府県産茶を京都府内業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶」（宇治茶の商標登録、京都府茶協同組合、平成 19 年 5 月 25 日）となっている。ここから、茶農家、茶商、あるいは一般市民それぞれが考える「宇治茶」が示す意味にも食い違いを生じさせている。茶農家が直接流通に着手し始める状況に至っている。さらに、一般的な国民は、宇治で栽培されている茶葉が覆下栽培によるものであることも、「宇治茶」が宇治以外の茶葉生産地の茶葉をブレンドして加工してあることも知る人は少ないだろう。

b. 宇治の風土と宇治茶業の関係性の希薄化

良質の茶葉が育つ土地の条件は、水はけがよい一方で水を得やすく、茶の芽の大敵である霜を防ぐ霧が発生しやすい土地であることは、前章で述べられている。つまり、宇治の砂れき層の表土と豊富な地下水、宇治川の川霧が宇治での茶葉の栽培を支えてきたと言える。しかしながら、市民や観光客の目に入る市街地の中から茶園がほとんどなくなり、この関係性が理解しづらくなっている。

また、宇治における茶葉栽培の最大の特質である覆下栽培も宇治の風土と密接な関係の下に行われてきた。従来の本ずによる覆下栽培では、近隣の山林から丸太と丸竹を調達して棚を組み、その上に巨椋池から調達したヨシで編んだヨシズを敷き、さらに宇治川沿いの水田から調達した稲藁をかぶせてきた。稲藁は荒縄にして、棚を組んだり、ヨシズを編むのにも使われた。現在もわずかな茶園で本ずによる覆下栽培が行われているが、棚の丸太や丸竹は労力削減の観点からコンクリートや鉄パイプの永久棚に、荒縄は耐久性の観点から化学繊維のロープに取って代われ、ヨシは巨椋池干拓（昭和 8～16 年）のため滋賀県の琵琶湖周辺から、稲藁は市内でハサガケを行う水田がなくなったために市外から調達するようになってきている。さらに、ほとんどの茶園では寒冷紗による覆いに変わっている。

茶摘みに使用する籠や茶葉の運搬等に使用するシンドウも竹製からプラスチック製に、抹茶を挽くための石臼の材料も宇治石から愛知県など地域外の石に、お茶の保管・流通に使用された茶壺や茶箱も紙やアルミ、プラスチック製の容器に取って代わられた。

このように、宇治の風土から調達されてきた茶園を構成する資材やお茶の加工・流通に不可欠な資機材は、生産効率と省力化を求め続ける農業施策を背景に工業製品と宇治市外から調達された資材に取って代われ、宇治の風土と宇治茶業の関係性は希薄化していることは間違いない。

c. 市民意識の希薄化

宇治茶業は、近世には幕府の庇護のもとに幕府、諸大名、公家、社寺へ碾茶をおさめ、近代以降は、茶道との関係を保ちつつも全国を相手に商い、最近では全国から来訪する観

光客に宇治で直接販売するスタイルが加わった。この歴史の中で、宇治が茶道の主要な場となることも宇治市民が宇治茶の主要な消費者となることもなかった。

以前は、茶業に必要な資機材を生産・管理する人々（茶櫃製作等茶業に関係する職人や稲作農家、山林等の所有者など）が宇治茶業と密接な繋がりを持ちつつ居住していたが、現在はこのような密接な繋がりを持つ市民は存在しなくなりつつある。

もちろん郷土の重要な産業であり文化でもある宇治の茶業について学ぶ機会は「宇治学」等の学校教育や社会教育分野での様々な講演や講座の中で設けられており、多くの市民が宇治の茶業に関する基本的な知識を身につけていることは間違いないであろうが、一方で昔は当たり前環境として理解できていた市街地内の茶園を、今では迷惑施設として認識する側面が存在することは、宇治の茶業と市民意識とのつながり意識の希薄化として理解でき、知識に頼る理解にはやはり限界があることを示していよう。

d. 茶関連商品の氾濫

本来のお茶としての需要が先細り傾向にある一方で、近年お茶の機能性（健康・保健性能等）が注目され、飲食料品から菓子、日用品に至るまで多様な商品にお茶やお茶の成分が使用されている。特に菓子等に使用する加工用抹茶の需要は急激に拡大してきた。

お茶の生産地とは無関係に、これらの茶関連商品が販売されており、コンビニなどでも茶関連商品の数は非常に多い。当然のことながら、お茶の主要な産地であり、茶道文化が定着し、我が国有数の観光地でもある「京都」でも、茶関連商品が主要な土産物となっており、京都駅構内の土産物店には土産物としての茶関連商品がところ狭しと並べられている。

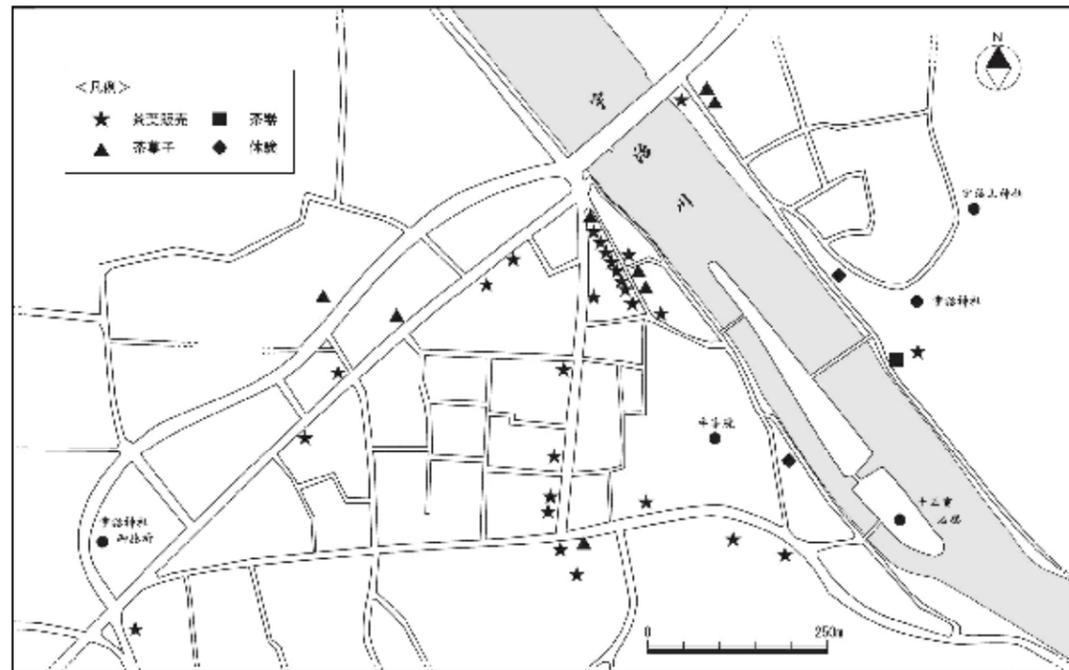


図 66 宇治地区の茶関係店舗（平成 22 年）

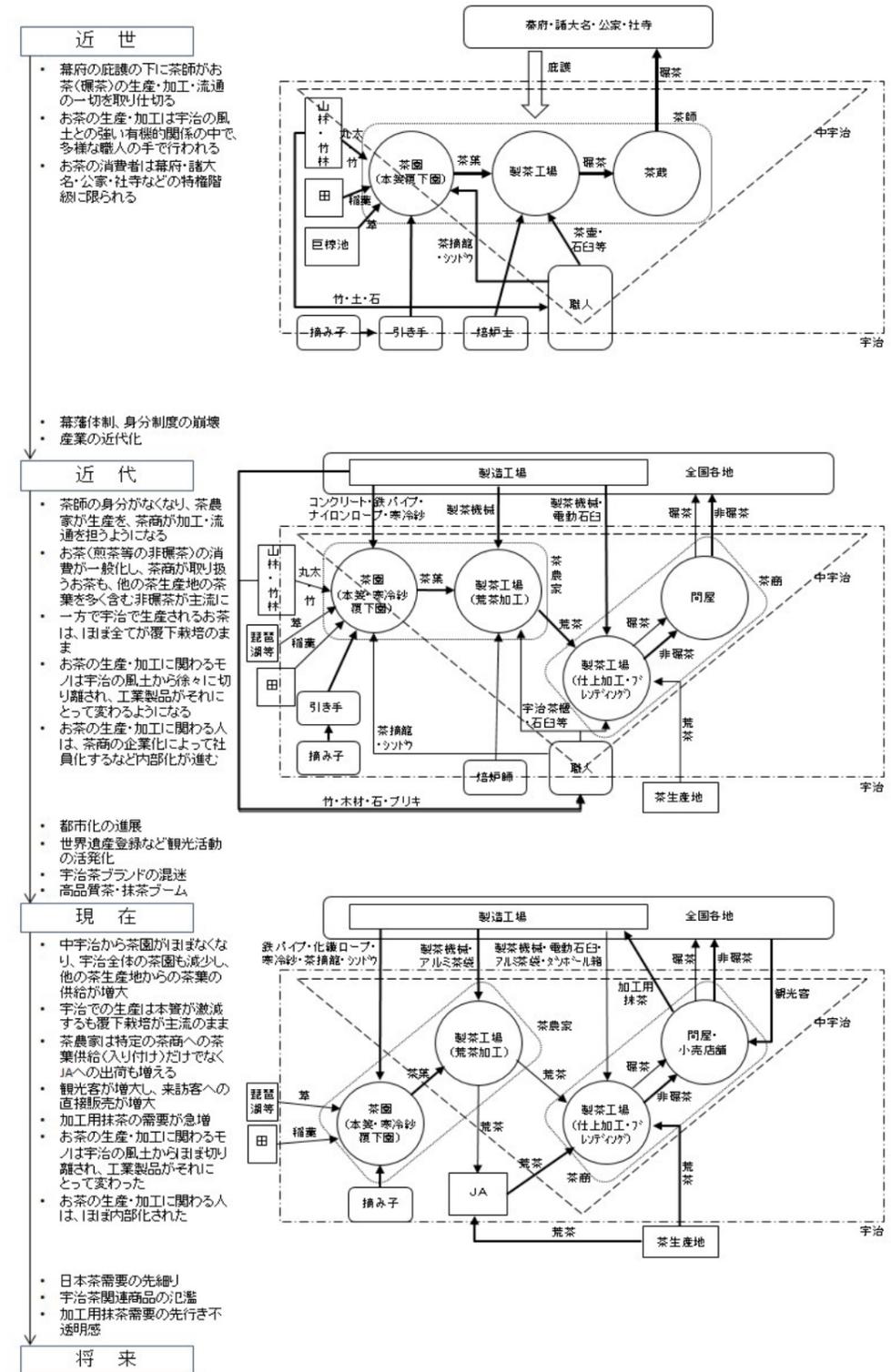


図 67 宇治茶業に関わる人と物の動き変遷図

平等院鳳凰堂など世界文化遺産を抱える宇治市も例外ではない。明治以降に生まれ親しまれてきた茶飴や茶だんごをはじめとして、多様な茶関連商品が主として観光客を対象として販売されている。

中宇治の主要な土産物店である宇治駅前観光案内所と宇治川沿いのK茶屋で販売されている茶関連商品（商品名に「茶」が入っているもの）を調べたところ、前者で30品目、後者で45品目（前者で確認された品目を除いた数）、合計75品目の販売が確認された。内訳は、和菓子が28品目（飴、だんご、ようかん、生八ツ橋等）、洋菓子が35品目（チョコ、パイ、ラスク、プリン、ソフトクリーム等）、飲料が5品目（ペットボトルのお茶、日本酒等）、そば・うどんが4品目、その他の食料品が2品目（塩、ふりかけ）、飲食料品以外が1品目（ハンドクリーム）であり、菓子が圧倒的に多い。製造販売元の所在地は、宇治市が37品目、京都市が31品目、それ以外が4品目、不明が3品目であり、宇治市、京都市で大半を占めている。また、原材料表記に「宇治抹茶」や「宇治茶」と入っているものは14品目で、宇治抹茶の使用割合まで明記している商品も数は少ないが見受けられた。また、自家での製造から販売までを行っている平等院表参道の老舗S屋では、和菓子を中心に18品目の店頭での販売が確認された。以上の調査結果から、中宇治全体では100品目を超える茶関連商品が販売されていると想定される。

一方で、中宇治の茶店で取り扱っているお茶そのものの品目数も多い。宇治橋通商店街の老舗K本店で取り扱っている品目数は、抹茶36種、玉露9種、かぶせ茶2種、煎茶8種、雁ヶ音6種、川柳5種、玄米茶7種、真（芽茶）6種、粉茶5種、ほうじ茶6種、京番茶1種、その他4種の計95品目である。

(3) 宇治独特の建築文化に関する現状と課題

A. 道路及び水路と家屋の関係

a. 中宇治地区の瓦屋根

現在の中宇治において瓦葺きの屋根を持つ住宅をプロットしたものが図68である。古くからある道沿いには、比較的古い建物が残っており、瓦屋根が建物と共に存続していることがわかる。昭和中期頃に建てられたとみられる住宅も、比較的瓦葺きが多い。伝統的建築物は、空き家が増えており徐々に建替えが進行している。新築される住宅は化粧スレートの勾配屋根か陸屋根が多く、瓦屋根が反復する風景は変化してきている。

b. 各世代建物の分布

宇治橋通りにおける各世代の分布を表したものが図69である。第一世代である大きな間口を持つ屋敷や、庇を歩道側に大きく突き出した町家は通りの中程に点在して残る。第二世代に代表される境界遵守町家は南西に集中して残っており、専用住宅が多い。仮面町家に代表される第三世代は、北東と南西に集中して分布する傾向にある。仮面町家は通りの約1/4を占め、連続していたり、まとまっているものが多いので、一体的に復元ないし改修することによって、通りの雰囲気が大きく変わる可能性がある。以上のように各世代は



図68 宇治地区の瓦屋根の分布（着色 平成22年）

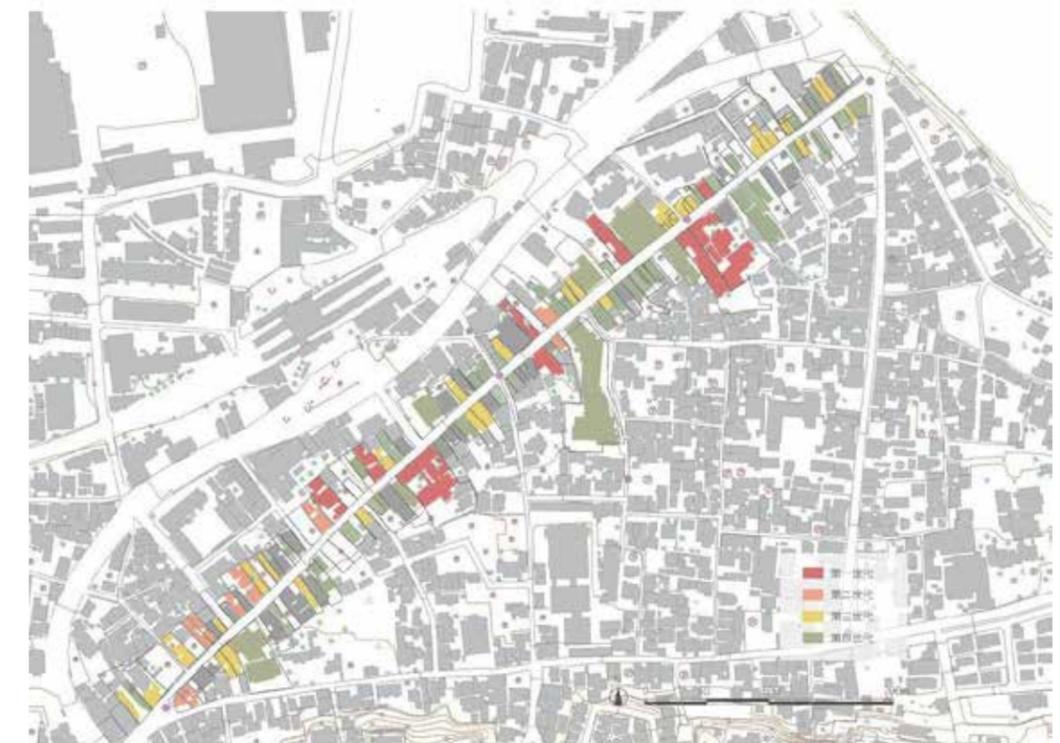


図69 宇治橋通りの世代別建物分布（平成22年）

通りに対して大きな偏りなく分散しているため、各世代を漏れなくバランスよく整備していくことが重要である。具体的には第一、第二世代をいかにして保全し、第三世代を魅力的な姿と使いかたで改修及び復元させ、第四世代を改良した第五世代を育てることができかが今後の課題となる。

c. 庇空間の課題

宇治地区では、建物と水路と庇の特徴的な関係により、現在の宇治橋通り沿いの多くの建物が道路境界をはみ出して庇を伸ばしている。道路境界を超えて敷地外に飛び出した庇による軒下空間は、現在でも商売の空間になったり歩道を歩く人の日除けになったりと、通りに賑わいを与え豊かな通り景観の形成に寄与している。

とはいうものの、こうした庇の大部分はその建築基準法上の既存不適格建築に該当すると考えられる。既存不適格建築の改修や増築、用途変更などについては、それぞれ法規に応じた対応が必要となる。改修にあたっては、大規模な修繕及び大規模な模様替えであっても、構造耐力上の危険性が增大しなければ、原則として既存適及を免れることができるが、用途変更を伴う場合など、既存不適格部分に現行適及が発生する部分ももちろんある。こうなると庇を切除する必要があるだけでなく、耐震改修の必要性が生じるなど、宇治地区ならではの建築的特徴を活かした改修が困難となることが予想される。庇が境界を超えるという特性を保存できるような、柔軟な施策を検討する必要がある。また、新築時も越境を認めるような大胆な施策を検討してもよいかもしれない。

d. 仮面町家改修の課題

現在宇治橋通りにある仮面町家は通り全体の建物数の約1/4を占める。これらの扱いが、町並みに大きな影響を与えることは間違いない。また一方で、最もクリアランスされる可能性が高いのも仮面町家である。特に、現時点で既に空き家や倉庫になっているものが撤去される可能性は高い。

仮面町家には、既存の建物の面影を残しながらうまく改修することで新たな使い方や空間を創出しているもの、内外ともに新建材で覆われ、既存の構造や面影を残さずに元の木造町家としての空間的魅力を失っているもの、と大きく分けて2つのタイプがある。

これらの改修に際しては、cで上述したような法規上注意すべき点がある。やはり宇治地区ならではの建築的特徴を活かした改修を実現させるような柔軟な施策や規制緩和が求められる。また、空き家となっている仮面町家も多く見られる一方で、宇治橋通りに店舗を構えたいという若者もいると聞く。そうしたマッチングを行うことで、空き家の活用と改修の促進を行うことも重要である。

e. 奥行き方向の住まい方

宇治の伝統的な町家は間口に対して奥行きが長い敷地に対して母屋や坪庭、ハナレ、倉、茶工場などを配置するという特徴がある。現在建物のバリエーションはより多様化しているが、奥行き方向に長い敷地であることは変わりがなく、敷地に対する建物や空隙の関係にはいくつかのタイプがあると思われる。この変化した現状を把握することで、宇治の特

徴である奥行き方向の住まい方にどのような課題が生じているのか明らかにしてみたい。

そこでまず、奥行きが深い細長い敷地に対する要素の構成を調べた。敷地に見られる要素としては、建物の他に、庭、駐車スペース、敷地内通路、ガレージ（物置）、ハナレがある。庭はその位置によって、前庭、中庭（坪庭）、後方庭がある。駐車スペースも、前面駐車スペース、後方駐車スペースがある。また敷地内の棟数をとらえたところ、1棟が65、2棟が43、3棟が8、4棟が4、不明が6であった。これらの要素を通り側より敷地奥に向かって順番に並べた結果、敷地利用について共通した特徴をもついくつかのタイプが見出された。

敷地のタイプを捉えると敷地の短手の両面が接道しており、メインの入り口の反対側に車からのアクセスを持つ「後方駐車場（二面接道）タイプ」、「後方駐車場（敷地内通路）タイプ」、「町家タイプ（坪庭のみ）」、伝統的町家の形式をした町家のうち一番奥にさらに庭を持つ「町家タイプ（坪庭＋後ろ庭）」、敷地いっぱいを建物が占めている「敷地いっぱいタイプ」、前面に建物があり、後ろ側は庭になっている「後方庭タイプ」、敷地奥に寄せ、通りとの間に空間をつくる「セットバックタイプ」、建物を敷地中央に配置する「中央配置タイプ」がみられた。敷地内通路をとって後方に車を停めるのは奥行き方向に深い敷地を持つ宇治ならではの敷地利用といえ、商店の前面に駐車場を設けない配慮と考えられる。また、敷地形状が細長いL字型で、かつ二面接道している敷地については、通り側に店舗の構えを持ち、もう一方の入り口が駐車スペースとなっているものがみられる。

つづいて第2章の4で言及した建物のタイプと敷地に対する建ち方の関係を検討する。「庇突出し町家」、「境界遵守町家」などの町家の立面を改修していないタイプは、敷地の使い方についても町家の形式をよく留めている。一方で立面の一部を改変した「仮面町家」は、その半数が増築などによって、敷地いっぱいに建物を増築しているとみられる。「急勾配庇町家」は、すべての事例で建物が敷地いっぱいに建っており、坪庭や後方庭のような隙間空間を持っていない。これには耐火建築にすることによる建蔽率の緩和を利用しているとみられ、商業地域、防火地域に指定されている宇治橋通りにおいては、今後もこうした敷地いっぱいに建物を建てる事例が増える可能性がある。「仮面町家モドキ」についても、高容積であり駐車スペース以外の外部空間を備えていないものが多い。これらから、建て替えに伴う高容積化の進行が確認できる。高容積となっても、前後にボリュームを分けて風や光の通り道をつくるなど、細長い敷地を活かした建築形式の考案が待たれる。

また、坪庭、後方庭を持っているがデッドスペース化している事例も見られた。もともとは、奥に長い敷地を快適に住みこなす知恵が町家という形式を通して実践されていたとするならば、そうした外部空間も巧みに取り入れた魅力的な住空間の再編が課題になる。

B. 修理・修景に関わる行為規制と助成制度

現在の宇治の文化的景観を（意識的であるかどうかは別として、結果的に）コントロールしている既成制度として、以下のような「都市計画法」に基づくもの及び「景観法」に基づくものが挙げられる。

まず都市計画法に基づく景観に影響を与える諸規制として、用途地域、高度地区、防火地区、風致地区、都市計画道路が挙げられる。宇治橋通商店街にかかっている用途地域は「商業地域」で、高度地区は「20m第四種高度地区」、防火地区については「防火地域」、都市計画道路について宇治橋通りは「都市計画道路」として整備済みで、その他、県通り及び中宇治を貫く道路については整備が予定されていたが、廃止されている。平成27年4月に京都府から宇治市に移管された風致地区条例による風致地区には指定されていない。

次に景観法に基づく景観形成に関しては、「宇治市景観計画（平成20年施行）」及び「景観形成ガイドライン」が策定・施行されている。この中で、宇治橋通商店街は景観計画重点区域の「重点区域1：中央玄関口地区」に含まれており、景観形成誘導指針が示されている。さらに、宇治橋通商店街は、「景観計画重点区域において、主要な道路を景観形成道路として位置づけ、その通りごとに特色のある景観形成に努める」ことを目的として「宇治橋通り地区」に定められている。また屋外広告物に関する行為が規制されており、これがいわゆる「和風誘導」である他、「敷地内道路側の植樹・植栽を積極的に行う」ことが指針として示されており、これは、現状の宇治橋通商店街の特徴を踏まえたものとなっているとは言い難い。また先述の「景観形成ガイドライン」では、「壁面線を揃えたまちなみ」や「町屋風（蔵造り風）とする」という項目には該当しておらず、セットバックを設けることに関する規制・誘導も行われていない。

続いて宇治市まちづくり・景観条例に基づく景観形成についてみると、そこには、まちづくりへの市民参加として「地区まちづくり協議会」の設立による市民参加、景観の形成として「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の認定とデザインに関する協定、開発事業の調整として開発事業の事前協議、の3項目を柱とする内容が定められている。これらについては、宇治橋通りでは、未だ「地区まちづくり協議会」が設立されておらず、「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の認定も行われていない。

また、こうした行為規制を一方で支えるものとして助成制度がある。宇治市では、「景観形成重点区域」内に対する「景観形成助成制度（平成22年施行）」を設けており、宇治橋通りでは建築物（上限100万円）、景観重要構成要素（上限300万円）、工作物（上限100万円）、屋外広告物（上限50万円）、その他（修景のための目隠し、改善工事等：上限100万円）、市長が特に重要と認めるもの（上限100万円）に対して助成を行っている。

平成22年度から27年10月までの6年間で、建築物9件、工作物6件、屋外広告物7件、その他6件の申請があり、助成を行っている。

(4) 宇治の界隈性に関する現状と課題

A. サイン看板の現状

景観という観点からすると、道路から望みされやすいことが前提となる店舗・事業所の看板は重要な要素であり、そのデザインが問われることになるが、ここでは看板類の設置状況と道路空間との取り合い関係について述べる。

中宇治で看板類が集中している宇治橋通商店街と平等院表参道を対象に調査（平成26年2月3日に調査）を実施した。

宇治橋通商店街で確認された総看板数は423件（1店舗・事業所当たり最大20件、平均3.7件）で、種類別の内訳は平行平面看板65件、平行立体看板90件、突き出し看板87件、庇・テント28件、幕・旗46件、のれん19件、立て看板88件であった。道路空間にはみ出たものは総数で161件

（総看板数の38.1%。1店舗・事業所当たり最大9件、平均1.4件）、その多くは突き出し看板58件と立て看板46件である。数こそ少ないが、庇・テントの8割を超える23件が道路空間にはみ出していた。

平等院表参道で確認された総看板数は130件（1店舗・事業所当たり最大21件、平均5.2件）で、種類別の内訳は平行平面看板5件、平行立体看板27件、突き出し看板20件、庇・テント1件、幕・旗19件、のれん18件、立て看板40件であった。道路空間にはみ出たものは総数で38件（総看板数の29.2%。1店舗・事業所当たり最大6件、平均1.5件）、その多くは突き出し看板10件、幕・旗12件、立て看板40件である。

以上のように、宇治独特の建築文化である道路空間にはみ出す軒下空間と同様に、道路空間にはみ出す看板類が相当数存在する。

B. 祭礼（大幣神事）

ここでは、主に田鍬到一氏（縣神社宮司）へのヒアリング調査をもとに、中宇治の通りを舞台に6月8日に行われる大幣神事の観点から、中宇治地区の景観上の現状と課題を述べる。

大幣神事は、梅雨時に中宇治に集まる疫病をまちの外へ追い出すものであり、大幣と呼ばれる御幣を古式ゆかしい行列とともに、県通り、本町通り、宇治橋通りで囲まれた三角形街区を巡行させて疫神を集め、宇治川に流して祓うものである。つまり、宇治の祭事の中でも、平安時代に起源をもち南北朝期に成立した宇治独特の三角形街区の景観を最も意識させる祭事といえる。

大幣神事を執り行う上で現在最も問題となっているのは主要道路の自動車交通量の多さである。行列の巡行や神人走駆に合わせて交通規制を行うために人手と労力がかかる。



図70 平等院表参道（平成25年）



図71 宇治橋通りを行く大幣（平成26年）

これは、神事の際だけでなく、普段の中宇治においても歩行者が阻害され、景観上大きなマイナスとなっている。

また県通りの交通量の多さは、沿道居住者の流出の要因の一つとなっており、居住者流出にともなう建物滅失はその土地のコインパーキング施設化を促進し、神事の舞台としての町並み景観の貧弱化と神事を担う人材確保の困難さにもつながっている。

三角形街区を構成する外周の3路線の中で最も幅員が狭い本町通りでは、さらに道路上に沿道建物の軒・庇が張り出して幅員を狭めている箇所が見受けられるが、そのような場所では大幣上部の広がっている部分を絞りながら行列が通行する。しかしながら、この方法は昔ながらであり特に不便を感じることはない、ということである。宇治独特の建築と生活とが根付いた文化となっていることがうかがえる。

(5) 域内交通に関する現状と課題

A. 交通環境の実態

宇治橋通りは京都府道であり、また駅前の都市計画道路の抜け道となっているため、通過交通が多い。通り西端の「一の坂」からの流入部で幅員が狭くなるが、直線的に進入できるため、進入する車両の速度が速い。また、来街者による路上駐車が多く、幅員が狭い箇所では歩行者は車道部に大きくはみ出して通行しなければならず、危険である。さらに、東向き的一方通行規制となっているが、二輪車は規制対象外であり、そのことを知らない歩行者にとっては危険である。

県通りは代替路線がないため、天ヶ瀬方面へ抜けるトラックの通過交通が多い。これらの車両は通行速度が速いため、交通騒音がひどく、話声がきこえないほどである。信号待ちの車列が発生する鳥居付近では、圧迫感がある。本町通りは、縣神社より西側の未拡幅区間では、西向き的一方通行規制が行われている。平等院南門前に民間の大規模観光駐車場があり、観光バスの利用が多い。そこから奈良へ向かう観光バスは、幅員の狭い西側区間を通行している。



図 72 宇治橋通りの通過交通（平成 26 年）



図 73 宇治橋通りの路上駐車（平成 26 年）

B. 宇治橋通り街路整備

宇治橋通りでは平成 15 年度から 2 ヶ年度をかけてまとめた「宇治橋通り整備基本計画」に基づいて街路整備が進められ、平成 24 年 9 月に事業が完成している（表 4）。歩行環境向上を目的として歩道をイメージさせるように路側帯の脱色アスファルト舗装とし、交差点手前のイメージ狭窄と交差点部のカラー舗装により交差点における車両速度の抑制を図り、無電柱化と側溝暗渠化により街路復員確保を図る、というものである。

平成 16 年度に策定された「整備基本計画」においては、駐停車禁止路側帯を広くとり、歩行者優先のイメージを持たせるといった内容であったが、府警との協議により路側帯が狭められた。

また、「整備基本計画」の検討過程において、宇治橋通りの文化的景観の特性である庇の突き出しや、道路への看板や商品のあふれ出しは、通行の阻害要因として捉えられており、保全すべきものとしては位置づけられていない。

表 4 宇治橋通りの街路整備の内容

項目	整備内容
歩行者の安全確保	・整備区間両側に歩行空間を確保
	・交差点部におけるイメージ狭窄による車両速度抑制
	・電線類地中化による歩行空間の有効利用
憩いの空間の創出	・路上のスペース活用による憩いの空間整備
歴史的な景観の形成	・歩行空間の砂色系舗装による周辺景観への配慮及び安全確保
	・商店街との連携により照明灯を統廃合・リニューアル

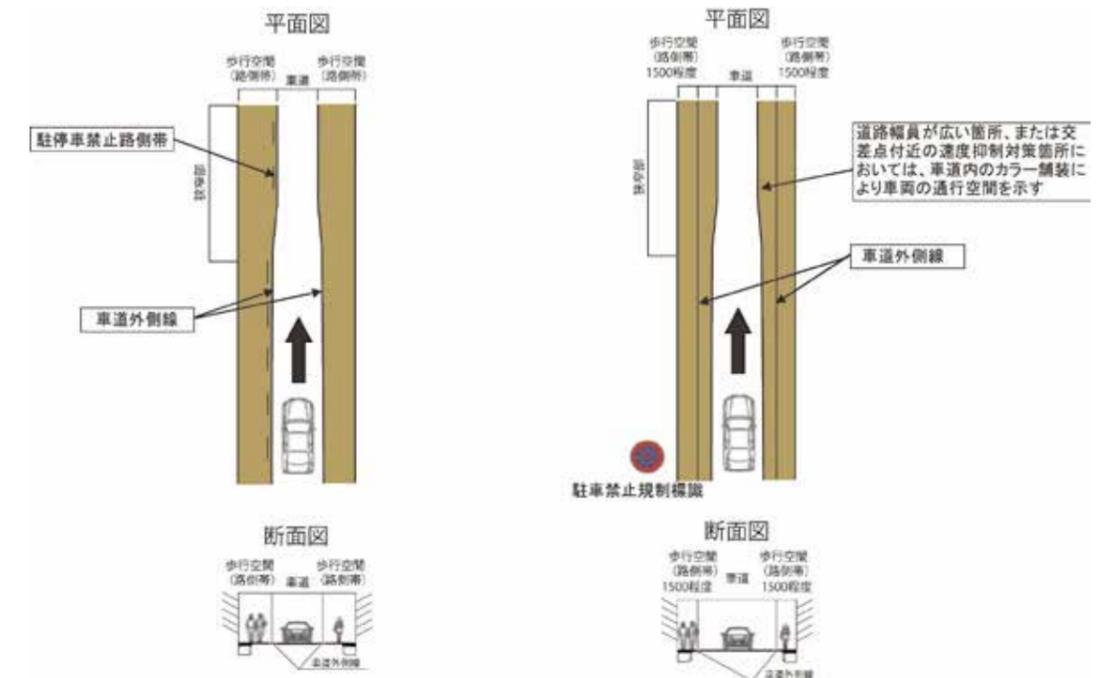


図 74 宇治橋通りの街路整備の内容検討の経緯

(6) 制度に関する認識や意識に関する現状と課題

A. 啓発活動の現状

宇治市ではこれまで、「宇治の文化的景観」の重要文化的景観の選定以前から、広報・啓発活動としてフォーラムやシンポジウム、イベントを開催してきた。

一般市民に対し、文化的景観とは何かを周知するためのフォーラムやシンポジウム、会議などは、平成19年から平成27年現在までに16回実施されている。代表的なものに、「宇治市文化的景観連続フォーラム」、「文化的景観を活かしたまちづくりにむけて」などがあり、その対象は特定のグループではなく一般市民を対象とするものがほとんどである。その他では、宇治市・奈良文化財研究所らによる調査報告会などが、調査対象地区の住民に向けて開催されている。

さらに、平成19年以降は、「宇治スタンプラリー実行委員会」によるスタンプラリーイベントや、宇治市および関連団体主催の宇治十帖スタンプラリーなどが、実施されている。これらは、直接文化的景観と関連するものではないものの、「宇治の文化的景観」の構成要素に触れ、価値を理解するための参加型のイベントとして有効であると言える。

誌面による関連の広報活動は、平成19年以降、宇治市政だよりで25回、新聞紙面で32回など、継続的に行われている。フォーラム開催の告知をはじめ、地域ラジオ放送FM宇治による市政広報番組「宇治史探検」シリーズでは、宇治の文化資源が解説されている。

地元紙の洛南タイムス・城南新報では、宇治市による宇治の歴史と文化に関連する記事が高い頻度で掲載されており、市民が宇治の歴史や文化に親しむために大きな役割を果たしていると言える。その他、朝日新聞・産経新聞・毎日新聞・読売新聞といった全国紙や京都新聞でも関連記事が掲載されている。

これまでに開催されたフォーラムや誌面での広報活動は、広く一般市民に対する広報に比重が置かれており、文化的景観の構成要素を含む特定の地区に住む住民に対する説明会や協議会にはそれほど比重が置かれてこなかったと言える。後述のアンケート調査の結果からも、地域住民が文化的景観の制度や宇治市による景観形成助成制度の内容を十分に把握しているとは言えず、今後は、特に利害関係のある住民を対象として、住民の質問や疑問に答えていく必要があると考えられる。

B. アンケート調査による課題の把握

a. 調査の背景

「宇治の文化的景観」は平成21年に重要文化的景観に選定されているものの、これまで、地域住民による認識や理解度を把握するための基礎調査としてのアンケート調査は実施されてこなかった。そこで、地域住民の意識を把握し、宇治の文化的景観整備計画策定上の課題を抽出することを目的として、平成25年2月に住民アンケート調査を実施した。

b. 調査の方法

アンケートは、宇治地区の23町内会および1自治会に加え、白川区において実施した。配布方法は、町内会を通して配布されたものおよび宇治市を通して配布されたものがある。

回収方法については、町内会長が回収したものおよび郵送にて宇治市が回収したものがあ

る。中宇治地区の事業所を除く住宅合計841世帯に配布され、回収率は44.5%（374票回収）であった。郵送にて回収するという実施方法を鑑みると、非常に高い回収率が得られたと言え、地域住民のまちづくりに関する関心の高さが示されていると言える。

c. 調査結果

【現在の住居について】

回答者のうち、52.1%が自分の世代より前から現住所に住んでおり、約半数が2世代以上にわたって住み続けていることが分かった。

また、2.1%が江戸以前、25.4%が明治から大正期、13.6%が昭和元年から30年代に建てられた住居に住んでいることが分かった。

建物の構造については、59.9%が「木造」と回答しており、次いで鉄筋コンクリート造が17.6%、鉄骨造が17.4%であった。

建物の来歴について質問したところ、170名から回答が得られ、約半数が何らかの来歴を認識していることが分かった。その詳細としては、現在居住している敷地が元々茶畑、畑地、自然地、茶業関連、住宅地関連、公共地関連、商業地関連、平等院・その他寺院関連であったという回答が得られた。

【車の利用について】

回答者のうち、車を「1台」所有していると答えた人が最も多く、43.0%であった。次いで、19.5%の人が「2台」と回答した。車を1台所有していると答えた人のうち、83.9%が、その1台が自家用車専用であると回答している。

これらの車の車庫については、「83.8%が共同駐車場や月極駐車場を利用している」と回答し、それ以外はいずれも敷地内に車を駐車している。

車の使用目的については「買い物に行くため」という理由を挙げた人が最も多い53.1%で、次いで「通勤・家族の通学」と回答した人が27.5%、「営業」と回答した人が25.7%であった。約25%の人が営業目的でも車を使用しているが、ほとんどは日常生活を送る上で車を必要としていることが分かった。さらに、日常的な交通手段については、44.1%が「車」と回答している。

以上のことから、地域住民が日常の交通手段として車を利用している一方で、駐車場は敷地内に確保するのではなく共同駐車場などを利用していることが分かった。景観保全の観点からも、敷地内の駐車場を増やさずに、共同駐車場の利用、徒歩・自転車での移動を促進する必要があり、そうした方針に基づく交通・駐車場計画の検討が必要である。

【「宇治の文化的景観」について】

『「文化的景観」制度が「人々の生業や生活から生み出された景観」を未来に残していこうとする枠組みであることを知っていましたか』という質問に対して、43.3%が「知っ

ている」と回答し、31.0%が「聞いたことはあった」と回答した。「全く知らなかった」と回答した人は、24.1%であった。

また、『中宇治や白川が「文化的景観」に認定されていることを知っていましたか』という質問に対して、47.6%が「知っている」と回答し、25.7%が「聞いたことはあった」と回答した。「全く知らなかった」と回答した人は、25.1%であった。このことから、ほぼ73%の回答者は、文化的景観制度や、宇治市内に文化的景観制度に認定されている地区があることを知っていたことが分かった。

さらに、「宇治川」が構成要素であることを知っていたかという質問に対しては58%が、「平等院及び境内」に対しては64.4%が、「上林家住宅」に対しては41.4%が、「通圓茶屋」に対しては40.9%が、「茶畑」に対しては39.6%が、「知っていた」と回答したことに対し、「宇治橋通商店街」や「仏徳山」などは約25%前後と比較的認識度が低いことが分かった。

このことから、既に文化財指定されているものや、宇治川のように観光名所となっている場所など、既に有名な場所が構成要素であることが認識されている一方で、「文化的景観」の枠組みではそういった既に有名な要素のみならず、宇治橋通商店街や旧丸五百貨店の建物など、宇治の歴史においては比較的新しい建物なども構成要素であることに対する認識が低いことが分かった。

一方で、『「文化的景観の景観重要構成要素」に認定されると、修理や改修の際に支援が得られることを知っていましたか』という質問に対しては「全く知らなかった」と回答した人が44.9%であったことから、文化的景観に認定されることの住民にとっての利点が十分に認識されていないことが分かった。自由記入欄への回答にも「市からの広報が必要」という意見が散見された。

【宇治市による「景観形成助成制度」について】

『増改築・新築する建物に対して美しい景観やまちなみの保全に寄与する工事を施した場合、補助金を受け取ることができる制度（宇治市景観形成助成制度）をご存じですか』という質問に対して63.9%が「全く知らなかった」と回答しており、住民が十分に理解しているとは言えないことが分かった。

【歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）に住む住民の意識】

歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）に住む回答者103名のうち『ご自分の住む歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）について、どのような点を住み良いまたは気に入っているとお考えですか』という質問に対しては「障子や襖を開け放つと広々としている」や「風がよく通る等の夏の住みやすさ」、「木の柱や家具、白壁、土壁などの手触りや味わい」を挙げた人が多く、それぞれ48.5%、43.7%、36.9%であった。住む上での快適さに加え、歴史的な建物の味わいに魅力を感じていることが分かった。

一方で『歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）に住む上で不便な点や困る点がありますか』という質問に対しては「瓦などの家具の修繕や修理などに費用がかかりす

ぎる」、「冷暖房などの設備の効率が悪い」や「火災が起こった時の不安」という回答が多く、それぞれ80.0%、74.5%、70.9%であった。

また『歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）を維持していく上で、行政にどのような施策を望みますか』という質問に対しては、98.2%が「家屋の修理・修繕に対する補助金の助成」、94.5%が「固定資産税などの税制面での優遇」を挙げており、経済的側面からの支援を強く望んでいることが分かった。

【歴史的な建物（築後50年程度経過している建物）以外に住む住民の意識】

歴史的な建物以外に住む回答者271名のうち『今後、歴史的な建物に住むことについてどのようにお考えですか』という質問に対して「ぜひ歴史的な建物に住みたい」と回答した人は2.2%であった。一方で50.9%が「住もうとは思わないが、大事なものという思いまたは愛着がある」と回答した。また『もし、現在お住まいの家を建て替えるとしたら、表構え（外観のデザイン）はどのようにされたいとお考えですか』という質問に対しては、36.5%の人が「歴史的な建物に似せたデザインの表構えにしたい」と回答している。

これより、半数以上の人、歴史的な建物の価値を理解し、愛着を持っており、また約3割以上の人、歴史的なデザインの表構えにしたいと考えていることが分かった。

【「宇治らしさ」について】

『現在の宇治で「宇治らしさ」が感じられて良いもの、または昔の「宇治らしさ」を偲ぶことのできるような（なつかしい）ものは以下の項目にありますか』という質問に対しては、95.2%の人が「宇治橋からの宇治川の眺め」を挙げており、宇治川の自然景観が住民にとって最も宇治らしさを感じられるものであることが分かった。次いで、89.8%の人が「世界遺産に登録されている平等院鳳凰堂や宇治上神社」を挙げており、世界遺産に登録されている平等院鳳凰堂や宇治上神社は、地域住民にとっても「宇治らしい」と思えるものであることが分かった。

その他では「秋の紅葉」（76.5%）、「宇治川の桜並木」（75.1%）、「仏徳山・朝日山などの豊かな山並み」（59.6%）など、地域住民は宇治が有する豊かな自然景観に宇治らしさを感じていることが分かった。無形の要素としては78.1%の人が「県祭り」を挙げた。

一方で『現在の宇治で、「宇治らしさ」を失わせる原因になると思う変化はありますか』という質問に対しては、「空き地やポケットパーキング（駐車場）が増えた」（69.8%）、「茶畑が少なくなった」（50.0%）、「車が増えた」（47.9%）、「河川が整備された」（46.0%）、「歴史的な建物が少なくなった」（42.5%）を挙げる人が多く、文化的景観の構成要素である茶畑や歴史的な建物の減少だけでなく、車や駐車場の増加が「宇治らしさ」を失わせていると感じていることが分かった。

【宇治に住む上での魅力と問題点について】

『宇治に住んで日ごろから魅力的だと思っていることは次のうちどれですか』という質問に対しては、77.0%の人が「四季折々の自然が美しいこと」を挙げており、さらに74.6%

の人が「川沿いなど、気持ちよく散歩できる道やゆっくりくつろげる場所があること」を挙げた。このことから、地域住民が宇治の自然景観に魅力を感じており、それが前述の「宇治らしさ」にも繋がっていると考えられる。

一方で「趣のある建物が多く残される町並み」を挙げた人は10.4%に留まった。このことから、世界遺産に登録されているものや、その他国宝に指定されているものなど、価値が顕在化しているものについてはその美しさや価値が認識されているものの、中宇治に点在する歴史的建造物の価値についてはその価値が認識されていないものと考えられる。

『宇治に住んで日ごろから問題と思っていることは次のうちどれですか』という質問については「小中学生がボール遊び等の活動的な遊びができる公園が少ない」（46.8%）や「小さな子どもを気軽に連れて行ける公園が少ない」（35.8%）を挙げる人が多く、住む上で、子供のための遊び場がないことが問題であることが分かった。

また「交通量が多く、危険で歩きにくい道がある」についても42.8%と高い回答率を示した。自由記入欄でも、宇治橋通商店街や県通りの道の危険性が指摘されていた。

【宇治橋通商店街について】

「宇治橋通商店街の利用頻度」については「ほぼ毎日利用している」と回答した人が41.4%、「週に2～3回利用している」と回答した人が33.7%であった。また、利用の仕方については、37.6%の人が「食料品や雑貨など、日々の買い物はほぼ全てすませている」と回答していることから、宇治橋通商店街は地域住民の日常的な買い物の場であることが分かった。その他「かかりつけの医者がある」と答えた人が35.0%で、3割以上の地域住民が、宇治橋通商店街の医院に通院していることが分かった。

「宇治橋通商店街への交通手段」は63.0%の人が「徒歩」、20.8%の人が「自転車」と回答している一方で、「車」と回答した人は11.3%に留まった。このことから、駐車違反の主な要因は地域住民にあるのではなく、車利用の遠方来店客にあると考えられる。

【観光について】

「宇治に観光客が来ること」については、81.0%の人が「歓迎する」と回答し、さらに12.0%の人が「歓迎はしないが良いことだと思う」と回答した。合わせて93.0%の人は、観光を肯定的に捉えていることが分かった。

『宇治の観光についてどのようなところがいいとお考えですか』という質問に対しては、「神社や寺院等の歴史的な建物が評価される」を挙げた人が86.9%で最も多かった。また、「まちづくりの活性化につながる」を挙げた人は42.2%であった。一方で「観光客と交流ができる」を挙げた人は12.6%と少なく、観光客との交流よりも観光による地域活性化に期待する人が多いことが分かった。

『宇治の観光についてどのような点が問題だとお考えですか』という質問に対しては「夕方以降の時間を過ごす場所がない」を挙げた人が最も多く52.4%であった。その次には「特定の店に観光客が集中する観光形態である」（36.1%）ことが挙げられており、観光による利益がより広く分配されるべきだと考えていることが分かった。

【回答者の将来について】

『これからも宇治に住み続けていきたいとお考えですか』という質問に対しては86.6%の人が「はい」と回答した。

その理由としては、「先祖代々宇治に住んでいる」ためという理由を挙げた人が最も多く47.6%であった他、「自然に囲まれた町で暮らしたい」（43.6%）や「歴史的な文化を感じながら暮らしたい」（37.7%）という理由を挙げた人が多く、ここでもやはり自然が豊かで歴史のある宇治への愛着を読み取ることができる。一方で、住み続けたくないと回答したのは1.3%であった。

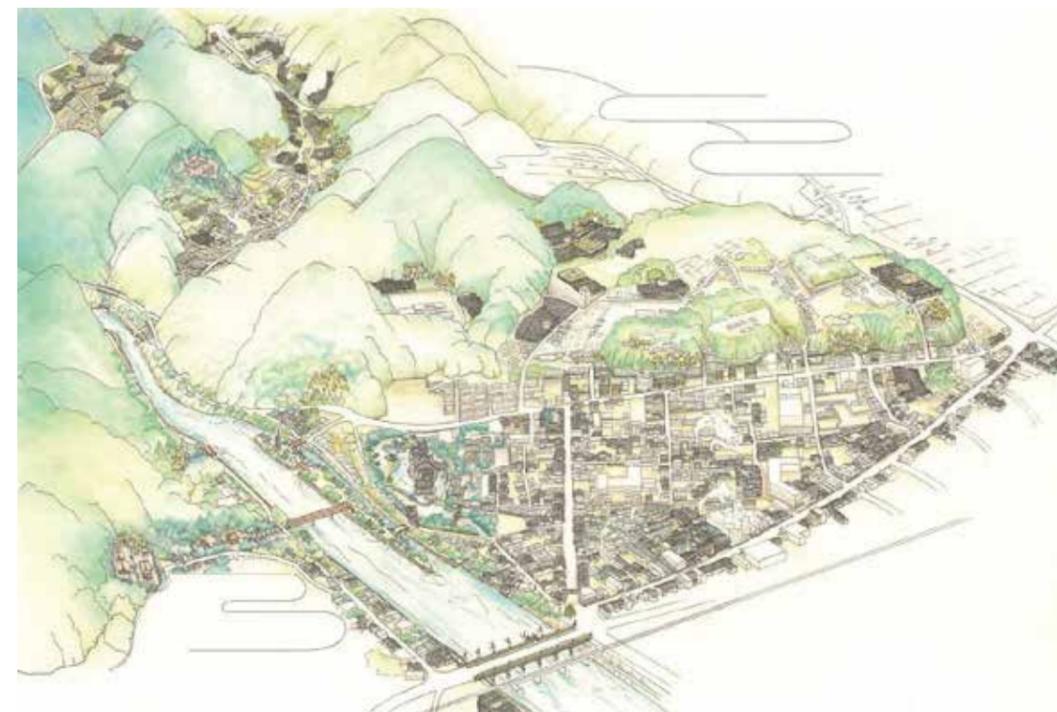


図75 「宇治の文化的景観」全覧図（北野陽子作画 奈良文化財研究所景観研究室監修）

宇治地区から山間の白川地区にかけて北上方から望んだ、5月の様子が描かれている。山丘の高さがデフォルメされて強調されているため、宇治の地形的特徴が良く理解できる。この山丘部は砂質土壌であり、ここから流れ出す小河川によって宇治地区に扇状地形が形成され、その上に市街地が形成されている。市街地は特徴的な三角形を呈している。この街区は、平安時代に施設された基盤目街区に重なり宇治橋通りが中世に施設されてできあがったもの。街中にはまだ瓦屋根の伝統的町家が良く残り、茶農家の茶工場からは茶葉を蒸す蒸気が上がっている。また、茶園には覆いが掛けられ茶の木は見えない。黒い覆いは最近の化学繊維製、黄土色は伝統的なヨシズと藁による本ずである。

第4章 「宇治の文化的景観」の整備の方針と方策

1. 宇治の文化的景観の整備の方針

(1) 本質的価値及び特性を構成する要素の整備の方針

A. 本質的価値（特性）を構成する要素

文化的景観の本質的価値（特性）を構成する要素には、まず不動産要素として都市史調査すなわち都市空間の形成過程の分析結果として得られる「平面的な不動産要素（地割や水系、道筋等）」と、建造物調査の成果（現況平面・断面、復原平面・立面等）や建築ファサード調査（立面構成・接道空間の類型化と使われ方）によって得られる建築物や工作物といった「立体的な不動産要素」がある。

とくに宇治の文化的景観の本質的価値（特性）を構成する要素としては、歴史・茶業・商店街が生み出してきた無形・動産要素が重要となる。具体的な文化的景観を構成する「平面的な不動産要素」には、歴史的に価値がある要素としては大幣神事、宇治神社還幸祭、県祭、地蔵盆など、茶業に関連する要素としては茶摘み期の芽の茶製造工場への搬入の風景など、そして商店街に関連する要素としては商店街のイベント、買い物客の動線、修理工場の音、客と店員・近隣住民どうしが会話する声、焼き物など商品の臭いや煙、商品の搬入の風景などの現代的な要素も重要となる。さらに茶業と商店街に関連する要素として、宇治茶を使用した飲食物のレシピなども価値づけることが可能かもしれない。

また文化的景観を構成する「立体的な不動産要素」には、歴史的に価値がある要素として宇治代官所跡標柱、地蔵祠、謄写版・火鉢等街かどギャラリー展示物や古写真等が、茶業に関連する要素としては茶問屋・小売店の看板・暖簾・幟旗、茶壺、「宇治茶使用メニュー」揭示物、商品陳列台、抹茶ソフトクリーム店頭ディスプレイ用模型、商品、茶芽運搬用トラック・摘まれた茶芽などが、そして商店街に関連する要素として看板、暖簾、幟旗、商品陳列台、商品、運搬・配達用車両などを挙げることができる。

B. 茶業に関する整備の課題

まず、茶業とそれを取り巻くあるいは茶業に関連する周辺の価値の取り扱いに関する検討が求められる。具体的には、茶業を取り巻く価値として、茶業に直接関連しないが歴史的価値がある歴史的建築物、工作物など、あるいは茶業に関連する周辺の価値として、茶業と関連するが価値が顕在化していない茶師屋敷跡地や茶園跡地といった空間の他、名水や井戸など宇治の文化的景観を特徴付ける「茶業」を取り巻く価値及び「茶業」に関連する価値のうち、未だ価値が顕在化していないものについて、取り扱いを検討する。

また伝統的ではないが、現代において茶業を営む上で必要となる空間利用の方法や配置、敷地の使い方などの文化的景観に貢献する土地利用については、生活様式や家族構成の変化から住居部分の変更の必要性が高まっていることが挙げられ、文化的景観に配慮しつつ

そうしたニーズに応えることのできる建築のあり方や公的空間の設計の提案が必要である。

(2) 整備の方針

これら諸要素は、次の様な方針によって整備され継承されることが望ましい。

A. 「平面的な不動産要素（地割や水系、道筋等）」

宇治の文化的景観の保存・整備の方針を考える上でまず重要なことは、「伝統的な土地利用」や「文化的景観に貢献する土地利用」をいかにすれば維持・継承できるかについての課題を把握することである。

宇治橋通商店街の伝統的土地利用とは、言うまでもなく商店が連なる土地利用である。これについては、個々の家単位のみならず、土地を合筆させたマンションが建てられるなど、駅から近いことで住宅地化が徐々に進んでいる現実があり、「商店街」として機能し続けるためには、こうした「住宅地化」を抑制しバランスをとる必要がある。

B. 「立体的な不動産要素（建築物や工作物）」

重要景観構成要素の特定方法については、現行の『「宇治の文化的景観」文化的景観保存計画書』では「宇治の文化的景観の本質的な価値を示し、景観特性を構成する重要な構成要素を評価類型すると、宇治地区の平安時代から現在に至る都市の変遷過程を示す、社寺、街路、街区、埋蔵文化財等の要素、山紫水明の自然景観や水運・遊興・宇治橋の往来も含めた宇治川の文化的景観を示す、河川、橋、公園、家屋等の要素、宇治茶の生産から加工・販売等の茶業のあり方を示す、茶畑、家屋、研究所等の要素に大きく3分類できる。この分類評価を基に景観重要構成要素を特定した」とあり、「河川2件、道53路線、橋1件、公園1件、研究所1件、社寺13件、山2件、坂1件、商店街3地区、茶畑2地区、遺跡1件、街区1件、家屋10件」を特定物件としている。

特に商店街については「宇治橋通商店街（近代宇治の代表的商店街）」、「平等院表参道商店会（平等院の参道に発達した商店街）」、「宇治源氏タウン銘店街（宇治川右岸に発達した商店街。概ね近代以降）」の3商店街が、さらに「宇治地区の伝統的街区」がそれぞれ1物件として扱われている。

計画の見直しに当たっては、まずこの面的、線的な大括りで保全できるものと、それらを構成する建築や工作物、細街路、水路等の個々の要素単位で保全すべきものとの仕分けが必要となる。単体で有形文化財指定となる様な物件だけでなく、伝統的建造物群保存地区制度にみられる様な、景観を構成する個々の建築物や工作物、環境物件（自然物や土地の形質等）を具体的に特定して、その保全方針を立てる必要がある。

続いて、文化的景観に貢献する造改新築物件の誘導方針について検討する。文化的景観の保全においては、伝統的建造物群保存地区制度の様に景観の復原を指向するものでは必ずしも無く、むしろ景観を成り立たせている生業や人々の暮らしを継続できるための配慮が求められる。この生業や暮らしの持続と文化的景観の特性の伸長という、一見相反する2つの課題を両立させる方策の検討が必要で、整備・活用にあたっては、たとえば宇治橋

通商店街で長年共有されてきた、庇空間利用に関する一定の秩序を尊重する増改新築を誘導可能な仕組みづくりが必要であろう。

文化的景観を継承するための公共空間・施設の保全・整備方針については、まず、宇治の大景観（地形景観）を構成する山々、宇治川、扇状地といった基本的な要素の姿を改変せず、その地形的特徴をより際立たせることを基本的な指針として公共空間、公共施設、公共インフラの整備を考える。次に中景観を規定する道路、街路、橋梁等の整備については、歴史的な道筋とそれ以外のものを明確に区別し、それら歴史的な道路については、個々の敷地を利用する住民や民間事業者と道路との長年にわたるつき合い（関係性）を尊重した整備を行う。特に拡幅や高質化、嵩上げや切り下げなどの整備については、現代的な合理性を根拠とせず歴史性や伝統的な関係性を尊重した整備のあり方を常に検討する。宇治橋通りについては、府道と市道の付け替えも視野に入れ、宇治橋通りの文化的景観としての特性を損なわず、今後とも発展していけるような整備を目指す必要がある。

こうした案件ごとの判断はガイドラインで規定することは困難である場合が多いため、文化的景観検討委員会等の第三者委員会において、施工担当行政部局（国・府・市）、文化的景観部局、住民代表、有識者等の参加による協議のもとで行われる必要がある。

C. 通り全体に関して

建物の庇が歩道を覆うように張り出し、軒下空間の連続のうちに人が商売や仕事をしたり、休憩したり挨拶したりといった振る舞いが展開され、通りの表情をつくっていることは、宇治橋通りの魅力的な財産である。こうした軒下空間は、茶業の文脈から見れば茶葉の出し入れや販売などに利用され、生活に密着した空間であったと考えられるが、その空間的特性は、その後の商店街としての発展や、多くの観光客が通る通り道として、あるいは住民の日常生活の場として、通りの変化を支えてきており、依然として公共性を持った寛容な都市空間であり続けている。まず当分の整備・活用の方針としてはこうした空間を“意識的”に継承していくことが挙げられる。

D. 庇文化

通りに面する家屋の庇が、境界を越え道路に伸び出す個性を存続させることができるように規制緩和や現状維持の仕組みを検討することが重要である。既に軒切りや仮面町家に改修されてしまった建物の復元も可能にする仕組みも必要である。また、軒下空間が人の心地よい居場所となるような空間的な工夫を考えたい。

E. 土地利用について

a. 全体のゾーニング

宇治橋通り及び中宇治地区は、通り沿いに奥行き長い短冊状の宅地が並ぶ一方で、街区の内側には畑や駐車場、各種施設による比較的大きな敷地利用がされている。この傾向は江戸期の『宇治郷絵図』にも見ることができる。こうした土地利用の違いが存在することを、地区のなかに多様性を与える基盤として捉えれば、今後の誘導の指針が見えてくる。宇治橋通りは商店街としての機能を活かし、商店街として維持していくのが良い。交

通政策や観光動線計画によって通りの環境が充実していけば、商店街としての魅力は高まっていくことになる。店をたたんで専用住宅化する傾向も見られるので住商が混在した宇治橋通りの将来像についても同時に検討したい。

中宇治は良好な住宅地として誘導し、街区内の比較的大きな土地利用を活かして中低層の共同住宅や、オフィス機能を持った施設などの現在と異なるプログラムを配置することで、多様性のある地域を目指すことも考えられる。また、空き家を活用して小規模なカフェや店舗などを開ききっかけを与えることも、町の多様性を考えるうえで有効となろう。中規模の建物については、分棟形式にするなど建物が高さ方向及び平面方向に大きくならないようにするなど、配慮が必要である。

b. 比較的大きな敷地と建物

宇治橋通り沿いのある程度大きな敷地の利用は、細分化された土地が多い中で、茶師屋敷が大きな土地を持って建ち並んでいたことを彷彿とさせる特徴的な土地利用であるが、商業地域に指定されていることで中高層建物の建設が可能になっている。ただし、茶師屋敷のような屋敷型の建築は、敷地に適切に庭やバッファーなどの隙間を設けた分棟形式をとっており、建物もひとつの塊として巨大になるものではなかった。宇治橋通り沿いのスケール感に対して、高容積・高層の建物はふさわしくない。高層・高容積の建物は都市計画道路に面した部分に集約させ、宇治橋通り沿いはヒューマン・スケールを守るなど、既存の都市計画を活かしたメリハリのある方策が必要である。

高容積の建物を抑制できない場合には、現行の高さ制限は遵守することはもちろんのこと、建物のボリューム（塊）として大きくなり過ぎないように適切に分節し、周辺への圧迫感を与えないように誘導する必要がある。この点については景観計画に定められている、中層部以上のセットバックなどの方策を下敷きにしてより発展した議論が必要となるだろう。建物を覆う外装材なども、なるべく小さい部材の反復にするなど、建物としてのボリュームを分節するように配慮することなども考えられる。

c. 奥行きを活かした空間構成の維持保全発展

奥行きが深い敷地ならではの空間構成と使われ方をしているもの（敷地の奥行き方向に伸びるマーケットや、建物の脇を敷地内通路として奥に駐車スペースなどの空間をもつもの）については、宇治橋通りの特徴的な土地利用の知恵を現代に伝えるものとして、積極的に維持活用することが必要である。また、敷地内の駐車スペースは敷地に余裕がある場合は、道路前面ではなく敷地奥に駐車場を設けることが適切である。

F. 坪庭及び敷地内の外部空間

坪庭及び敷地内の外部空間（以下坪庭）は、奥行き長い敷地で採光や通風を得るために必要なものであったが、最近の建物は敷地いっぱい建てられるようになったために、失われる傾向にある。通りから隠されながらも時折顔を見せる坪庭や奥行き方向の抜けは、通りに魅力を与えている。現在ある坪庭などの外部空間を積極的に活用して良好な生活環境を築くように誘導する必要がある。また店舗か住宅かにかかわらず、坪庭などのボイド

空間を豊かに維持することは地域全体の環境の向上につながる。坪庭を活かした建物のあり方を検討する必要がある。

G. 宇治地区の瓦屋根の風景

宇治地区の市街地については、基本的には燻し瓦を用いた瓦屋根を推奨することで住宅地としての落ちついた雰囲気を守り、古くからの町並みを活かした住宅地の風景を育てる必要がある。

(3) 建築物等の修理・修景及び保存の方針

A. 建築物等の修理・修景

伝統的な木造建築については、現状の維持を基本に置きつつ現代的利便に対応した修理を行い、保全を図ることが適切である。宇治地区の場合、通りに面する家屋の約1/4を占める仮面町家の扱いが町並みに大きな影響を与える。この場合、仮面町家として魅力があり町家としても趣をとどめている建物に関しては、現状維持を基にした修理を推奨する。また、内外部ともに新材による大幅な改修が行われ、木造町家としての魅力を喪失した建物は、現代的な需要に応えつつ既存の構造や木造町家の質感、空間的魅力を活かした改修を推奨する。また、仮面町家を元の町家へ復旧修理する場合、既に切ってしまった軒の復旧に際して、道路への伸び出しを可能にする仕組みの検討が必要となる。

B. 歴史的に重要な建築物の文化財指定

宇治地区内の伝統的な建築あるいは特徴的な建築物について10件の家屋を重要な構成要素として特定しているが、追加が検討できる案件が認められる。また、重要な構成要素の家屋及び他の伝統的な家屋のなかには、歴史的・建築史的に重要なものが多々含まれており、その保護を適切に図るため文化財保護法に基づく有形文化財指定や登録有形文化財登録あるいは条例指定による有形文化財指定を検討する必要がある。

C. 歩行者のための道

人々が安心して散歩したり買い物を楽しんだりできる通りにすることが、商店街や良好な住宅地としての魅力を大きく高める。また、そうすることで、宇治橋通りの特徴である歩道に飛び出した軒下空間はより活かされ、維持と保存につながると考えられる。

そのために、通過交通の制限や歩行者天国の時間帯を設定するなど、交通計画の見直しが必要である。それにともない、現在通過車両の速度抑制のために設置された錯視標識の存否について検討されるべきであるし、歩行者中心の道としてふさわしい舗装のあり方を検討し、建物と一体的に利用しやすい道空間を目指す必要がある。

D. 色彩

建築物・工作物に関して、際立った色彩を使わないという現状の景観計画の誘導方針を踏襲する。しかし一方でこれまでの誘導の結果として、新規改修建物に同じような色彩を持ったものが多く、不自然な町並みが生まれてしまっていることも指摘しておきたい。使用を推奨する色彩の種類だけでなく、その使い方についても議論がなされるべきである。

E. 文化的景観に貢献する改築新築物件

a. 建物の建ち方

通りに面する建物の建ち方に関しては、基本的に、接道部分には軒下空間及び半外部空間を設ける、大きな壁面後退は避ける、ことを軸に誘導することが考えられる。

新築建物については、現在の需要に応えながらも、充実した軒下空間の創出を目指すことが望ましい。その際、例えば現状法規では庇を敷地境界から飛出して設置することができないということや、今後、通りに侵入する自動車をコントロールするかどうか等、都市計画的な検討と判断が必要であり、今後も継続した議論が必要である。一方、個々の建築には、そうした状況に対応しながら、いかに軒下空間を創出し、単なる飾りとしてではなく、どのように生活に関わる空間として表出させるか、という知恵が求められている。

新築建物の誘導は、和風や洋風といったスタイルを問題にすべきではなく、木造や鉄骨、鉄筋コンクリート造といった工法も問題にすべきではない。特に地域のメインストリートである宇治橋通りにおいては、時代の要請に合わせて多様な建物が建てられ、その建築的重層性が通りの賑わいや個性となっており、特定のスタイルや工法を推奨することによりその将来的な建築文化面での発展を妨げてはならないだろう。さらにそれら建物の見かけ上の差異が道路に連続する軒下空間によって統合されてきた特性にも注意すべきである。

通りに面した建物の改修及び新築にあたっては、確認申請時に両隣りの建物や通り景観との関係を含む立面図の作成や、建物の設計コンセプトの提出を求めることを強く提案したい。そうした試みにより、設計者や建築主までもが通り景観を意識することができるようになるのではないだろうか。

b. 一つの提案—第五世代の建築を目指して—

前章で指摘した、宇治橋通りを構成する建物の構えの特徴を、新たな建築空間を考える上でも踏襲しながら、現在の状況に照らし、新たな第五世代を構成する建物を具体的に想像してみたい。宇治橋通りの伝統と個性の持続性と多様性を担保するためには、どういったデザインにすればいいかを共有することではなく、デザインする時に何を考えるべきかを共有することが必要である。ここでは、建物を介して通りや地域環境とどう関わるかという共同性を築いていくことを目標にしている。

図76に示したものは、宇治橋通りのポテンシャルを高める空間的なアイデアの一つである。通りに連続した軒下空間の魅力を見直し、人やモノを定着させるような空間的アイデアに始まり、歩道と連続した空間をさらに建物に引き込んで、奥行きのある特徴的な敷地を活かすことまでを視野に入れた。

以下に掲載するイメージは、様式や素材感についての限定的なイメージを与えないよう、あえてそれらの差異を強調しないような表現とした。都市空間のリサーチによって位置づけられた、通りが継承してきた設計主題を展開すると、どのような建築や空間が具体的に考えられるのか、その最初の入り口を提示したと想像していただきたい。また、こうした建物が量産され、町並みが遷移していくべきだと主張しているわけではない。宇治らし

い建物の形式を発見するひとつの手がかりとしての提案である。

バルコニーマスク



二階建て以上の建物は、一階部分が店舗で二階がそのオフィスか、店主の住居の一部であるかであったため、二階以上へのアクセスは内部動線を通らなければならない場合が多い。そのため、二階以上が倉庫化しているものも多く、通りからでも容易に確認できる。そこで、建物ファサードに上階への動線を兼ねたバルコニーを取り付けることにより、賃貸に有利にし、空間を活用できるようにする。また、バルコニーは一階店舗の店舗空間を拡張させ、それ自身が庇になったり、可動オーニングをインテグレートしたり、店舗前に無造作に置かれがちな自転車の収納場所などとなることができる。このように、人やものの流れや居場所を建物ファサードにデザインすることで、通りに活気が生まれる。木造町家が仮面を取り付けて時代に適応したように、昭和期のRC建造物に与えられた、現代版の仮面である。

Site1



元は工具等を販売する店舗であった、シンプルなビル。立地のポテンシャルは高く、有効活用すれば、新たな空間として生まれ変わる。

町家ベランダ



上と同じく、二階を活用するために、通りに面した二階部分を、一階の店舗からアクセスできるベランダ空間とする。中庭を境に店舗部と住居部が分けられる。現在の宇治橋通りでは、二階以上に上がれる空間が極端に少ない。元々の町家の構成だと、通りに面した二階の空間は、空間的に最も奥であったことも影響していると考えられるが、通りに面した二階の空間は、外から訪れる人にとっても、通りに親しむうえで魅力的な空間である。

Site1



候補地選択中。これといって敷地や建物のあり方に左右されないものか。

図 76-1 第五世代へ向けた空間的アイデア A

ガレージ土間



自動車のためだけに最小限のガレージを確保しようとする、通りに面した間口の大部分が、死んだ空間になってしまう。一方で、自動車も停められる土間空間が家にあると想像してみるとどうだろうか。大きな玄関のような、庭のような空間に、ルーバーや半透明の屋根などがかり、光や風が誘われ、そこへ向かって大きな窓を設けることができ、そして車も停めることができる。つまり商店街に面しつつも、セットバックすることなく、プライバシーと車を停める空間を確保することができる。これは宇治橋通りならではの新しい空間要素であり、こうしたアイデアを元に、奥行き長い敷地における住まい方を再構成できるのではないだろうか。

Site1



現専用住宅。車所有。

大屋根車園



宇治橋通り沿い、中宇治地区に駐車場が増えている。今後、通りの交通制限などの措置が講じられる可能性はあるが、自動車とどう付き合っていくか考える必要がある。歩道まで建物が張り出している通りを歩くと、駐車場のスペースが物流や交通システムを維持する余白として欠かせないことがわかる。生け垣を巡らせて、なるべく通りから見えないようにするのではなく、まるで通りから眺む広場のように、通りに参加させることはできないだろうか。そこで、パーキングに大屋根をかける。大屋根は車を風雨から守り、通りの庇空間と連続する。人が車を持つスペースにはパーゴラなどを設けて憩いの空間とする。イベント時には半屋外の大きなパブリックスペースとなる。近場で買い物をする住民のための、移動販売車を主体としたマーケットなどにも、この空間が利用される。駐車場が、より豊かで多様な広場として活用される仕組みをつくることはできないだろうか。宇治の伝統である覆下茶園の形式を、新たなパブリックスペースとして再解釈し、通りに適用する試みである。

Site1



現パチンコ店の駐車場。通りに面する駐車場の中では比較的面积が大きい。

Site2



現三井リパーク。旧ナツカの間。以前はここに移動販売車が来ていたので、マーケットの間も可能性がある。

図 76-2 第五世代へ向けた空間的アイデア B

ベンチ窓



少し懸掛けて商品を楽しんだり、一休みしたりするスペースとして底下空間を活用する。窓は折り戸などで開閉できる。建物と歩道の連続性を強め、庇のかかった歩道により人を定着させるためには、一階を全て開け放つよりも、出窓ベンチなどの建築的設えが有効である。既存店舗の改修でも実践しやすい。建具のあり方には色々なバリエーションが考えられる。

Site1



／底を持つ商店の連続のある、現お茶萬さんの店舗。菜膳的にも、お菓子を食べるスペースとして活用できる。

スケルトン町家



宇治橋通りに建ち並ぶ建物の裏側は農地であったため、奥行きのある長い敷地ではあったが、通り側と農地側の二面開放をうまく使いわけて、商業と生活を両立させていた。格子などの建具をうまく利用して、店の空間から奥の生活の空間へのグラデーションをつくっており、それが文字通り奥行きのある空間の不思議な神秘性を通りに匂わせていた。ところが、農地の宅地化が進み、片側が建物で塞がれてからは、平入れがされず見向きもされない庭が多く見られる。ここで、奥行きのある敷地での住まい方を再考する必要があるのではないか。本提案では、店舗空間を手がかりに、町家の軸組以外を除いて開放的な空間をつくとともに、敷地の奥行きや、中庭などの存在を通りに顕在化する。町の集会所や、町づくりの拠点など、パブリックな用途に利用するのもいい。

Site1



／現文教大サテライトキャンパス。地域に開かれた場に対応しい開放感が必要で、かつ、敷地半分を占める庭が設置されている

図 76-3 第五世代へ向けた空間的アイデアC

コンセプト見取り図

以上の空間的アイデアは、そのデザインの意図するところから整理すると以下のようにそれぞれの関係を位置づけることができる。この見取り図は、これからも新たなアイデアや既存の魅力的なポイントなどを加えていくことができる議論のプラットフォームとなるものである。

通りの領域化

・歩道を抱きかかえるような軒下空間を創出してきた宇治橋通りにあって、そのポテンシャルを活かしつつ、新たに人の居場所や活動の場所をつくる。境界を設定して切り離すのではなく、境界をつなぐものと捉え、いかに通りと建物、通りと奥行きのある敷地の関係を再構築するかを考える。

軒下空間の再発見

新たな店舗空間の創出

「ベンチ窓」



「町家ベランダ」



「バルコニーマスク」



高さ方向への展開

・おもに地上で育まれてきた軒下空間のあり方や、そこでの人の振る舞いを、二階以上にも展開することで、新しい豊かなまちの風景をつくる。通りから二階以上へのアクセス性を向上することで、新たな空間利用を可能にする。

「スケルトン町家」



自動車の取り扱いを考える。自動車も仲間。

・自動車を扱う空間を、ただ車が占有するだけの暗い空間としてではなく、光や風が抜け、多様な使い方ができるおらかな空間として計画することで生活の空間に取り込む。

「大屋根車庫」



「ガレージ土間」



通りの引き込み

奥行き方向の連続性

・奥行きが深い敷地は宇治橋通りの大きな特徴であり、住民は古くから奥行きある空間をうまく使って生活していた。茶師屋敷も通りに対して奥行きを想像させる形式である。ところが、現在は敷地奥が死んだ空間になっているものも多い。奥行きを深さを活用し、さらにそれを通り空間に参加させることができれば、宇治橋通りの空間的な魅力はさらに増すのではないだろうか。

図 77 第五世代へ向けたコンセプト見取り図

2. 宇治の文化的景観の保全と活用に関する方策

(1) 土地利用の維持・継承に係る整備の方策

A. 都市空間の継承

- ・高さ制限の強化と、特に特別風致地区内の通り沿いにおける容積率の緩和措置等により、町家の継承を図る。また、家屋の建ち方に関するルールを考案する。
- ・比較的大きな土地での中低層建物のあり方を検討し、設計に際して最低限度必要な事柄を提示してゆく仕組みを作る。
- ・市街地内に現存する茶園については、そのまま継承できるように保護を講じる。
- ・交通計画と駐車場の設置に関する方針を策定する。
- ・都市防災計画を策定する。

B. 空き家・駐車場

- ・伝統的な町家の空き家については、空き家所有者調査を実施し利活用・処分意向の把握を図る。
- ・町家の公開・活用イベントなどを開催し、町家などの歴史的な家屋の利用価値をアピールする。
- ・伝統的な町家の利用希望者への情報提供やマッチングを行う町家バンク等の取り組みを図る。
- ・伝統的な町家の利用促進を図るためには、家賃補助や設備改修補助等の支援制度の創設を検討する。
- ・観光客の車両により駐車場が満車となるのは観光繁忙期の週末のみであり、歴史的な通り景観の連続性を損ねる駐車場を抑制し、公共交通の利用促進を図る。

(2) 宇治茶業の継承と振興に関する方策

A. 宇治茶ブランドの確立

- ・日本茶需要の先細り、現在は堅調な加工用抹茶需要の先行き不透明感、(宇治)茶関連商品の氾濫の状況の中で宇治茶業を発展的に継承していくためには、茶農家と茶商だけでなく、宇治市民や観光客が共有できる「宇治茶ブランド」の確立が急務である。
- ・宇治茶業の本質的価値は、茶農家の観点(茶葉生産の観点)から言えば覆下栽培、一番茶の手摘みによる碾茶、玉露用の茶葉生産であり、茶商の観点(お茶の仕上げ加工、流通の観点)から言えば幅広い需要に対応しながらも他の茶生産地と比較して高品質なお茶を加工・流通することにあると言える。この両者が共有できる「宇治茶ブランド」を構築するためには、宇治で生産される茶葉の質の高さを、仕上げ加工や流通段階で見えなくしてしまわないことが重要となろう。例えば、宇治で生産された茶葉の使用割合を明記することなどを検討することなどが考えられる。これにより、宇治で生産される茶葉の使用による高級茶としての宇治茶の差別化も可能となり、宇治の茶農家の生産する荒茶の取引価格

面での高付加価値化も可能となる。

- ・市民と共有できる「宇治茶ブランド」の確立に向けては、何よりも市民を「宇治茶」の本質的価値の理解者とし、主たる消費者とする取り組みが必要となる。そのためには、市民が日常的に抹茶、玉露などに親しむ機会を増やすことが必要であり、宇治における茶道や煎茶道等の普及が求められる。
- ・観光客と共有できる「宇治茶ブランド」の確立に向けては、お茶屋さんや土産物店が観光客にとって分かりやすい「宇治茶」の定義を伝えることができること、宇治に来なければ手に入らない本物の宇治茶や宇治茶関連商品を用意できることが大切となろう。そのためには、現在氾濫している「宇治茶」、「宇治抹茶」などが商品名に使用されている商品の精査が必要であり、認証制度等も検討されるべきである。
- ・碾茶だけをメインに宇治茶業の価値化を図ることは困難であり、中宇治だけでなく玉露の生産が盛んであった白川地区や煎茶道の発祥の地である萬福寺を抱える黄檗地区を含めた宇治茶業の文化的価値を構築する必要がある。

B. 宇治茶業の環境づくりに関する方策

- ・茶生産に対する宇治市の直接的な助成制度は充実している。しかしながら、茶農家がヨシや稲藁などを調達する費用を助成しても、現状としては宇治市外からの調達を促進するにすぎず、もともと宇治の風土と結びついて構築されてきた伝統的な茶生産とは異なる形態の茶生産を継承するにとどまる。そのため、市内の稲のはさがけ等による天日干しをする米農家への助成やヨシ原整備の支援などについて検討する必要がある。
- ・宇治石による石臼や市内の竹林を活用した茶摘み籠やシンドウなどの竹細工製品の復活に向けた支援なども検討する必要がある。
- ・宇治川沿い等において、伝統的な本ずの覆下茶園と山林、竹林、水田、ヨシ原などが一体的に視覚に捉えることができるモデル茶園を整備することにより、観光客や市民が宇治の風土と宇治茶の関係を理解しやすくなると思われる。これは、市民、観光客が「宇治茶ブランド」を共有することにも資することになる。

(3) 界限性に関する整備の方策

A. 通過交通

- ・宇治橋通りにおいては、交通量の大部分を占めるとされる通過交通を抑制する必要がある。そのためには府道を市道に付け替えることが有効と思われるが、抜け道としての利用抑制に対する効果はあまりないと思われる。指定車・許可車以外の進入を制限するなどの交通規制の導入についても検討する必要がある。また、現在は二輪車に一方通行規制はないが、この一方通行化についても検討すべきである。

B. 賑わい

- ・宇治独特の建築文化である町家の軒や庇の道路上空へのはみ出しは、自動車交通の処理を第一義とした道路整備においては障害物である。しかし、この建築文化は宇治の市

街地形成の歴史的な文脈においても、また通りの賑わい維持にも重要な要素である。

- ・この建築文化を継承していくためには、まず自動車交通主体の道路から歩行者主体の道路への転換が必要である。特に、自動車交通量の多い宇治橋通り、県通り、本町通りの交通量のコントロールの方法を検討する必要がある。
- ・その上で、底下空間を将来的にどのように利活用していくのかについて考えていく必要がある。基本的には居住者サイドから新たな利活用が生まれてくることが望ましいが、空き家、空き地となっている土地を活用した新たな建築物により、新たな利活用を積極的に提案できるよう誘導していくことも必要となろう。
- ・中宇治の三角形街区の内部においては、歩行者や自転車が主要な動線としている道路について、選択的に道路上空への軒・庇のはみ出しを許容できるような実験的な仕組みを検討することも考慮されてよい。

C. きめ細かな屋外広告物の規制と誘導

- ・現行の屋外広告物条例からすると、中宇治の屋外広告物には違反広告物が多い。特に道路空間上にはみ出した屋外広告物が多く、これらはすべて撤去すべきとなるが、道路上空への軒や庇のはみ出しが宇治の個性的な建築文化であるとするれば、これらのはみ出し広告物のあり方や取り扱いについても、個別に可否について考慮する必要も生まれてくる。
- ・例えば、軒や庇と一体となったもので商店街等の賑わいに貢献するデザインの広告物に関しては、宇治の個性的な建築文化との一体性によって許容する考え方はありえる。一方で、特定の店舗・事業所で目立つ旗や立て看板については景観上好ましくないものが多いため、整理する必要がある。

D. 祭礼等を支える道路空間の整備

- ・祭礼の道筋となっている宇治橋通り、本町通り、県通り等の道路においては交通量のコントロールが重要な課題となっている。特に大型車の通行量が多い県通りでは、その振動・騒音から沿道居住者の転出が目立ち、町並み景観を損なうだけでなく、祭礼を担う人材確保にも大きな影響を与えていることから、早急な対策が望まれる。
- ・根本的な解決のためには、通過交通を別途処理するバイパス道路の建設が必要となろうが実現性に乏しい。広域的な道路体系の中で解決策を模索しなければならず、短期的には、振動・騒音を抑える舗装等について検討する必要がある。

(4) 建築物等の修理・修景に関する方策

A. 建築文化を保全・継承するための方策

- ・歴史的、建築学的に価値の高い家屋や庇を道路に伸び出す宇治の建築個性を良く伝える町家に関しては、法条例による有形文化財などへの指定を行い、建築基準法の緩和措置の対象とすることなど、さらなる保護措置の検討を行う。
- ・伝統的な町家の空き家把握を行い、空き家バンク等の仕組みを構築することによって活

用を推進する。

- ・中宇治地区における瓦屋根の推奨のため補助制度等を検討する。
- ・質の高い仮面町家の維持活用のための制度を検討する。
- ・仮面町家を元の町家に復元する場合に課題となる、切られた庇の復元に伴う道路への伸び出しに係る許容の仕組みを検討する。

B. 茶業に関する建造物・工作物の継承

- ・茶業に関する特徴的かつ代表的な建築物や工作物について、「宇治市文化財指定条例」による地域文化を継承するものとして文化財指定ができるように検討する。

(5) 文化的景観に貢献する改築新築物件の誘導に関する方策

- ・地元建築士会等の関係団体との協力体制を整え技術的アドバイスを行う。
- ・景観計画に基づく協議に際して建築意匠の専門家の参加を検討する。
- ・景観計画に基づく届出に際して改築新築物件の両隣連続立面の作成を求める。
- ・景観計画に基づく届出に際して改築新築物件のコンセプト文章の提出を求める。
- ・文化的景観の継承に貢献する改築新築物件に関しては、景観形成助成等の積極的支援を行う。

(6) モニタリング

- ・文化的景観は、地域の風土や生活、生業から表出する景観をとらえたものであり、人々の活動がその景観を作りだしている。したがって、通常の文化財のようにいわゆる凍結型の保存を基本とするものではなく、人々の活動により変化を続ける景観地の有り様を追跡し、その変化の程度と方向性を見極めながら保全の対応を図る必要があるため、モニタリングが重要となる。
- ・モニタリングに関しては、宇治市の担当部局が主体となって方法を策定し実施すべきであり、できれば地域団体がその実働を担うことを検討する。

3. 宇治の文化的景観の活用に関する検討と方策

(1) 啓発活動の現状と今後のあり方

A. 地域社会への啓発活動

文化的景観の地元への啓発活動については、パンフレットの配布や講演会、ワークショップの開催をはじめ広報誌等への掲載、小学校の郷土学習副読本への掲載など、比較的広範に実施されてきているが、アンケート結果が示すように「宇治の文化的景観」の住民周知率は50%弱である。どの程度の周知率が良いのか判断する基準もないが、文化的景観の概念自体が一般的に分かりやすいとはいえず、この点を踏まえただうえで、例えば以下のような普及啓発活動が今後は必要である。

- ・ 文化的景観を分かりやすくストーリー仕立てで解説したパンフレットの作成。
- ・ 座学型ではなく体験型の講座等の開催。
- ・ 重要な構成要素へのきめ細かい説明板の整備。

B. 情報発信と観光との連携

「宇治の文化的景観」を広く情報発信する取り組みはあまり存在せず、観光への取り組みと連携した広報が必要である。また「従来の文化財」は、学問的検証により学術性、代表性、希少性などの価値が明示されてきたが、「文化的景観」は構成要素を紡いだ「地域のストーリー」として説明される点に特色がある。しかし「宇治の文化的景観」については、その構成要素となっているものでも、生業にその一部しか使われていないものや観光に活用されていないものも多いと考えられる。このため、「使いこなされているもの」と「そうでないもの」、あるいは「公」によって保全されているものと「民」によって保全されているものを仕分けし、より効率的な広報と保全を進める必要がある。

(2) まちづくりとしての文化的景観のあり方

宇治橋通商店街をはじめとする各商店街については、商店街としての本来機能と「宇治の文化的景観」が分析した商店街の価値とが、かつては完全に重なり合っていた。しかしながら、現在はそれが徐々に乖離しつつあると考えられる。

特に地域住民を商圈として発展してきた宇治橋通商店街においては、近年の急速な観光客増加に伴い、商店街の観光客利用が目立つようになってきた。例えば、休日の昼時には飲食店に長い列を作る観光客を良く目にすることがある。

現在、この現象が商店街に顕著な景観上の変化を与えている様子は認められないが、今後は地域の人々の商店街であり続けると同時に、文化的景観としての価値を維持しつつ、その景観を資源とした観光振興・商店街振興を実現させるような方針や手法の検討が必要である。

第5章 重要な構成要素の修理・修景方針

1. 重要な構成要素に関する修理・修景

(1) 修理・修景の方針

文化的景観制度における「重要な構成要素」とは、平成20年文部科学省令第24号による選定及び届出等に関する規則の改正によって新たに記載が義務づけられたもので、形態・意匠等が独特又は典型的であるとともに、技術・素材等の観点から顕著な固有性を持つものであって、文化的景観の本質的な価値を示し、保護の対象として不可欠な構成要素である、としている。このため、重要な構成要素の修理・修景は、機能の維持を踏まえ価値や固有性を毀損することなく実施することが基本である。

「宇治の文化的景観」においては13種類91件（巻末参考資料）の重要な構成要素を特定しており、この多様な中に当該文化的景観の価値の内在を認識する。修理・修景の実施に当たっては、統一的なガイドライン等によってこれらの品質を規定することは難しく、案件ごとに文化的景観検討委員会等によって個別詳細的に協議・検討され、適宜実施されてゆく必要がある。

(2) 修理・修景事業の仕組み

文化的景観の保存と活用を図る事業においては「文化的景観保護推進事業国庫補助要項」において国からの補助金が用意されている。宇治市においては、この補助要項に基づき、民間所有の重要な構成要素を修理・修景する場合、修理・修景の事業実施者は宇治市となるため、当該所有者から利益享受に伴う分担金を徴収するため、平成24年4月に「宇治市重要文化的景観の保存に係る分担金に関する条例」を制定し実施してきた。これまでの修理・修景経過は第1章に述べたとおりである。また、災害に伴う復旧事業においても同条例で対応してきた。

平成27年4月1日の同補助要項の改正により、民間所有の重要な構成要素の修理・修景事業は地方公共団体を経る間接補助と制度変更が行われた。これにより、今後の修理・修景事業の実施に当たっては、新たに「仮称宇治市重要文化的景観の保存と活用に係る補助金要項」を早急に制定する必要性が生じている。この文化的景観の補助制度においては、重要な構成要素に特定されている物件をその対象とし、所有者が実施する日常的な管理の範囲を超えた当該構成要素の価値の維持に必要な修理事業、積極的に当該構成要素の価値を強化し活用に資するような修景事業、また災害等の復旧に係る事業について補助することになるため、具体的な補助の対象範囲について定める必要がある。

2. 家屋に関する修理・修景の方向性

重要な構成要素に特定される10件の家屋の修理・修景等整備の方向性は次とする。

(1) 通圓茶屋

所在地	宇治市宇治東内	建築類型	町家
年代	元和5年(1619) (通円家「家伝記録」による)		
建物構造	木造2階建て瓦葺、切妻造、妻入		
概要	宇治橋東詰に位置する茶店。通円家は宇治橋の橋守を務め、奈良街道を往来する人々に茶を振る舞う茶店を営んできた。現在もその生業は継承されており、交通の要衝である宇治橋の往来と茶に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。文久3年(1863)に刊行された『宇治川兩岸一覽』には通圓茶屋が名所の一つとして描かれており、宇治橋に係わるシンボリックな建物でもある。現在の建物は元和5年の建築後、寛文12年(1672)に大破し改修されたものが基礎となっている。2階の西部分は明治期に増築されている。		
整備の方向性	建物と利用において歴史的な姿を良くとどめており、修理・修景にあたってはその維持継承を図る。		



図78 通圓茶屋 (平成27年)

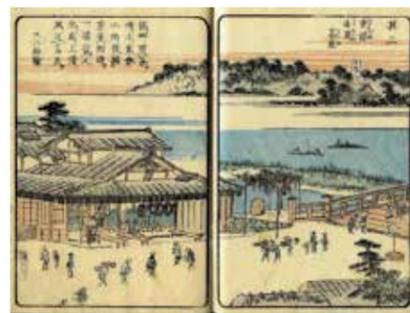


図79 『宇治川兩岸一覽』に描かれた通圓茶屋

(2) 旧京都府茶業会議所建物

所在地	宇治市宇治又振	建築類型	公共建築
年代	昭和3年(1928)		
建物構造	木造2階建て、檜瓦葺、入母屋造、平入、正面中央に切妻造玄関		
概要	昭和3年(1928)の京都府茶業組合聯合会議所の宇治移転に際して、事務所として建築された。宇治茶振興に取り組んできた京都府茶業会議所を象徴する建物であり、宇治の茶業に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。京都府茶業会議所は平成22年に事務所を移転し、現在は宇治茶を伝え提供する喫茶「匠の館」として利用されている。 木造総2階建ての近代和風建築であり、玄関や外観細部に近くの宇治上神社の建築意匠を盛り込んだ装飾が認められる。また2階大広間の北側には、茶葉の品質検査に用いる出窓状の「拝見窓」が付設されており、茶にかかわる施設であることを顕著に示している。建具など新建材に変更されているが、全体として旧状を良くとどめている。		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しつつその維持継承を図る。		
修理履歴	平成27年度 修理工事設計 (国庫補助事業)		



図80 旧京都府茶業会議所建物 (平成25年)

(3) 上林春松家住宅

所在地	宇治市宇治妙楽	建築類型	茶師屋敷
年代	長屋門：江戸中期、主屋：大正15年（1926）、茶室松好庵：寛政11年（1799）		
建物構造	長屋門：木造2階建て本瓦葺、切妻造、平入 主屋：木造2階建て棧瓦葺、切妻造、平入、入母屋造玄関 茶室松好庵：木造1階建て、柿葺、切妻造		
概要	江戸期に将軍家にお茶を献上した御物茶師である上林春松家の住宅。明治維新に伴い多くの茶師が廃業する中、近世茶師の屋敷構えを継承し現在に茶業を続けている。宇治の茶業に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。 長屋門は元禄11年（1698）の大火後に再建されたもので、茶師長屋門を現位置で伝える唯一の遺構。主屋は前身主屋の平面を踏襲して大正15年に建てられ、玄関横に阿波藩蜂須賀家から拝領と伝える茶室が付設され茶庭が造られている。長屋門2階とその横の建物は茶師上林家の文書や茶関係道具を展示する記念館となっている。裏手に製茶工場跡が残る。		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しつつその維持継承を図る。		
修理履歴	平成24年度 茶室：柿屋根葺き替え工事他（国庫補助事業） 平成26年度 長屋門：外壁漆喰壁修理工事他（国庫補助事業）		



図82 上林春松家住宅平面図（平成22年）



図81 上林春松家住宅の長屋門（平成25年）

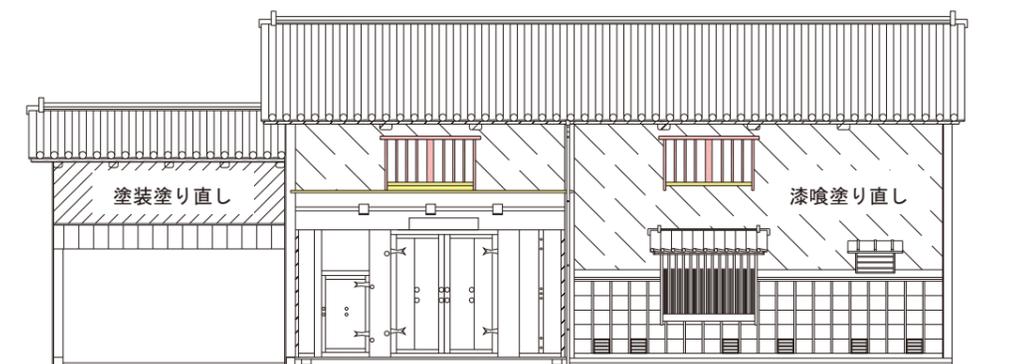


図83 長屋門北側立面図（平成26年度長屋門修理箇所）

(4) 旧丸五百貨店建物（現 丸五薬品）

所在地	宇治市宇治妙楽	建築類型	百貨店
年代	昭和7年（1932）		
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建て		
概要	昭和7年(1932)に丸五百貨店として開店した当時の建物で、宇治橋通り現存最古の鉄筋コンクリート造洋風建築。この建物はいわゆる看板建築で、かつて背後に木造2階建ての百貨店本体建物が建てられていた。現在は1階が薬局と貸しホール、2階が住居となっている。宇治は、大正末年の日本レイヨン宇治工場の開業に伴い、繊維産業の街という新たな性格を加え近代化と賑わいを増すこととなる。この宇治の近代化と当時の賑わいを象徴する建物として、欠くことのできない重要な構成要素である。		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しつつその維持継承を図る。		
修理履歴	平成27年度 屋上防水修理工事（国庫補助事業）		



図84 旧丸五百貨店建物（平成25年）



図85 旧丸五百貨店建物正面立面図（平成22年）

(5) 中村藤吉本店

所在地	宇治市宇治壺番	建築類型	茶商屋敷・茶工場
年代	主屋：明治中期（2階建部）／大正3年（1914）（1階建座敷部） 旧焙炉場（表家 現店舗）：明治29年（1896） 旧茶工場（現喫茶室）：大正年間 茶蔵：明治43年（1910） 茶室瑞松庵：元禄年間 四畳半茶室：大正3年		
建物構造	主屋：木造一部2階建て棧瓦葺、切妻造、平入 旧焙炉場（表家）：木造1階建て棧瓦葺、切妻造 旧茶工場：木造1階建て棧瓦葺、妻造、平入、 茶蔵：土蔵造1階建て棧瓦葺、切妻造、妻入 茶室瑞松庵：一畳台目三畳、本勝手向切、切妻造、銅板葺 四畳半茶室：四畳半、入母屋造、棧瓦葺		
概要	<p>中村家は安政元年(1854)創業の茶商。敷地は間口18間に及び、通りに面して主屋と現在は店舗利用されている旧焙炉場、奥に喫茶室として利用されている旧茶工場と茶蔵、主屋の奥に水琴窟を持つ中庭と茶室・土蔵が配置される。現在、製茶は行われておらず茶店舗・喫茶へと変化はしているが、幕末以来の製茶場を持つ茶商の住居兼茶工場の形式を詳細に残す重要な建物であり、宇治の茶業に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。</p> <p>通りに面して手作業による焙炉場と主屋を配置する形式は、近世には遡るものの上林春松家住宅のような江戸期の茶師屋敷とは異なり、近代茶商が取り入れていったものである。</p> <p>大正3年に、電力利用による煉瓦製碾茶乾燥炉の導入によって敷地奥に茶工場が新築され機能を表から移し、旧焙炉場は茶葉の買入れや発送などの店として利用され、拝見場が造られており、茶製造の近代化における建物変遷を良く残す。</p> <p>平成24年度以降修理事業を続けており、特に旧焙炉場の修理によって拝見場をはじめ旧状が復元されている。</p>		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しつつその維持継承を図る。		
修理履歴	平成24年度 土蔵漆喰壁修理工事他（国庫補助事業） 平成25年度 旧焙炉場修理工事（国庫補助事業） 平成26年度 主屋漆喰壁修理工事他（国庫補助事業） 平成27年度 主屋漆喰壁修理工事他（国庫補助事業）		



図86 中村藤吉本店表屋建物（平成19年）



図88 中村藤吉本店旧焙炉場内部修理後（平成27年）



図87 中村藤吉本店表屋建物（平成27年）



図89 中村藤吉本店主屋中庭・茶室（平成22年）



図90 中村藤吉本店平面配置図(平成22年)

(6) 旧菊屋萬碧楼建物

所在地	宇治市宇治蓮華	建築類型	旅館
年代	主屋(旧清風閣): 大正4年以前 旧観爛亭: 大正4年(1915) 旧丸窓亭: 昭和初期		
建物構造	主屋: 木造2階建て 檜瓦葺、入母屋造、平入 旧観爛亭: 木造平屋 檜瓦葺、片寄棟造、平入 旧丸窓亭: 木造平屋 檜瓦葺、片入母屋造、妻入		
概要	宇治川辺に建てられた元禄年間創業の、宇治を代表する料理旅館菊屋萬碧楼の遺構。現在は、内部を改装して中村藤吉本店平等院店として喫茶室となっている。菊屋萬碧楼は近世の絵図や近代の絵葉書にも良く登場し、近世から顕著になる宇治川遊覧を象徴する建物、宇治橋からの宇治川上流景観の一部として認知される建物として、欠くことのできない重要な構成要素である。 これらの建物からは宇治川が一望できるとともに、建物自体も宇治川との眺めを意識して造られており、宇治川河畔の立地を最大限に活かした景観を構成している。		
整備方針	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しつつその維持継承を図る。		
修理履歴	平成26年度 玄関上屋根修理他(国庫補助事業)		

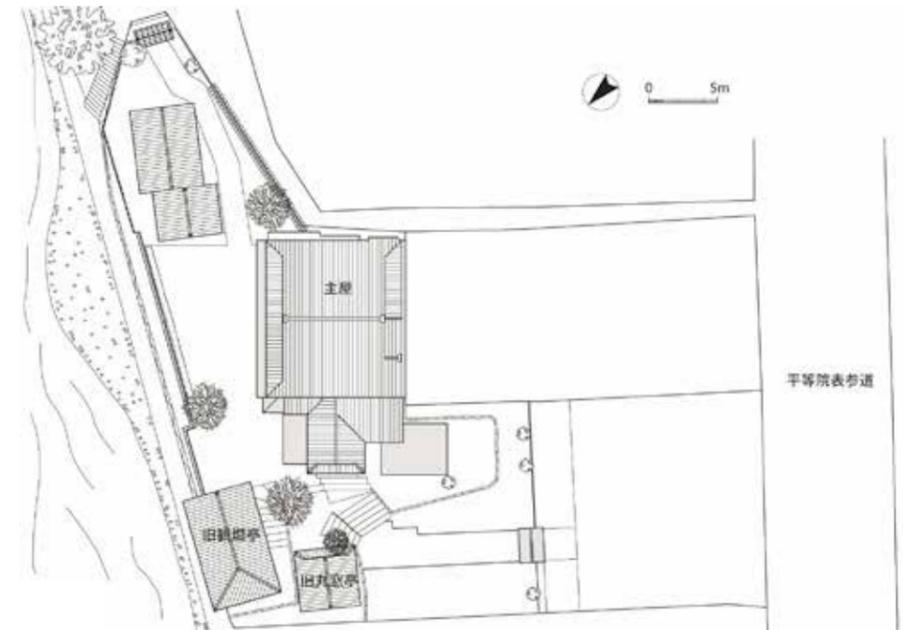


図91 旧菊屋萬碧楼平面配置図(平成22年)

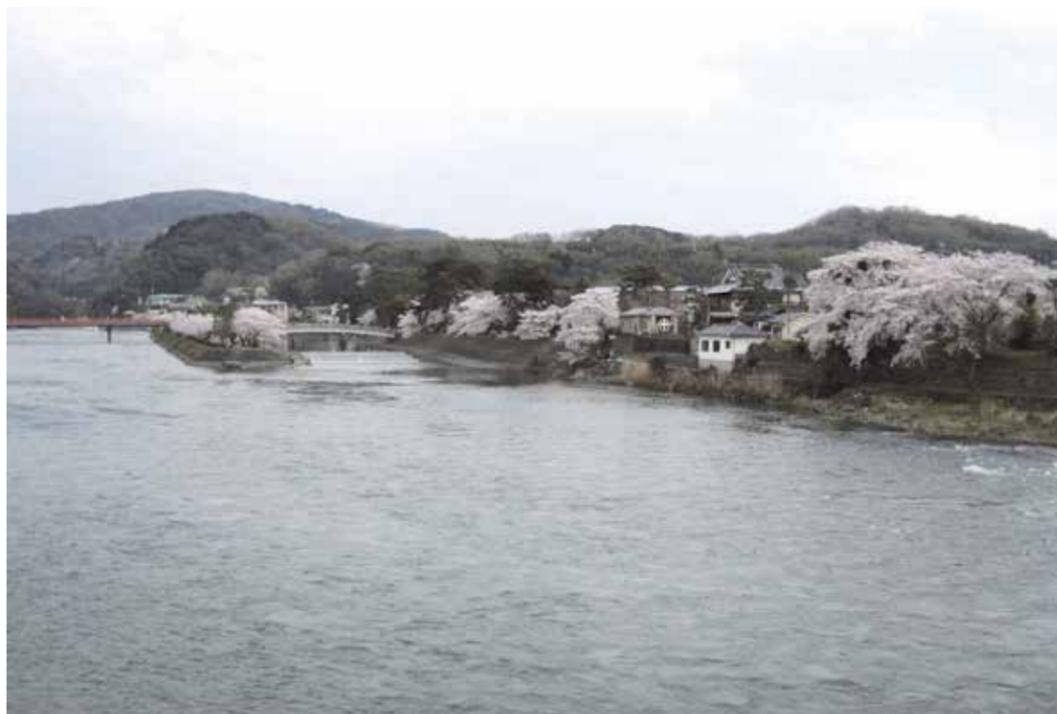


図92 旧菊屋萬碧楼と宇治川西岸の景観（平成22年）



図93 旧菊屋萬碧楼建物（平成22年）

(7) 芳春園 岩井勘造商店建物

所在地	宇治市宇治蓮華	建築類型	茶商屋敷・茶工場
年代	明治～昭和期		
建物構造	主屋：木造2階建て、檜瓦葺、片面入母屋・片面切妻造、平入 土蔵：土蔵造2階建て、檜瓦葺、切妻造、平入 茶工場：南側木造1階建て、檜瓦葺、切妻造、北側に1階建て、檜瓦葺の建て替えられた工場と鉄骨コンクリート造の茶冷蔵施設		
概要	岩井家は安政元年(1854)創業の茶商。平等院南門の西側に門を構える。通りに面して高塀を構え奥に主屋と前庭を中庭を配置する。茶工場は敷地の東側から北側に配置され、通りに面して土蔵を建てる。旧状を良くとどめる近代茶商の屋敷とあわせて茶工場が現在も稼働しており、宇治の茶業に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。 ほぼ同時期創業の中村藤吉本店が通りに面して主屋と茶工場を併設させたのとは違い、屋敷部分と茶工場部分を分けている点で異なり、茶師の上林春松家の配置に類似する。また、近くに木造平屋の茶道具倉庫がある。		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては活用上の利便に配慮しその維持継承を図る。新しい茶工場部分の改修等に関しては、旧来の配置の特徴を踏襲しつつ施設整理と外観の景観的統一性を図る。		



図94 芳春園 岩井勘造商店建物（平成22年）

(8) 花やしき浮舟園木造建物群

所在地	宇治市宇治塔川	建築類型	旅館
年代	香芽庵：明治29年（1896）（大正4年以降増築） 聞鵲楼：明治43年（1910）～大正3年（1914） 旧茶室露庵：大正末～昭和初期（推定）		
建物構造	香芽庵：木造2階建て棧瓦葺、入母屋造 聞鵲楼：木造2階建て棧瓦葺、入母屋造 旧茶室露庵：木造1階建て棧瓦葺及び茅葺		
概要	明治27年(1894)山本亀松・多年夫妻が、長男宣治の療養のために宇治川河畔に建築した別荘に始まり、明治32年(1899)にいたり茶亭「花やしき宇幾舟園」となる。山本宣治は、昭和4年(1929)右翼によって刺殺された労農党代議士である。大正に入る頃には、宇治川観光の興隆と併せて全国の文化人が来遊する宇治の名物旅館として知られるようになり、大正年間を通じて、現在のような宇治川岸边に沿って建ち並ぶ木造旅館建物群が成立する。現在は、川寄りに鉄筋の新館建設によりこれら木造建物群は一部が食堂として利用されるのみで旅館使用はされていないが、近代の宇治観光を象徴する旅館建物として、欠くことのできない重要な構成要素である。		
整備の方向性	往時の姿を良くとどめており、修理・修景にあたっては積極的な利用の再開に配慮しつつその維持継承を図る。		



図95 花やしき浮舟園木造建物群（平成22年 左：香芽庵 右：招月）



図96 花やしき浮舟園木造建物群（平成22年 聞鵲楼）

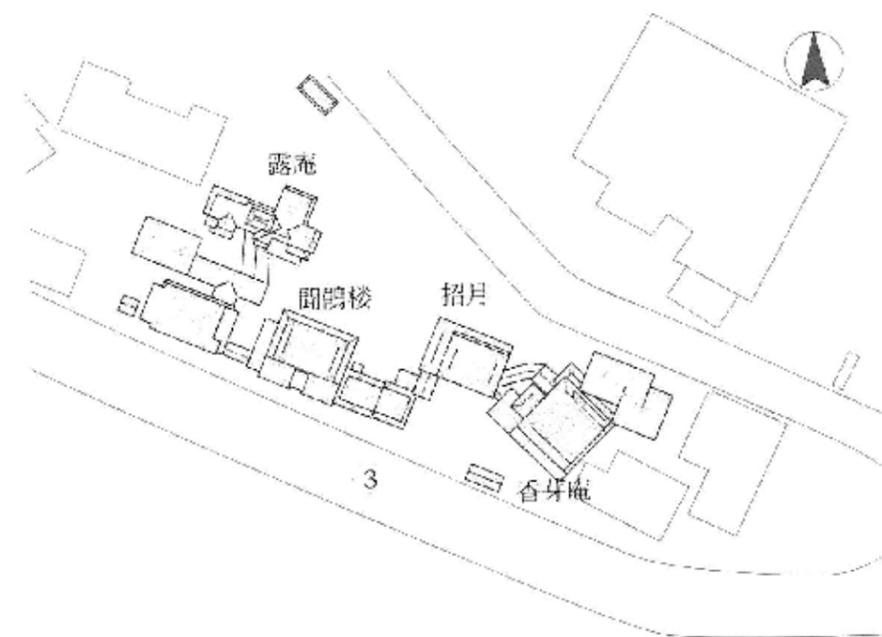


図97 花やしき浮舟園 建物配置図
（京都府教育委員会『京都府の近代和風建築』平成21年 より）

(9) 山本家住宅・製茶場

所在地	宇治市宇治妙楽	建築類型	町家・茶工場
年代	表屋：嘉永元年（1848）建築、明治中期改造 土蔵：江戸末期建築、明治中期改造（推定） 製茶工場：昭和39年（1964）		
建物構造	表屋：木造2階建て棧瓦葺、切妻造、平入、 土蔵：土蔵造2階建て棧瓦葺、切妻造、平入 製茶工場：鉄骨造一部木造波形スレート葺、堀井式碾茶乾燥炉		
概要	宇治橋通りに面する茶生産農家の住宅兼製茶工場。江戸期の間口12mを測る店舗兼住宅の表家から敷地奥の昭和期に改築された製茶工場、さらに奥の庭までの70mほどが一連の長大な動線で結ばれており、町中における茶生産農家の特徴をよく示す。鉄骨スレート葺の製茶工場には、大正14年製の全長12mに及ぶ耐火煉瓦製の碾茶乾燥炉が設置される。現存最古の現役稼働の堀井式碾茶乾燥炉である。中庭や土蔵配置を含め旧状を良くとどめる表屋と茶工場では当時の碾茶乾燥炉で稼働しており、宇治の茶業に係わる景観として欠くことのできない重要な構成要素である。		
整備方針	往時をよく留める表屋や堀井式碾茶乾燥炉の修理・修景にあたっては利用に配慮しつつその維持継承を図る。茶工場に関しては利用に配慮しつつ配置の特徴を踏襲し施設整理と外観の景観的統一性を図る。		



図98 山本家住宅表屋（平成27年）



図99 山本家製茶場（平成25年）



図100 山本家製茶場内の堀井式碾茶乾燥炉現存最古機（平成25年）

(10) 福文製茶場

所在地	宇治市宇治妙楽	建築類型	茶工場
年代	茶工場：昭和10年（1935） 茶蔵：明治14年（1881）		
建物構造	茶工場：木造1階建てスレート葺、切妻造、妻入、堀井式碾茶乾燥炉 茶蔵：土蔵造2階建本瓦葺、切妻造、平入		
概要	<p>本町通りに店舗兼住宅を構える茶生産農家福井家の茶工場。もとは茶問屋山田家の仕上茶工場・茶蔵として主屋裏に建てられた。昭和30年頃に現在の所有者が取得し、製茶工場として稼働する。茶工場は1間おきに木造トラスを架け、棟に蒸気抜き越屋根が付く。現在はスレート屋根だが、かつては棧瓦であった。外観的にも茶工場であることが分かる建物である。茶工場内の北側に壁に沿って全長15mの耐火煉瓦製碾茶乾燥炉が配置されている。この乾燥炉は、もとは本町通りにある本宅にあったものを移設したもので、大正末年に開発された堀井式碾茶乾燥炉の初期機であり、宇治地区内で稼働している堀井式碾茶乾燥炉の現役2基のうちのひとつである。</p>		
整備方針	往時をよく留める茶工場や堀井式碾茶乾燥炉の修理・修景にあたっては利用に配慮しつつその維持継承を図る。		



図102 福文製茶場の内部(平成22年)



図101 福文製茶場(平成22年)

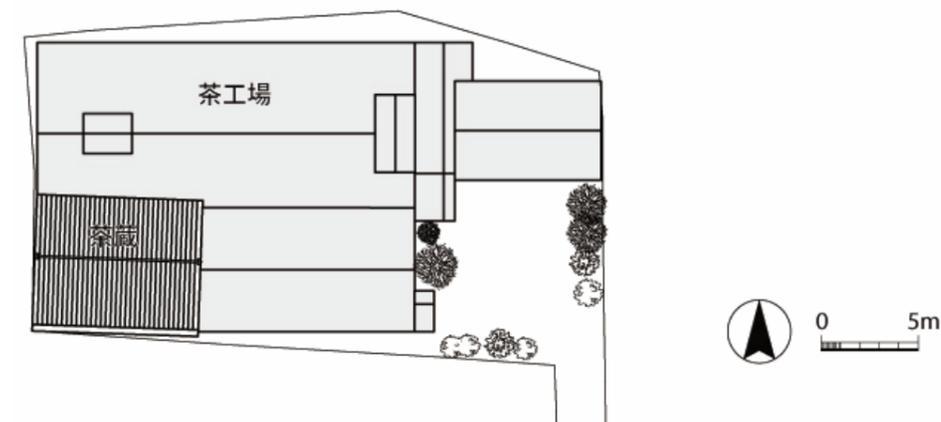


図103 福文製茶場平面配置図(平成22年)

第6章 選定地の追加拡大の方針

1. 選定地追加の方針

平成20年7月に策定した保存計画では、「宇治の文化的景観」は歴史過程と茶に関わる構成要素のあり方から、宇治地区を核に白川地区と黄檗地区の3地区の総体に当該文化的景観が展開するとした。

申出は宇治地区を1次とし、白川地区(291.5ha 予定)と黄檗地区(26.7ha 予定)については、重要文化的景観の申出の前提となる宇治市景観計画に基づく景観計画重点区域への指定をはじめ、地域の諸構成要素調査や文化的景観検討委員会での議論、地域への説明会、また重要な構成要素所有者の同意取得等の準備が整ったものから、順次行うものとした。また、宇治地区に関しても、国土交通省が実施する宇治川の河川整備計画の進捗状況を見極めつつ、宇治川やその周辺地区に必要な個所について拡大(172.1ha 予定)の申出を行うこととした(図8)。当初はこの拡大を4か年ほどで終える予定であったが、現時点において選定地追加の申出はできていない。なお、景観計画重点区域の拡大は、白川地区は平成22年4月、黄檗地区は平成25年4月に終えている。選定地追加については、保存計画で定めた基本的な方針を確認する。

2. 白川地区

(1) 地区の概要

白川地区は、宇治地区の南、標高100~150mの丘陵に囲まれた山里である。里は、谷中央を流れる白川が拓いた長さ約1km、幅200mの谷地形の中央谷川(現在は暗渠化され市道となっている)沿い家屋が建ち並び、東側丘陵裾部が茶畑等の耕作地となっている。自然と文化財に恵まれ、茶業が盛んな地区である。地区の名は谷を流れる宇治川支流白川にちなむ。白川地区は「宇治の文化的景観」が重要文化的景観の選定を平成21年2月に受けた際、地区に所在する茶園が重要な構成要素として特定されている。

白川地区の開発は、平安時代後期の康和4年(1102)に平等院を創建した藤原頼通の娘で後冷泉天皇の皇后となった四条宮寛子によって建てられた白川金色院にさかのぼる。この寺院は、文殊菩薩を本尊とし金銀・螺鈿で装飾された華麗な七間の仏堂が建立されたという。

この創建伽藍は室町時代の長祿4年(1460)に盗火により焼亡し、その後再建されることによって「白川十六坊」と呼ばれる多数の坊院が、本寺である文殊堂周囲の丘陵斜面をひな壇造成し取り巻く寺院景観が形成されることになる。

江戸時代の白川は、宇治郷代官支配の白川村で石高213石、耕地の約4割が茶園であった。中世の再興で規模拡大した白川金色院も近世にはいと衰退を始めており、江戸中期

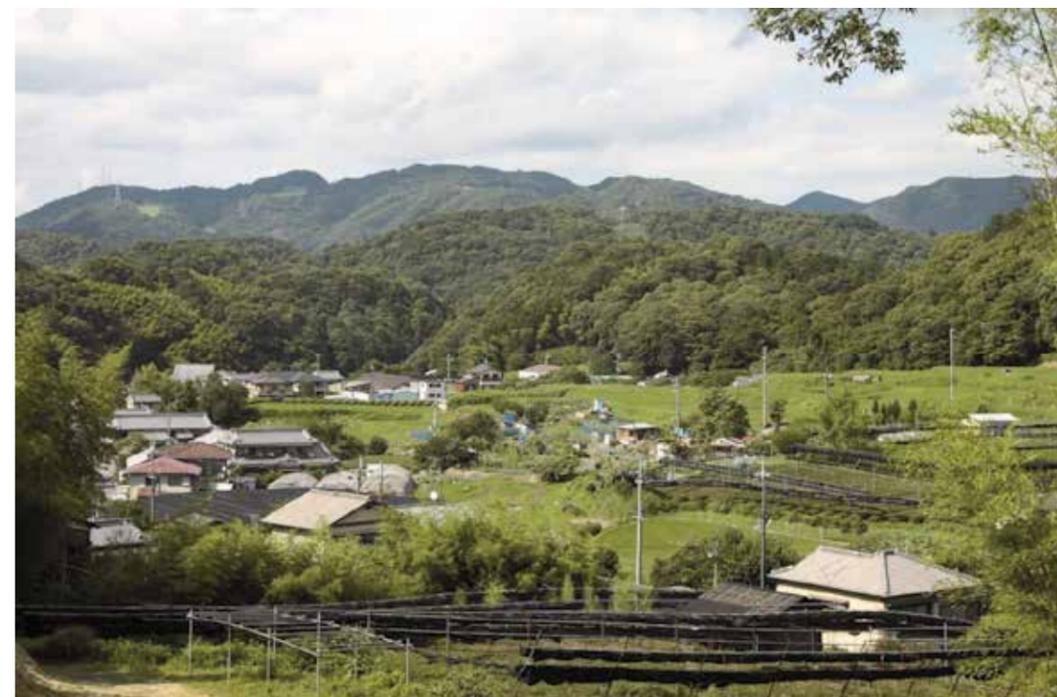


図104 白川地区の景観(平成20年)

では3坊程度となっている。かわって村寺の地蔵院が建立され、村の信仰を集めるようになっていく。白川金色院の廃絶は廃仏毀釈による明治初年であったという。

現在の白川地区は、この近世後期の白川村の景観を良く伝えている。現在の集落は、谷川沿いと地蔵院周辺に近世村落範囲とほぼ重なって110軒ほどが展開している。文化財としては金色院の遺構として室町期に建てられた総門、鎮守の白山神社(拝殿:重要文化財)、また仏像・経典類(重要文化財・宇治市指定文化財)が地蔵院に伝えられている。廃絶した坊院跡は敷地のひな段を利用して棚田へと概ね変化しており、現在も耕作が続けられている。茶園は、近世期が比較的村落の近くに展開したのに対し、現在は村落の南側にその中心を移している。

(2) 文化的景観の特性調査

白川地区での文化的景観調査は、平成21・22年度に独立行政法人奈良文化財研究所景観研究室に委託して伝統的家屋、茶業関係の調査を行い、その後も土地利用関係、祭礼等の調査を継続している。伝統的家屋、茶業関係の調査成果については『宇治市文化財総合把握調査報告書I』に詳しい。また、本書第2章5節にも報告している。今後は、民俗学・生態学等の調査を加え、総合的に文化的景観の特性と価値を析出し、その保存と管理に係る計画、整備に係る計画を策定する必要がある。

白川地区は、谷を解析した白川と東丘陵部を白川と並行して流れる寺川の2河川が流れている。現在の集落は、谷の北側の白川沿いに展開している。この集落の範囲は、概ね近世期の白川村の村落範囲と重なり、さらに古くは中世期金色院の門前に展開した村落に起

源をもつものと考えられる。耕地は集落の東側の丘陵裾緩斜面部に存在し、集落西側は背後に丘陵が迫るため耕地は展開しない。この耕地部の棚田あるいは茶園が、かつて白川金色院が存在した遺跡範囲に重なる。この耕地部は、谷底から一段上がっているものの棚田がまとまって存在する。これは明治期に東丘陵部を流れる寺川から水路を引いたために可能となったもので、それまでは金色院廃絶後竹藪となっていた。耕地の東側丘陵上には金色院の鎮守社であった白山神社が鎮座し、谷筋を通る道から神社へとつづく道上には、金色院の惣門が今も残され、歴史的景観を良好に残すところとなっている。

いわば白川地区は、平安時代に金色院創建によって谷が開発され、中世再興によって坊院を中心とした寺院の拡大とそれに伴う門前の集落形成が進み、江戸期には金色院の衰退によりその部分が耕地化し現在の景観の基礎が形成されており、歴史的な大きな土地利用が細断されることなく継承される形で現在の景観ができあがっていることになる。このようなことは、宇治地区が時代的重層性を経て現在の景観を形成していることと通底する。

茶園は現在、前述の歴史的な村落範囲から南の谷筋と寺川上流に開けた小さな谷部に広がっており、また、以前は集落の個々の農家の茶工場で製茶が行われていたものが、現在は近代的な共同製茶場へと変化している。もともと白川の土質は砂質系であり、このような茶園の場所は土質との関係が強い。茶園は丘陵部の里山と接することになるが、里山の管理がされなくなった現在、豪雨等によって倒木が頻発し茶園に被害を及ぼすようになっている。また、茶園の展開範囲のさらに南の谷奥は、道路沿いに老人施設が建設されるとともに、資材置き場や小工場が顕著となってきた。このような、文化的景観の保全と継承に係る課題について、さらに検討する必要がある。



図105 金色院惣門（室町時代、未指定、平成22年）



図106 白川地区の棚田（平成20年）

金色院の坊院が廃絶した後、もともとのひな壇造成を利用し棚田が展開。「坊棚田」と呼ぶべき土地利用形態。



図107 白川地区の集落（平成22年）

現在の道路の右半分は昭和50年代に暗渠化された白川、左半分が川に沿った従来からの道筋である。



図 108 覆いがかかる白川地区の茶園（平成 20 年）

手前は黒い化学繊維の覆い、中程にヨシズとワラを用いた伝統的な本ずの覆いがかかる。右手に柿木がある。



図 109 白川地区の本ず茶園のワラ振り（平成 26 年）

棚はかつては木竹で作ったが現在は単管やコンクリート柱の永久棚。その上にヨシズを敷き詰めワラを手作業で乗せる。

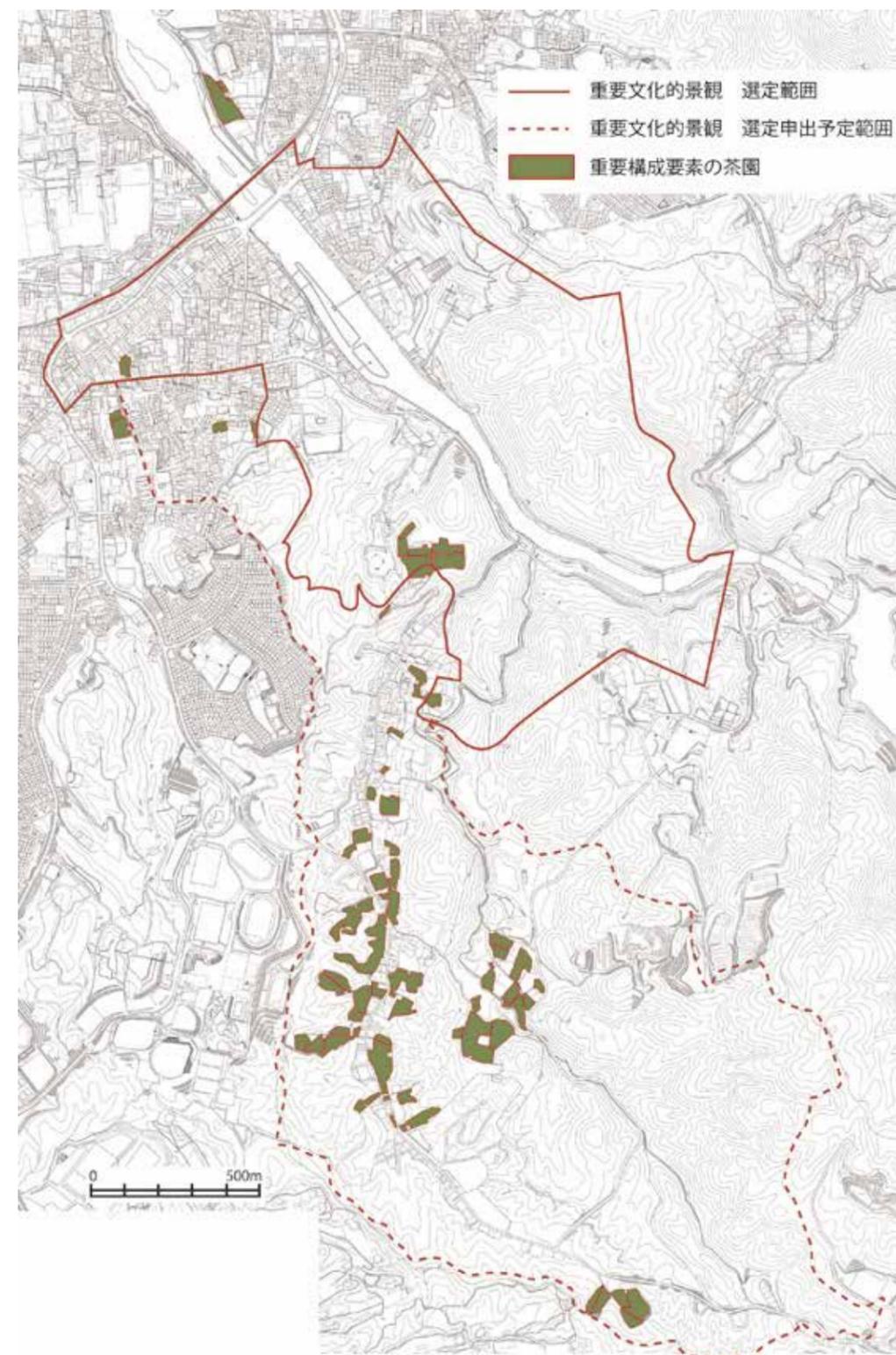


図 110 白川地区の茶園（平成 20 年）

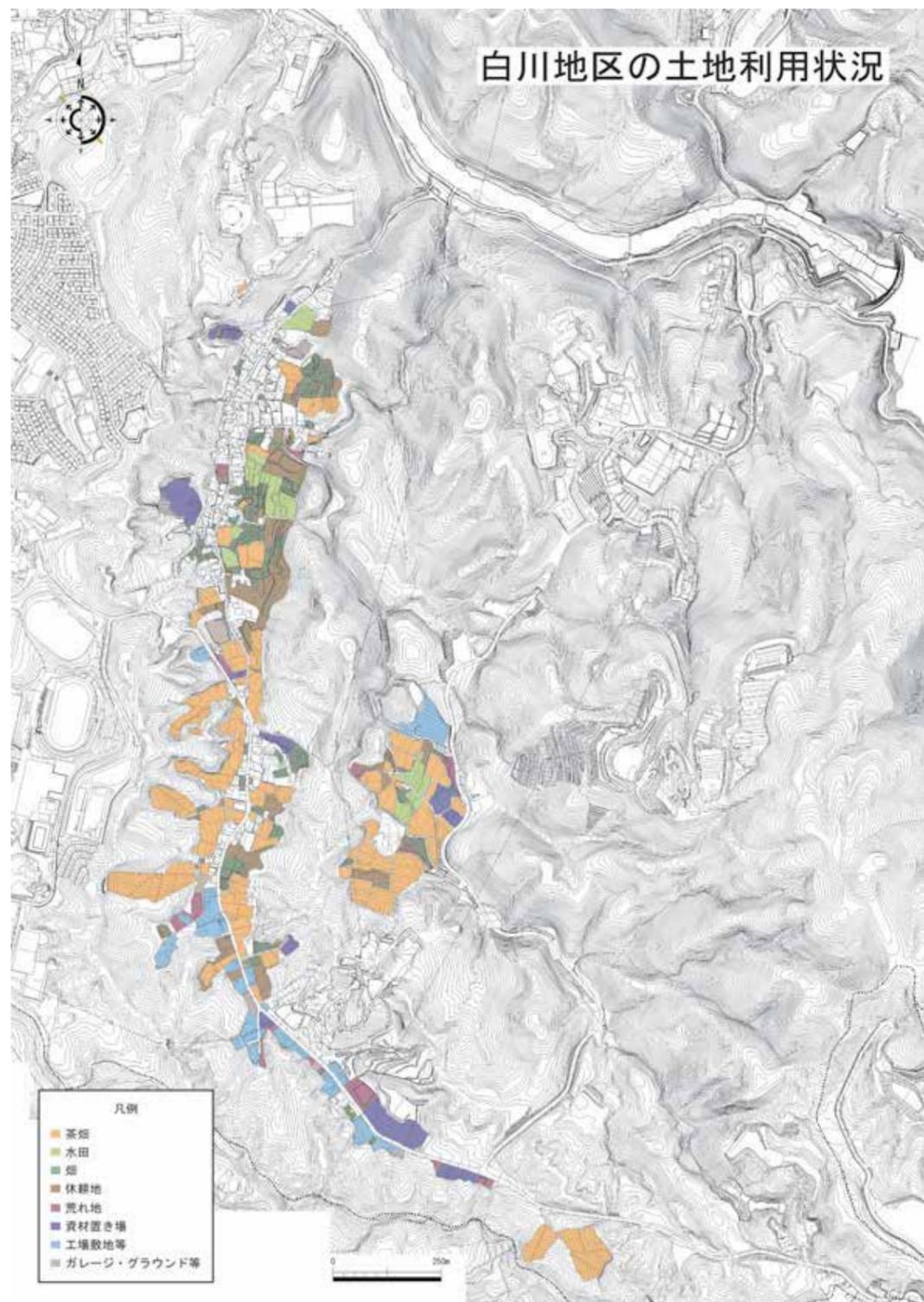


図111 白川地区の土地利用（平成23年）

集落のある北側は茶園・水田・畑、その南側の道沿いに茶園、さらに南は道沿いに資材置き場と工場となる。

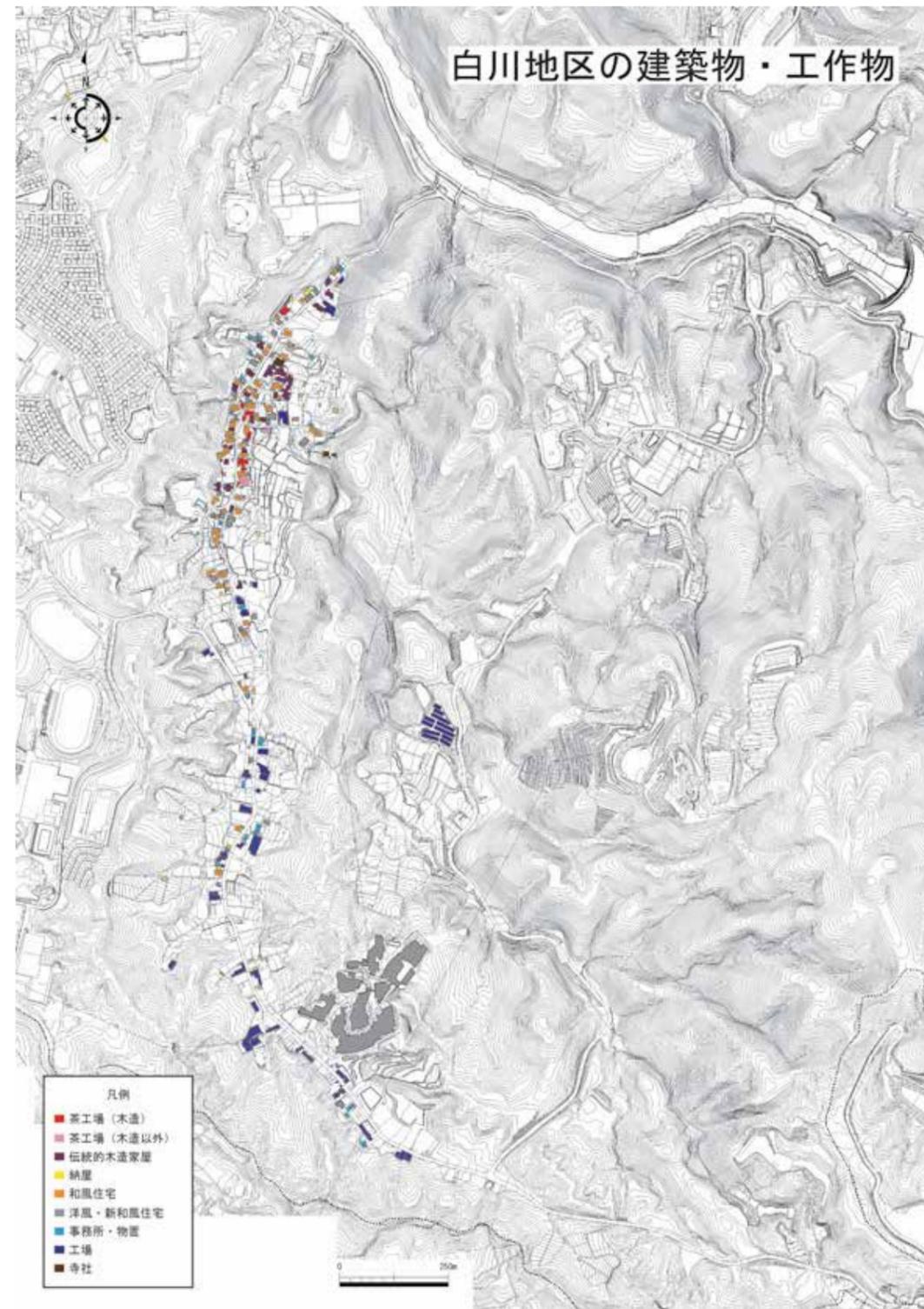


図112 白川地区の建築物・工作物（平成23年）

北側の集落は伝統的木造住宅・和風住宅が卓越し落ち着いた村落景観となる。南は工場・近代建築が卓越する。

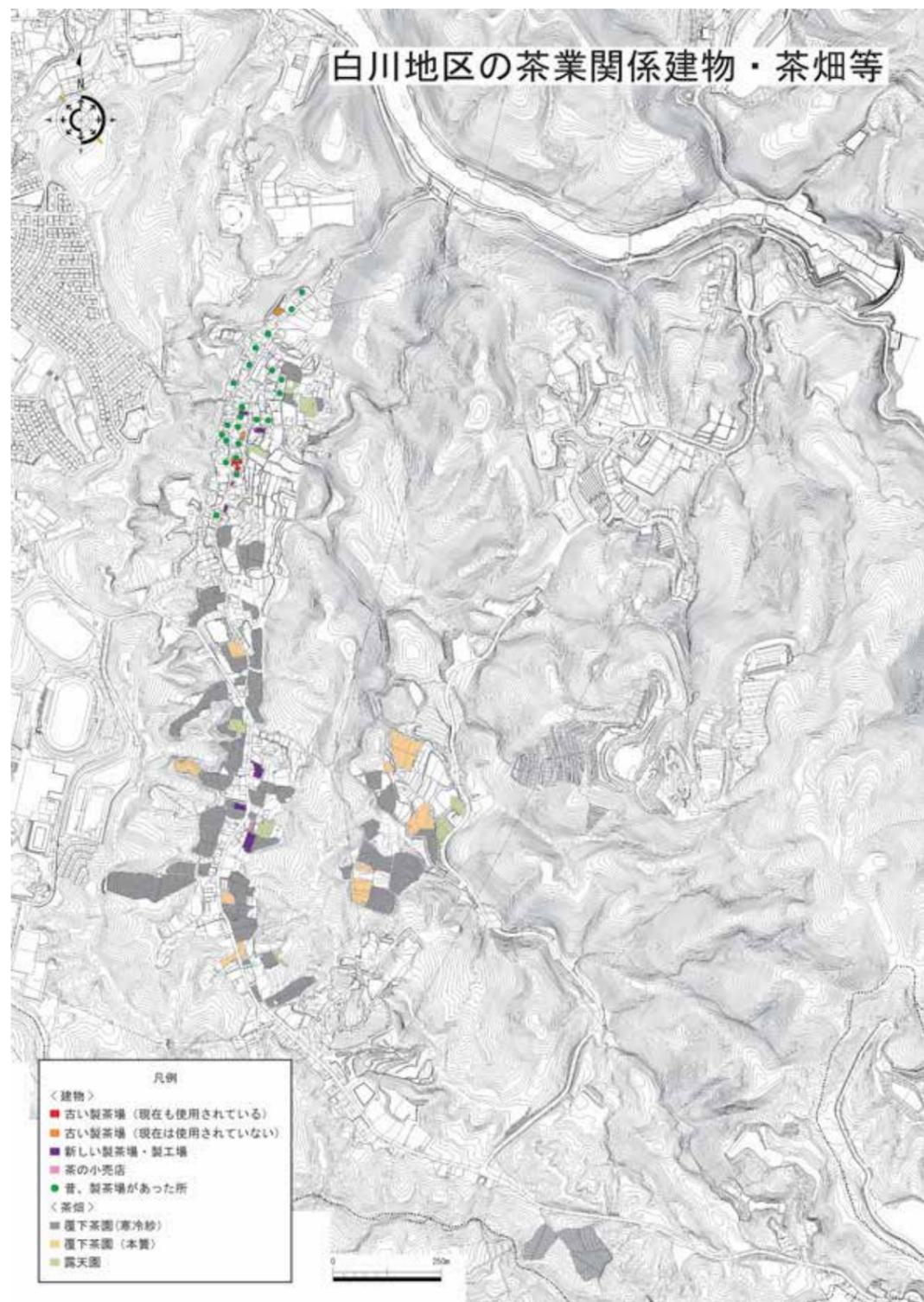


図113 白川地区の茶関係建物・茶園（平成23年）

茶園は集落の南の谷あいには展開。集落内には木造の茶工場、新しい茶工場は集落の南の茶園に接して建てられる。

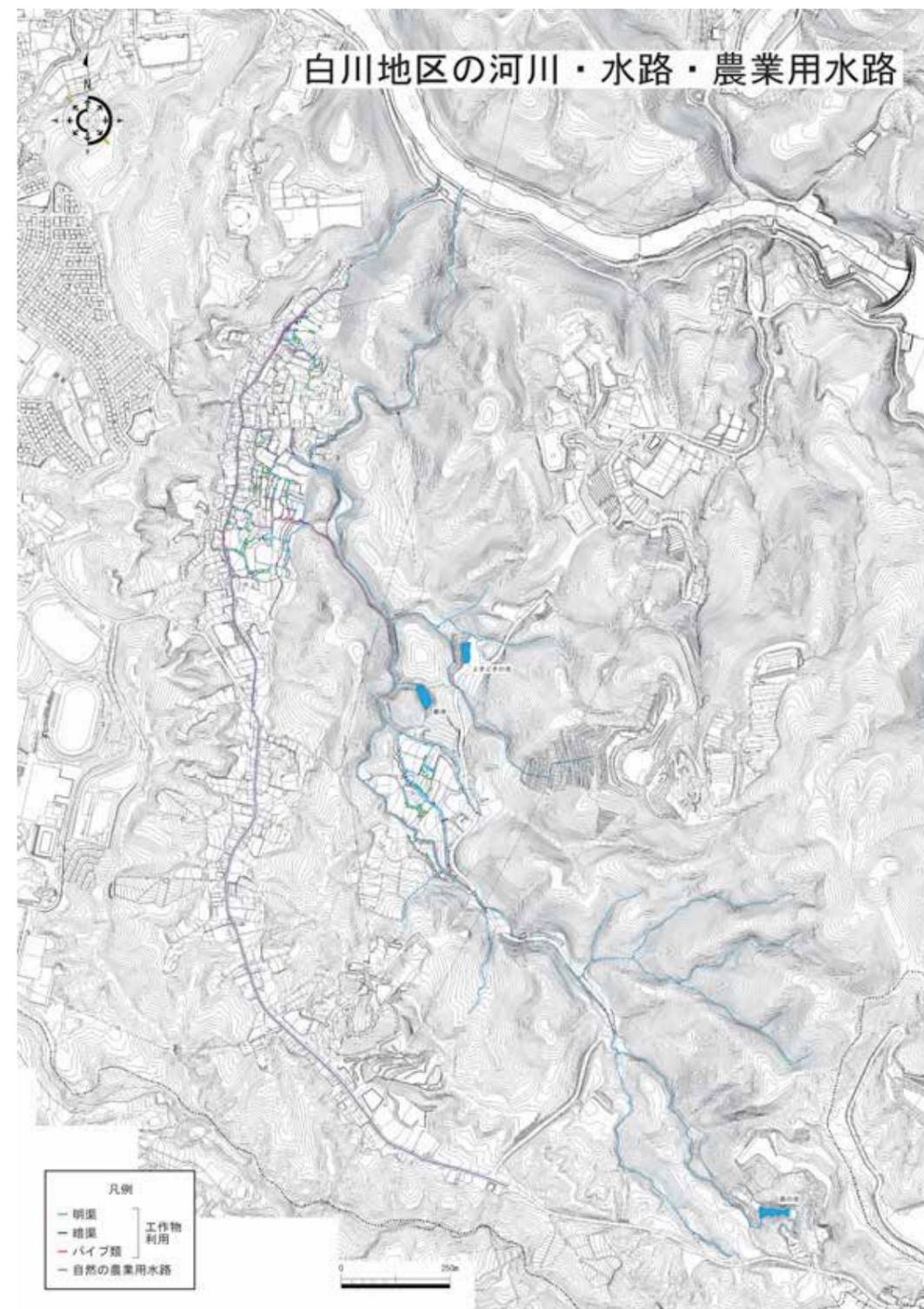


図114 白川地区の河川・水路・農業用水（平成23年）

白川谷を貫流する白川は暗渠化され道路利用。東を流れる寺川から水が引かれ集落東の棚田が成立している。

3. 黄檗地区

本節は、特に当該文化的景観の今後の追加予定地である黄檗地区に関して、黄檗山萬福寺の歴史性や文化的・景観的特性、あるいは茶業との関わりを踏まえながら、当該文化的景観との一体性を構成するその関係性の軸線ないし骨格と考えられる部分について素描を試みるものである。

はじめにその大枠をキーワード風に提示しておくならば、(1)「風水」ないし「陰陽（おんよう）道」を基軸とする宇宙論的（コスモロジカル）な景観意識、(2) 禅浄双修に象徴される融合共生の思想的系譜、(3) 茶文化の初源と抹茶から煎茶への転回、(4) 独特のポリフォニックな音風景（サウンドスケープ）、以上4つを大まかな基軸としながら、それらが折り重なった重層性やその相互作用の中に、宇治の文化的景観と不可分にその一翼を担う黄檗地区の文化的・景観的特性があると言えるだろう。

なお本稿は、黄檗地区の文化的景観を捉えるうえで様々に考えられうる可能的なオプションのうち、中国文化論を専門分野とする筆者から観てポイントになると思われる幾つかを限定的に取りあげた予備的試論に過ぎないことを、あらかじめお断りしておく次第である。



図 115 黄檗地区上空写真(平成 17 年)

(1) 黄檗山萬福寺の歴史性、文化的・景観的特性

A. 萬福寺—明代の禅宗と生活文化を嗣いだ中国風伽藍—

黄檗山萬福寺（おうばくさん・まんぷくじ）は寛文元年（1661）、中国僧隱元隆琦（いんげんりゅうき）禅師（1592-1673）によって開創された、明朝の正統臨済宗の法統を嗣ぐ禅宗寺院である。文化的景観という観点から見たとき、その最大の特徴はなにかといえば、伽藍建築をはじめ、調度品・装飾などの意匠や規矩が、およそ中国の明朝様式にのっとっており、日本の他の仏教寺院とは明らかに雰囲気の違い、異国情緒に溢れる空間を現出している点である。美術・印刷・煎茶・隠元豆・西瓜・蓮根・孟宗竹（タケノコ）・木魚なども隠元禅師によって日本にもたらされたものであり、当時江戸時代の生活文化に広範な影響を与えたといわれる。

萬福寺の伽藍配置は中国明朝の様式を採り入れ、正面を吹放しとした主要伽藍を中心軸上に一直線に置き、同じ大きさの諸堂宇が左右対称（シンメトリック）に配されて、大型の聯額や色鮮やかな装飾も相俟って、中国風を遺憾なく発揮している。総門を入ってすぐ、つきあたりにある影壁（インビー）と呼ばれる魔除けの壁や、総門すぐ脇の、中心軸上を守る「放生（ほうじょう）池」等は「風水」思想にのっとり設けられた典型的な中国式伽藍配置を物語る。また、境内を縦横に走る参道は、正方形の平石を菱形に敷き連ね、両側を石条で挟んだ特殊な形式であり、龍の背の鱗をモチーフ化したものといわれる。さらに、本堂や法堂、開山堂等の主要堂宇の回廊軒下には龍の腹を模した「黄檗天井」と呼ばれる蛇腹天井が施され、聖俗空間の結界を示すなど、極めて独特な景観を醸し出している。

B. なぜ萬福寺はここに開かれたのか—風水／陰陽思想にのたった寺域の選定—

隱元禅師は宇治の北側なるこの地に自身の寺院を開くに当たり、中国福建省福清で住持をつとめていた黄檗山萬福寺の



図 116 黄檗山萬福寺（平成 25 年）



図 117 萬福寺三門と放生池（平成 20 年）

名をそのまま掲げた。後水尾上皇の生母中和門院前子の屋敷を含む近衛家所領の一部、宇治五ヶ庄大和田の寺地9万坪を江戸幕府から下賜され、徳川四代将軍家綱を開基として建立。禅宗に帰依篤かった後水尾上皇は隠元の正式の法孫となり、隠元は上皇から「大光普照国師」の号を特賜されたのであったが、この地は単なる上皇主導による勅建でもなければ幕府からの下賜を有り難く受け取ったのでもなかった。

この点は(恐らくは皇室や為政者への配慮からか)従来あまり触れられることはないが、実は、まずは隠元禅師本人が自身の眼でこの土地を選定したものであった。『新黄檗志略』劈頭の隠元禅師の自序(原文はもちろん漢文)にそのことは明確に述べられている。その要旨は、この地がいわゆる龍脈を見事に捉えた龍穴(りゅうけつ)を中心に、奥に主山、手前に曲水(宇治川と巨椋池)をたたえ、左右を砂(さ)[林、丘]に護られた優れた地勢をもち、故地福建省の古黄檗(叢林では中国の萬福寺を古黄檗、宇治のそれを新黄檗と呼び習わす)にまさるとも劣らぬ「風水」的勝地であることを発見したからであった。

この点は、『新黄檗志略』所収の隠元禅師自撰「黄檗十二景」の詩偈(しげ)に徴しても知られる。十二景は「青龍澗」のように明らかに風水的コスモロジーによって命名された景観から構成され、その一つ「大吉峰」は風水にいわゆる朝山(ちょうざん)の位置を占める。鳳凰すなわち朱雀(すざく)が翼を広げた様をかたどると伝承される「大吉峰」は、恐らくは巨椋池を挟んで萬福寺のほぼ真西に当たる天王山を指すものと見て間違いない(参照田中智誠「黄檗十二景について」『黄檗文華』117号、1998)。このことが示唆する重要な論点として、黄檗地区の文化的景観を捉えるうえで、いわゆる黄檗を萬福寺とその周辺に限定した狭い範囲で見てもならないということがある。西は巨椋池の対岸にある天王山や石清水八幡宮をも含む広域的な範囲に、その風水的生態学のスコープは拡大されなければならないわけである。

C. 禅浄双修の思想—黄檗山の歴史的文化的系譜

また、この西への指向性と関連する論点として、黄檗宗の故地たる中国福建省の古黄檗以来、「禅浄双修」の系譜が明確に引き継がれている点も見逃せない。禅行につとめながらも、西方浄土を志向する浄土教をも兼修するのが、明朝当時の中国禅宗の大きな流れであった。同じく禅宗に属するといえども、曹洞宗・臨済宗が基本的に浄土教と対抗的に発展してきたのとは異なり、萬福寺の黄檗宗は禅行と浄土行とを対立させることなく、習合的に融合双修するところに大きな特徴がある。このことを宇治の地において鑑みるに、宇治上神社並びに平等院鳳凰堂を中核とする強力な浄土信仰の磁場との親和性を観ずることができよう。つまり、黄檗山萬福寺は、平等院鳳凰堂を中心とする宇治橋エリアとの歴史的文化的関連のもとに開山経営されてきたのであり、黄檗地区は中宇治地区と一体的に文化的景観を形成するものであるということだ。

なお、萬福寺の位置は、宇治上神社のほぼ真北であり、その線分をさらに北に延長していけば、宇治陵や藤原道長が建立した藤原氏の菩提寺、浄妙寺(跡)から天智天皇陵を貫く。反対に南に転じてその直線を延伸させれば、藤原一門の発祥たる南都(奈良)の興福

寺にも通じる位置関係にある。これは従来指摘されていない論点であるが、宇治の文化的景観は、黄檗地区、さらに白川地区も含め、南都から京洛を貫通する北辰(北極星)を志向するライン(子午線)上に連なるのであり、それはまた禅浄双修の習合的系譜とも密接に関連するものと考えられる。小倉百人一首にも取られた六歌仙の一人、喜撰法師の著名な「わが庵は都の巽(たつみ)しかそ住むよをうち山とひとはいふなり」は、都の巽(東南方向)という方角がことさら言揚げされているが、それも含めて、宇治の文化的景観をイメージするうえでは中国伝来の「風水」的な、あるいは「陰陽(おんよう)思想」的な、宇宙論的(コスモロジカル)と言うべきトポグラフィ(topography; 地勢学=場所イメージの視覚表象)と禅浄双修に象徴される実践的な共生の思想が参照される必要があるのではないかと思われる。現時点では、いまだ一つの仮説に過ぎないが、ここに問題提起しておきたい。

(2) 茶業との関連における黄檗の重要性

A. 茶文化初源の地—明恵上人の「駒蹄影園」碑と龍目井

宇治における茶の伝来・喫茶文化の展開の歴史的過程については、ここでは多言を避けるが、唐土からもたらされた喫茶や茶栽培の文化は、鎌倉時代初め、臨済宗の開祖・栄西禅師が宋から帰朝した際、当時、禅宗の発展に伴い禅道修行の一環として「茶礼」等のかたちで採り入れられていた喫茶法や製茶技術を日本に伝えたことによって新たな展開を見せることになった。そこに宇治、特に黄檗という土地が決定的に関わっている。

栄西禅師は建仁2年(1202)京都に建仁寺を建立するとともに、その地に茶園を開く。その撰述にかかる『喫茶養生記』二巻は、我が国最古の茶に関する専門書として茶文化普及の嚆矢となったが、その後、京都梅尾、高山寺の明恵上人(1173-1232)に茶の実を贈呈。その明恵上人が宇治五ヶ庄大和田の里を訪れた際、茶栽培に好適とおも

われたこの地の畠の中に馬を入れて歩かせ、その蹄の跡に茶の種を播かせたといい、これこそが宇治茶の発祥であると伝えられている。言うなれば、茶業を一つの中心軸とする宇治の文化的景観は、黄檗を初源の地としているわけである。現在、萬福寺総門の前にはそ



図118 駒蹄影園碑(平成20年)



図119 萬福寺での煎茶道大会(平成25年)

の記念碑が建てられ、碑には明恵上人作の歌が刻されている。「梅山の 尾上の茶の木 分け植ゑし あとぞ生ふべし 駒の蹄影（あしかげ）」

この駒蹄影園碑のすぐ脇、萬福寺総門の面前には、茶文化を支える良質の湧水を汲みだす井戸が2つ穿たれてある。これは黄檗山の全体を龍の躯体に見立てる風水的コスモロジーにおいて、まさにその左右両眼に当たり、隠元禅師により「龍目井」（りゅうもくせい）と名付けられた勝地である。いわば《黄檗／宇治》の風水＝陰陽思想に基づくコスモロジカルな景観と、連綿として続く茶文化とをつなぐ結節点、それがこの龍目井であると言えよう。

B. 碾茶から煎茶へ——黄檗僧「売茶翁」から広まった煎茶

さらに、《黄檗／宇治》に発する茶文化において、わけても黄檗が重要な転回の地として歴史に名を留めるのが、碾茶から煎茶への、喫茶文化の新展開である。江戸時代、京の都で煎茶を売り歩き、人々から親しみをもって「売茶翁（ばいさおう）」と呼ばれた月海元昭（げっかいげんしょう／1675-1763）こそは、若き日に他ならぬ萬福寺で勤行を積んだ禅僧である。清貧の生活に身を投じつつ、茶具を担いで気の向くままに京の風光明媚な地を選び、そこで茶を煮、ときに詩を詠じた売茶翁の茶筵（ちゃえん）〔茶会〕には、文人雅士が集い、一種のサロンが生まれていった。それまでの碾茶を石臼でひいて飲んだ抹茶とは異なり、急須で茶を淹れるという全く新しい煎茶の喫茶趣味は、その禅的な精神世界ともども、質実清新なライフスタイルを身をもって市井の人々に示した売茶翁から広まり、やがて全国へと伝わって、武士から庶民にまで飲茶の習慣が定着していったのである。

現在も萬福寺には煎茶道の開祖、売茶翁を祀った「売茶堂」があり、毎月の命日（16日）には煎茶道の家元による献茶と法要が執り行われ、一般社団法人全日本煎茶道連盟の本部もこれに隣接して置かれている。さらに、毎年恒例の全国煎茶道大会や煎茶工芸展はこの地に賑わいをもたらし、また、毎秋の「月見の煎茶会」は夕暮れに浮かぶ野立席が独特の情緒を醸し出し、篝火が焚かれる中で執り行われる幽玄な献茶式も黄檗山と宇治茶業との交接を現代に伝える、黄檗ならではの情景と言える。

このように黄檗は、我が国の喫茶文化の初発の地であると同時に、抹茶（碾茶）から煎茶への一大転回点・発信地として、宇治の文化的景観との歴史的文化的一体性を構成する重要な結節点なのである。

(3) 音風景（サウンドスケープ）としての文化的景観

A. 唐音による読経、木魚や銅鑼に彩られた梵唄

萬福寺では明代の南京官話を継承する独自の中国発音「黄檗唐音」によってお経を読み上げる。また、一般に読経に



図120 萬福寺の魚槌（平成25年）

つきものの仏具として連想される木魚は、実は隠元禅師によって初めて中国から持ち込まれ、萬福寺から広く日本全国に普及したものである。「開版（開榔）」あるいは「魚榔」等と呼ばれる、魚をかたどった木製の板を打ち鳴らして時を報じるもので、これは木魚の原形である。萬福寺では現在も朝課（ちょうか）、晚課等の読経は叢林に伝わる鳴り物の法具を効果的に用いた独自の声明でもって行われ、木魚をはじめ、銅鑼や独特の鐘、磬子（けいす）の音がリズムカルに鳴り響き、中国式の歌うような音楽性から「梵唄（ぼんばい）」と呼ばれている（先年、文化庁の主導のもと黄檗声明の名で舞台公演も行われた）。

また、「雲板」と呼ばれる鳴り物もある。齋堂前にある雲の形をした青銅の板のことで、食事や法要の際、諸堂への出頭を促すために鳴らされる。他に「巡照板」と呼ばれる版木も禅堂や西方丈など5ヶ所に懸かり、朝夜に木槌で三打しながら五聯の諷経（ふうぎん）を朗々と唱えながら各寮舎を巡回する。

堂内にはさらに鐘楼と鼓楼とが相対し、朝の開静（かいちん）、夜の開枕（消灯）に大鐘と太鼓をもって叢林の大衆に起居動作の始終を知らせるほか、賓客来山の際には鐘鼓交鳴して歓迎の意を表す。

B. 山門を出れば日本ぞ茶摘み唄

山口出身の俳人、菊舎尼が寛政2年（1790）萬福寺を参拝したときの吟。純中国風の雰囲気の境内から一步外に出ると、折から茶摘み唄が聞こえ、我に返る。寺観の異風を詠じたもので、境内に広がる森閑たる静寂、あるいは毎日の勤行の梵唄（声明）による読経と、外界で聞こえてくる茶摘み唄—宇治の文化的景観の骨格の一つをなす—との見事なまでのコントラストが、黄檗のサウンドスケープの重層性をくっきりと際立たせている。

もちろん、茶摘み唄は現代ではもはや失われつつあると言わねばならないが、境内の音風景はいまも健在であり、黄檗独特の文化的景観の一端をかたちづくる重要な構成要素と言ふべきであろう。

なお、現在、萬福寺では毎月8日の布袋尊（弥勒菩薩）の縁日「ほていまつり」が開催され、フリーマーケットのほか、法要やお茶席、音楽ライブなど、新しいサウンドスケープが展開していることも付記しておかなければならない。（2010年11月26～28日には「萬福寺芸術祭—EN—」が京都の芸術系大学の学生有志を中心に企画開催され、音楽ライブやダンス／アート系パフォーマンス、フリーマーケット、アート系ワークショップなどで賑わったという）。



図121 境内の菊舎句碑（平成25年）

(4) まとめにかえて

以上、黄檗地区の文化的景観について大まかなスケッチを試みた。とはいえ、現在の黄檗地区の市街地に立ってその風景を（現代人の目で）「素朴に」眺める限り、こうした重層的な景観的特性はなかなか明瞭に見て取れるものではないかもしれない。なぜなら、これらはいずれも、多かれ少なかれコスモロジカルな思想的ないしイマジネーションの産物という側面をもつからである。なかでも音風景（サウンドスケープ）は、文字どおり聴覚的な領域に属するものであり、視覚的にはっきり捉えられるものではない。萬福寺で供される、有名な独特の中国式精進料理——普茶（ふちゃ）料理にしても、その彩りの美しさもさることながら、味覚・嗅覚、歯触り舌触りといった五感を触発するものである。黄檗地区の「景観」は、近代的な視覚優位の眼差しのみでは必ずしも十全に捉えることの難しい、重層的な身体性に触れてくる類のそれなのである。禅の不立文字（ふりゅうもんじ）にも通じるがごとき、無意識の領域にも自在に往還しうるような不羈の想像力を羽ばたかせ、身体的な感受性を鋭敏に研ぎ澄ませながら幻視してこそ、黄檗の文化的景観は感得されるに違いない。その意味では、これまでの一般的な文化的景観の概念を、さらに一步推し広げるような構えが求められるのではなかろうか。黄檗地区の文化的景観にアプローチすることは、そうした一般通念の見直しにつながるような側面をも孕んだ、すぐれてチャレンジングな課題であるように思われる。と同時に、そうした視点ないし感性から捉え直すことによってこそ、宇治の文化的景観の重層的な特性が、よりいっそう豊かな意味合いをもって浮き彫りにされてくるものと期待される。

参 考 資 料

別添資料① 「宇治の文化的景観」重要な構成要素 一覧

別添資料② 「宇治の文化的景観」住民アンケート回答結果

別添資料① 「宇治の文化的景観」重要な構成要素 一覧

区分	番号	名称	所有者等	備考
景観重要構成要素	1	一級河川淀川(宇治川)	国土交通省	景観重要公共施設
	2	京都府道	京都府	-
		宇治淀線		中世以来、景観重要公共施設
		宇治停車場線		景観重要公共施設
		京都宇治線(宇治橋含)		古代以来、景観重要公共施設
		平等院線		平安時代以来の平等院参道、景観重要公共施設
		宇治公園線		古代以来、景観重要公共施設
		大津南郷宇治線		旧大和大路、一部旧平等院境内路、景観重要公共施設
		宇治小倉停車場線		中世以来、景観重要公共施設
		3		京都府立宇治公園
	4	京都府立茶業研究所		昭和
	5	宇治市道	宇治市	-
		県神社御旅線		古代、景観重要公共施設
		宇治志津川線		川に沿う道、景観重要公共施設
		山王仙郷谷線		景観重要公共施設
		乙方三番割線		景観重要公共施設
		宇治6号線		景観重要公共施設
		宇治15号線		江戸
		宇治16号線		江戸
		宇治17号線		江戸
		宇治18号線		景観重要公共施設、中世
		宇治20号線		江戸
		宇治23号線		江戸
		宇治24号線		平安
		宇治25号線		江戸
		宇治31号線		景観重要公共施設
		宇治91号線		中世
		宇治117号線		江戸
		宇治118号線		江戸
宇治120号線		江戸		
宇治121号線		中世		
宇治185号線	江戸			
宇治186号線	平安、中世			

区分	番号	名称	所有者等	備考
景観重要構成要素		宇治188号線	宇治市	平安、中世
		宇治189号線		平安
		宇治190号線		中世
		宇治191号線		平安
		宇治192号線		平安
		宇治193号線		平安
		宇治194号線		中世
		宇治195号線		中世
		宇治196号線		平安
		宇治197号線		平安
		宇治198号線		平安
		宇治199号線		平安
		宇治200号線		平安
		宇治201号線		中世
		宇治202号線		平安
		宇治203号線		平安
		宇治204号線		平安
		宇治207号線		平安、中世
		宇治208号線		平安、江戸
		宇治210号線		平安
		宇治211号線		平安
		宇治214号線		平安
		宇治217号線		平安
	宇治228号線	堤防路		
	宇治233号線	景観重要公共施設、川沿いの道		
	6	普通河川 井川		中世末から近世初期の用水路
	7	仏徳山		宇治川右岸北端の独立丘で名を持つ山。
	8	平等院及び境内	宗教法人	平安、国宝、史跡及び名勝、世界遺産
	9	宇治上神社及び境内	宗教法人	平安、国宝、世界遺産
10	興聖寺及び境内・琴坂・朝日山	宗教法人	江戸	
11	浄土院及び境内	宗教法人	中世	
12	最勝院及び境内	宗教法人	江戸	
13	放生院及び境内	宗教法人	江戸	
14	宇治神社及び境内・御旅所	宗教法人	中世	

区分	番号	名称	所有者等	備考
景観重要構成要素	15	恵心院及び境内	宗教法人	江戸
	16	縣神社及び境内	宗教法人	平安
	17	末多武利神社及び境内	宗教法人	平安
	18	橋姫神社及び境内	宗教法人	中世
	19	正覚院及び境内	宗教法人	江戸
	20	東禅院及び境内	宗教法人	江戸
	21	宇治地区の伝統的街区		—
	22	宇治橋通商店街		近代宇治の代表的商店街
	23	平等院表参道商店会		平等院の参道に発達した商店街
	24	宇治源氏タウン銘店街		宇治川右岸に発達した商店街。概ね近代以降。
	25	宇治市街遺跡		宇治の文化的景観の真实性を担保する遺跡
	26	宇治地区の茶畑	生産緑地	中世以降、宇治郷に形成された茶畑を継承し、重要な文化的景観要素。生産緑地指定を選定。
	27	白川地区の茶畑	みどり会	まとまった茶畑景観が伝えられ、文化的景観の重要な要素となっている。みどり会傘下茶畑群
景観重要構成要素(届出を要するもの)	1	通圓茶屋	個人	江戸期。江戸以降、宇治橋とあわせて高く認知されてきた茶屋
	2	京都府茶業会議所	法人	昭和初期。近代宇治茶業の発展に関する代表的建物。
	3	上林家住宅	個人	江戸期。宇治茶師邸宅を代表する建物
	4	旧丸五百貨店建物	個人	昭和初期に建てられた宇治初の洋風鉄骨建物。宇治の近代化を示す代表的建物
	5	中村藤吉本店	個人他	明治期の茶商屋敷として代表的な建物群。
	6	旧菊屋万碧楼建物	法人	江戸期からの宇治を代表する料亭旅館菊屋の遺存建物。明治時代。
	7	芳春園岩井勘造商店	個人他	大正～昭和。大型の茶商屋敷と製茶工場が同一敷地で稼働する代表例。
	8	花やしき浮舟園木造建物	個人他	近代宇治を代表する旅館。旧の木造建物群がよく残る。
	9	山本家住宅・製茶場	個人他	近世の茶商家屋を残し、耐火煉瓦の乾燥炉ホイロを持つ製茶工場が敷設され稼働している代表例。
	10	福文茶店・製茶場	個人	近代の茶商家屋と耐火煉瓦の乾燥炉ホイロを持つ製茶工場が現在も稼働している代表例。

別添資料② 「宇治の文化的景観」住民アンケート回答結果

* アンケート回答総数 374

【現在住んでいる建物について】

【問1】あなたはいつから現住所に住んでいますか。	回答数	回答率
1. 親の世代、またはその前から住んでいる（一旦、宇治外に出てUターンした場合等も含む）	195	52.1%
2. 自分の世代に引っ越してきた	158	42.2%
未記入、無効回答	21	5.6%

【問2】あなたの家系が現住所に住みはじめたのはおおよそいつ頃ですか。	回答数	回答率
1. 江戸以前	39	10.4%
2. 明治	47	12.6%
3. 大正	31	8.3%
4. 昭和元年～20年代	73	19.5%
5. 昭和30年代～60年代	80	21.4%
6. 平成	87	23.3%
未記入、無効回答	17	4.5%

【問3】現在お住まいの建物は次のうちのどれですか。（1つだけに○）	回答数	回答率	その他回答
1. 壁や床等を隣家と共有していない住宅	288	77.0%	●一軒家 ●店舗兼住居
2. 壁のみを隣家と共有している住宅	22	5.9%	●一戸建 ●屋根を共有
3. アパートやマンション等の集合住宅	41	11.0%	●壁と屋根を共有している二軒長屋 ●2棟の内1棟は鉄骨枠組セツコウボード
4. その他	17	4.5%	
未記入、無効回答	6	1.6%	

【問4】その建物の用途は次のうちどれですか。（あてはまるものすべてに○）	回答数	回答率	その他回答
1. 住居	337	90.1%	●マンション ●倉庫、寮 ●借店舗 ●住居
2. 事務所	24	6.4%	兼ギャラリー ●宇治茶の資料館 ●ガレージ
3. 工場	11	2.9%	
4. 卸売店舗・小売店舗	53	14.2%	
5. 飲食店・喫茶店	24	6.4%	●公衆浴場 ●歯科医
6. 民宿	2	0.5%	院 ●宗教法人、教会
7. その他	18	4.8%	●旅館

【問5】その建物は何階建てですか。	回答数	回答率
1. 平屋建て	23	6.1%
2. 一部2階建て	83	22.2%
3. 総2階建て	172	46.0%
4. 3階建て	44	11.8%
5. 4階建て以上	37	9.9%
6. その他	8	2.1%
未記入、無効回答	7	1.9%

【問6】その建物の構造は次のうちどれですか。	回答数	回答率
1. 木造	224	59.9%
2. ツーバイフォー(木造枠組壁構法)	8	2.1%
3. 鉄骨造	65	17.4%
4. 鉄筋コンクリート造	66	17.6%
5. その他	8	2.1%
未記入、無効回答	3	0.8%

【問7】その建物の最も古い部分はいつごろ建てられたものですか。	回答数	回答率
1. 江戸以前	8	2.1%
2. 明治・大正	44	11.8%
3. 昭和元年～30年代	51	13.6%
4. 昭和40年代～現在	271	72.5%
未記入、無効回答	0	0.0%

【問8】建物の所有形態はどのようになっていますか。(1つだけに○)	回答数	回答率
1. すべてを所有	271	72.5%
2. すべてを借用	53	14.2%
3. 一部を借用	20	5.3%
4. 分譲マンション	2	0.5%
5. 一部を所有	6	1.6%
6. 共有	1	0.3%
7. 全て家族所有	1	0.3%
未記入、無効回答	20	5.3%

【問9】あなたがお住まいの敷地や建物の来歴(いわれや歴史)について。(省略)

【車について】

【問10】自家用車(事業所の営業車として併用している車も含む)は何台所有していますか。								
全所持台数	回答数	回答率	自家用車専用	回答数	回答率	営業車と併用	回答数	回答率
0台	13	3.5%	0台	66	17.6%	0台	167	44.7%
1台	161	43.0%	1台	135	36.1%	1台	57	15.2%
2台	73	19.5%	2台	50	13.4%	2台	17	4.5%
3台	20	5.3%	3台	8	2.1%	3台	2	0.5%
4台	11	2.9%	4台	2	0.5%	4台	3	0.8%
6台	4	1.1%	7台	1	0.3%	5台	1	0.3%
5台	1	0.3%	未記入、無効回答	112	29.9%	未記入、無効回答	127	34.0%
8台	1	0.3%						
12台	1	0.3%						
未記入、無効回答	89	23.8%						

【問11】車の車庫・駐車場の次のどれを使用していますか。 (あてはまるもの全てに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 住居の建物の内部(1階・半地下等)または一部の車庫	52	40.0%	●貸ガレージ ●別敷地に駐車 ●子供が帰ってくる時の為の車庫あり
2. 住居の建物とは別棟の車庫	29	22.3%	
3. 敷地内にある屋根だけの簡易車庫	57	43.8%	
4. 敷地内の屋根のない駐車スペース	73	56.2%	
5. 共同駐車場や月極駐車場	109	83.8%	
未記入、無効回答	54	41.5%	

【問12】その車は、主に何に使用していますか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率
1. 通勤・家族の通学	103	27.5%
2. 買い物に行くため	215	57.5%
3. 習い事やけいこ事に行くため	46	12.3%
4. 知人等の家への訪問	96	25.7%
5. 宇治外への外出のために駅まで	48	12.8%
6. 営業	90	24.1%

【問13】あなたが日常的に利用する、主な交通手段は何ですか。(1つだけに○)	回答数	回答率
1. 車	165	44.1%
2. 徒歩や電動三(四)輪車	59	15.8%
3. 自転車	51	13.6%
4. 原付自転車やバイク	14	3.7%
5. バス	14	3.7%
6. タクシー	9	2.4%
未記入、無効回答	62	16.6%

【宇治の文化的景観について】

【問14】「文化的景観」制度が、「人々の生業や生活から生み出された景観」を未来に残していこうとする枠組みであることを知っていましたか？	回答数	回答率
1. 知っていた	162	43.3%
2. 全く知らなかった	90	24.1%
3. 聞いたことはあった	116	31.0%
未記入、無効回答	6	1.6%

【問15】中宇治や白川が「文化的景観」に認定されていることを知っていましたか？	回答数	回答率
1. 知っていた	178	47.6%
2. 全く知らなかった	94	25.1%
3. 聞いたことはあった	96	25.7%
未記入、無効回答	6	1.6%

【問16】以下に挙げられる項目が、「宇治の文化的景観」の一部(構成要素)であることを知っていましたか。	知っていた	回答率
宇治川	217	58.0%
仏徳山	89	23.8%
平等院及び境内	241	64.4%
宇治地区の街区	134	35.8%
茶畑	148	39.6%
通園茶屋	153	40.9%
旧丸五百貨店の建物	75	20.1%
上林家住宅	155	41.4%
花やしき浮舟園木造建物	97	25.9%
宇治橋通商店街	95	25.4%

【問17】「文化的景観」の景観重要構成要素に認定されると、修理や改修の際に支援が得られることを知っていましたか。	回答数	回答率
1. 知っていた	144	38.5%
2. 全く知らなかった	127	34.0%
3. 聞いたことはあった	94	25.1%
未記入、無効回答	9	2.4%

【問18】「文化的景観」は、文化庁や行政の主導(トップダウン)ではなく、将来の世代に美しい自然景観と町並みを継承するために、地域住民の力で継承し、つくりあげられていくものである(ボトムアップ)ことを知っていましたか？	回答数	回答率
1. 知っていた	86	23.0%
2. 全く知らなかった	168	44.9%
3. 聞いたことはあった	105	28.1%
未記入、無効回答	15	4.0%

【問19】「文化的景観」に関する質問や感想などがございましたら、ご記入ください。(省略)

【宇治市による「景観形成助成制度」について】

【問20】増改築・新築する建物に対して美しい景観やまちなみの保全に寄与する工事を施した場合、補助金を受け取ることができる制度(宇治市景観形成助成制度)をご存じですか。	回答数	回答率
1. 知っていた	75	20.1%
2. 全く知らなかった	239	63.9%
3. 聞いたことはあった	55	14.7%
未記入、無効回答	5	1.3%

【問21】宇治市景観形成助成制度がつけられた平成20年以降、家の増改築・新築をおこなっていましたか。	回答数	回答率
1. はい →【問22へ】	45	12.0%
2. いいえ →【問24へ】	310	82.9%
未記入、無効回答	19	5.1%

【問22】そのときに宇治市景観形成助成制度の補助金制度を利用されましたか。	回答数	回答率
1. 利用した →【問24へ】	6	1.6%
2. 利用しなかった →【問23へ】	39	10.4%
総計	45	12.0%

【問 23】なぜ宇治市景観形成助成制度の補助金制度を利用されなかったのですか。（あてはまるものすべてに○）	回答数	回答率	その他回答
1. 知らなかった	33	80.5%	●マンションだから ●自分の家でない ●拒否された ●連絡したときは遅いと言われた
2. わずかだったので必要なかった	1	2.4%	
3. 手続きが面倒だったので利用しなかった	2	4.9%	
4. 補助金対象になっていない方法で増改築・新築をしたかったから	5	12.2%	
総計	41	100.0%	

【問 24】今後建て替え等の機会があればこの補助金制度を利用したいと思われますか。	回答数	回答率
1. 利用したい	149	39.8%
2. あまり利用したくない	18	4.8%
3. 利用しない	28	7.5%
4. 分からない	148	39.6%
未記入、無効回答	31	8.3%

【問 25】今後の建物の修理・建て替えのご予定をお聞かせください。（あてはまるものに○）	(1)修理の予定		(2)建て替えの予定	
	回答数	回答率	回答数	回答率
1. 1年以内に修理の予定	7	1.9%	2	0.5%
2. 2年～5年以内に修理の予定	34	9.1%	8	2.1%
3. 当分、修理の予定はない	306	81.8%	321	85.8%
未記入、無効回答	27	7.2%	43	11.5%

【歴史的な建物（築50年程度経過している建物）について】

（現在、歴史的な建物住んでいる方／問26～問31、それ以外の方／問32～問35）

【問 26】ご自分の住む歴史的な建物について、どのような点に住み良いまたは気に入っているとお考えですか。（あてはまるもの全てに○）	回答数	回答率	その他回答	
建物について	1. 障子や襖を開け放つと広々としている	50	48.5%	●住居地の成り立ちを調べることが可能で楽しい。 ●何度も改装されているよう。 ●改築しているので、純日本風といえないかも。 ●特別風致地区のため景観が良い。
	2. 木の柱や家具、白壁、土壁などの手触りや味わい	38	36.9%	
	3. 土間や中庭をもつ奥行きが深さ	26	25.2%	
	4. 便所が居室から離れていること	8	7.8%	
	5. 自分の家の表構え（外観のデザイン）	19	18.4%	
	6. 決まった職人さんがいて、修理の時に面倒がない	11	10.7%	

住まい方について	7. 中庭の植栽に季節を感じる	30	29.1%	●年に3回程、20人～30人遊びに来て、食事、懇談をしている。 ●仏間として使っている。 ●1階は風が通るが、特に2階は西向きからの西陽で夏は暑い。
	8. 風がよく通る等の夏の住みやすさ	45	43.7%	
	9. 客間があるので、人をもてなしやすい	18	17.5%	
	10. 季節ごとに部屋の模様替えをして住み方を工夫できる	10	9.7%	
	11. 歴史的な建物に住むことに文化を継承する誇りを感じる	16	15.5%	
	12. 歴史的な建物が自分の生活スタイルに合っている	15	14.6%	
13. 住みよい点、気に入っている点は特にない	14	13.6%		

【問 27】歴史的な建物に住む上で、不便な点や困る点はありませんか。（あてはまるもの全てに○）	回答数	回答率	その他回答	
建物について	1. 台所や洗面、風呂、トイレなど水まわりの設備	22	40.0%	●近隣関係で日当り風通し遮断されて困っている。 ●高さが低い、頭がいりに当たることがある ●住み心地が良すぎる！！ ●阪神大地震で建物がゆがんで、戸に隙間がある。次の大きな地震ではつぶれてしまいそうで不安。 ●浄化槽から下水道への切り替をしたいが、建物の構造上やりにくい。
	2. 車庫がない、または足りない	16	29.1%	
	3. 建具がアルミサッシュではないといった理由で外の騒音が防げない	14	25.5%	
	4. 火災が起こった時のことを考えると不安である	39	70.9%	
	5. 瓦などの家屋の修繕や修理などに費用がかかりすぎる	44	80.0%	
	6. 修理のための材料や職人さんを探すのに苦労する	9	16.4%	
	7. 間取りや部屋の使い勝手	17	30.9%	
	8. 便所が居間から離れている	5	9.1%	
	9. 冷暖房などの設備の効率が悪い	41	74.5%	
	10. 襖や障子で仕切られる部屋ではプライバシーが守られない	10	18.2%	
住まい方について	11. 湿気・暑さ・寒さ・薄暗さなどの点で住みづらい	4	7.3%	
	12. 掃除が大変である	4	7.3%	
	13. 他人に貸すなど資産経営ができない	1	1.8%	
	14. 借家なので家の増改築や改装ができない	23	41.8%	
	15. 住まいとして大きさが適当でない	9	16.4%	
	16. 古くさいので、人を招きづらい	15	27.3%	
	17. 戸締まりに不安がある	29	52.7%	
	18. 特に問題はない	15	27.3%	

【問 28】現在お住まいの歴史的な建物を改装するならどのよう にしたいですか。(あてはまるもの全てに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 住居部分の間取りや内装を改善したい	25	45.5%	●屋根瓦のふき替え、土蔵の自 壁の修理 ●外装のぬり替、補修 ●建替える考えで建築確認を受 けたが、隣が越境している ●借家のため改装できず。
2. 店舗・作業場の間取りや内装を改善したい	9	16.4%	
3. 土間を部屋につくり替えたい	1	1.8%	
4. 一階部分(土間や座敷など)を改装して車庫をつくりたい	2	3.6%	
5. 建具をアルミサッシュに取り替えたい	7	12.7%	
6. 風呂、便所、台所などの水まわりを新しいものにした	29	52.7%	
7. 看板や日よけ、ひさしなどをつくり直して歴史的な建物の様式に 戻したい	8	14.5%	
8. 建物正面の壁や建具を歴史的な建物の様式につくり替えたい	9	16.4%	
9. その他の改装の考えがある	5	9.1%	
10. すでに改装は終わったので今のところ改善する必要はない	16	29.1%	
11. これまでのままで十分なので今のところ改装が必要な部分はない	22	40.0%	

【問 29】現在お住まいの歴史的な建物の建て替えに関して、ど のようにお考えですか。(1つだけに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 建て替えをせずに、今のまま修理しつつ維持していきたい	40	72.7%	●いずれ引っ越す ●解体する ●改築後間もないので、特に考 えてない。 ●老後の住まいとして、平屋のこ じんまりとした家に建て替えた い。
2. 建て替えはしないが、外観を修理しつつ内部は現代風につくり 替えたい	10	18.2%	
3. 建て替えはしないが、内部を修理しつつ外観は歴史的な建物 (築後 50 年程度経過している建物)に似せたデザインにつくり替え たい	5	9.1%	
4. 建て替えや修理はせずに、このまま住めなくなるまで使用してい きたい	12	21.8%	
5. 歴史的な建物に似せたデザインにこだわらず建て替えたい	6	10.9%	
6. できるだけ外観が歴史的な建物に似ている新たな家屋に建て替 えたい	3	5.5%	
未記入、無効回答	0	0.0%	

【問 30】現在お住まいの家屋を住み継ぐ後継者についてお聞か せ下さい。(1つだけに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 決まっていますで一緒に住んでいる	28	50.9%	●後継の対象者はいるが、後継 してくれるが未定 ●後継者の思う通りにしたら良 い ●子供が市外に住んでおり、どう するか分からない ●買家なので、分からない
2. 決まっています市内にいたるがまだ一緒に住んでいない	8	14.5%	
3. 決まっています市外にありU ターンする予定	4	7.3%	
4. 候補が町内に住んでいるが未定	4	7.3%	
5. 候補が町外にいたるが未定	4	7.3%	
6. 欲しいがない	0	0.0%	
7. 当面、必要ない	7	12.7%	
8. 考えたことがない	13	23.6%	
9. 自分の代で、この家屋は終わりにする	13	23.6%	
10. その他	4	7.3%	

【問 31】歴史的な建物を維持していく上で、行政にどのような 施策を望みますか。(あてはまるもの全てに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 固定資産税などの税制面での優遇	52	94.5%	●空き家を流通させるための整 修費の助成。 ●法的規制が強すぎる反面助成 が少ない。 ●助成はありがたいが、利用し やすいように柔軟な対応とスピー ディーな対応ができるようにして 欲しい。 ●歴史的な建物でないで、特 に意見はない。 ●借家なので、早く自分の家にし たい。
2. 家屋の修理・修繕に対する補助金の助成	54	98.2%	
3. 庭木などの剪定に対する補助金の助成	20	36.4%	
4. 家屋の修理や改築ができる伝統技術をもつ大工や職人の育成・ 確保	11	20.0%	
5. 家屋の簡単な修理・修繕を気軽に頼める大工や職人の育成・確 保	10	18.2%	
6. 家屋の修理・修繕を行う際の建築材料の確保	12	21.8%	
7. 行政による歴史的な建物の空き屋の買い上げ	7	12.7%	
8. 空き屋の賃貸の仲介	6	10.9%	
9. 家屋の修理・修繕方法に対する行政からのアドバイス	15	27.3%	
10. 行政は介入せず、これまで通り住民それぞれの意志に任せ た方がよい	7	12.7%	
11. 行政に望むことは特にな	9	16.4%	
12. その他の施策	2	3.6%	

【問 32】これまでに歴史的な建物に住んだ経験がありますか。	回答数	回答率
1. ある	65	24.0%
2. ない	179	66.1%
3. 住んでいた家が歴史的な建物かどうか分からない	27	10.0%

【問 33】現在の住居にどのようにして移られましたか。	回答数	回答率
1. 以前住んでいた歴史的な建物を建て替えて、同じ敷地に住んでいる	36	54.5%
2. 以前住んでいた歴史的な建物から引っ越してきた	30	45.5%

【問 34】今後、歴史的な建物に住むことについてどのようにお考えですか。	回答数	回答率	その他回答
1. ぜひ歴史的な建物に住みたい	6	2.2%	●維持が困難なくらい費用が掛かる。 ●中が生活しやすい現在風であれば外観は歴史的な構でもよい。
2. 機会があれば住んでみたい	37	13.7%	
3. 住もうとは思わないが、大事なものという思いまたは愛着がある	138	50.9%	
4. 住みたいとは思わないし、愛着や特別な思いはない	41	15.1%	
5. その他	2	0.7%	
未記入、無効回答	47	17.3%	

【問 35】もし、現在お住まいの家を建て替えるとしたら、表構え(外観のデザイン)はどのようにされたいとお考えですか。(1つだけに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 歴史的な建物に似せたデザインの表構えにしたい	99	36.5%	●1と2の融合 ●その時にならなければ分らない ●純和風 ●金銭的な問題も有り、ケースバイケース ●表も内もゆとりある家にしたい
2. 現代的なデザインの表構えにしたい	44	16.2%	
3. デザインに関してあまり関心がない	60	22.1%	
4. その他	26	9.6%	
未記入、無効回答	42	15.5%	

【地域活動について】

【問 36】宇治で行われている祭りやイベントにどの程度参加されていますか。	回答数								
	星まつり	茶摘み	神幸祭	宇治神社	県まつり	大幣神事	還幸祭	宇治神社	地藏盆
1. 行事を主催する側で、参加している	15	10	24	13	18	1	51	1	
2. 当番や手伝い程度に参加している	65	8	91	22	51	21	99	1	
3. 企画参加や出店して参加している	1	0	2	22	1	77	0	0	
4. ほぼ毎年出掛けている	50	11	26	153	44	1	83	0	
5. 年によって出掛けている	58	30	61	60	71	31	42	7	
6. 参加したことがない	113	237	99	39	114	73	38	288	
未記入、無効回答	72	78	71	65	75	170	61	77	

【問 37】日ごろの生活の中で意識しておこなっていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 道ばたでのあいさつや近所への声掛けをよくする	283	75.7%	●マンション内の挨拶や声掛け。 ●以前は色々なことに参加していたが、膝を悪くしてから、家にいる事が多い。 ●商店街活性化 ●町内のゴミ整理 ●庭木を大切にし、季節の花を楽しむ ●道路のゴミ拾いなどはしている
2. 宇治で開催される祭りやイベントにはできるだけ参加する	132	35.3%	
3. 地域の集会等があれば出掛けていく	129	34.5%	
4. 意識的に宇治の商店をよく利用する	190	50.8%	
5. 街路に面する庭木の剪定(せんてい)をしたり、花を植えている	108	28.9%	
6. 海岸や川べり、公園等のゴミ拾いや掃除をする	46	12.3%	
7. 日頃からおこなっていることは特にない	53	14.2%	
8. その他	7	1.9%	

【問 38】現在の宇治で「宇治らしさ」が感じられて良いもの、または昔の「宇治らしさ」を偲ぶことのできるようなものは以下の項目にありますか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答	
建物や町並みに関すること	1. 世界遺産に登録されている平等院鳳凰堂や宇治上神社	336	89.8%	●もうないが商店街にあった辻利本店 ●宇治十帖古跡、宇治川先陣争いの碑 ●古墳、遺跡(古跡) ●瓦屋根の美しい家 ●七名園や七名水の石碑、宇治十帖の石碑 ●宇治拾遺物語、源隆国の屋敷跡 ●空店舗がある。 ●雑然としている。文化的景観にふさわしい街とするには相当な努力とデザインが必要。 ●白壁の家が自然にとけ込んで建っているのが良い。 ●景観を壊す建物の建築基準をもっと厳しくしてほしい。 ●古い建物を思い出す目印がなくなってきている。 ●社寺仏閣がいつも美しく清掃されている。 ●建物や景観だけでなく、茶生産や飲む作法等、文化面、歴史の中で宇治の位置を簡単に知ることが出来るようにしてほしい。 ●県通りなどダンブ車通行止にしてほしい。
	2. まちじゅうに点在する神社やお寺	149	39.8%	
	3. 中宇治地区の三角形の街区	82	21.9%	
	4. 歴史的な建物(築後 50 年程度経過している建物)が点在する宇治橋通商店街	159	42.5%	
	5. 平等院表参道商店街	223	59.6%	
	6. 太閤堤	70	18.7%	
	7. 宇治橋	297	79.4%	
	8. 中の島	263	70.3%	
	9. 中宇治に残る茶畑	143	38.2%	
	10. 宇治川沿いの茶畑	143	38.2%	
	11. 白川地区の茶畑	122	32.6%	
	12. 上林家住宅や通園茶屋などの古い建物	232	62.0%	
	13. 旧丸五百貨店などの西洋風の建物	81	21.7%	
	14. 山本家住宅や福文茶店などの製茶場	75	20.1%	
	15. 道が起伏に富んでいる様子	17	4.5%	
	16. その他	5	1.3%	

自然に関すること	17. 宇治橋からの宇治川の眺め	356	95.2%	●カワセミなど珍しい野鳥が生息 ●ほうじ茶の香り ●塔ノ島の桜の木が少なすぎる。 ●折居台、琵琶台、黄檗方面等に残る山並み、樹林。 ●中の島、宇治川の自然破壊が進んでいる。 ●時間ができたら、大吉山や宇治川べりをゆっくり歩きたい。県まつりや花火もゆっくり歩きたい。●昔は、夏には鮎、冬にはハエ釣りの人がたくさんいた。塔ノ島の形を変えてから数が減って残念。それも宇治川の風物詩だった。 ●整理整頓された景色はきれいでない。
	18. 仏徳山・朝日山などの豊かな山並み	223	59.6%	
	19. 秋の紅葉	286	76.5%	
	20. 宇治川の桜並木	281	75.1%	
	21. 茶畑の緑	185	49.5%	
	22. 本ず(よしず)が広がる茶畑の景観	152	40.6%	
	23. 新茶の香り	167	44.7%	
24. 茶摘みのトラック	29	7.8%		
25. その他	4	1.1%		
お祭りや風習、文学などに関すること	26. 茶摘み	206	55.1%	●4月の桜祭り ●花火大会 ●宇治川の鶉飼 ●陶器市、宇治田楽 ●灯り絵巻 ●万葉集、平家物語 ●萬福寺の茶まつり ●観月茶会 ●茶香服、茶壺の口切式、県神社献茶祭 ●対鳳庵 ●お地藏さんが多い ●宇治にしかない工芸品なども大切にしていける必要がある。 ●宇治神社還幸祭の神輿かつぎは、各町内、人手がなく大変。 ●県祭りをもう少し近代化する、露店の出店を止める。 ●行事の案内が無い。 ●宇治神社の御旅所に年間通して梵天や御獅子神輿等を祀れば、お客さんが多く来る。又、近所の人、観光客が寄り添う所に必要がある。
	27. 宇治神社の神幸祭	179	47.9%	
	28. あがたまつり	292	78.1%	
	29. 大幣神事	181	48.4%	
	30. 宇治神社 還幸祭	172	46.0%	
	31. 地藏盆	195	52.1%	
	32. 百味の御食	23	6.1%	
	33. 源氏物語	182	48.7%	
34. その他	11	2.9%		
35. 特に思いあたるようなものはない	0	0.0%		

【問 39】現在の宇治で、「宇治らしさ」を失わせる原因になると思う変化はありますか。(あてはまるものすべてに○)		回答数	回答率	その他回答
建物や町並みに関すること	1. 歴史的な建物(築後50年程度経過している建物)が少なくなった	159	42.5%	●コンビニ等が増え、ネオンが多い。 ●大きなマンションが平等院から見えるのはいかかのものか。 ●建物がバラバラで、街としてのイメージが全く無い。 ●マンションが建ちすぎ。 ●公的な建物のデザインが貧困で、景観の手本となっていない。 ●町並みがゴチャゴチャして店の看板が多すぎるし、道路にはみだしている。 ●古い建物で改修されていないものが見苦しい ●借家の場合、地主の見識がしっかりしていないと、建物を良い方向に維持するのが難しい。 ●道路に置かれるモニュメントにまとまりがない。 ●JR、京阪の両駅とも以前の方が良かった。 ●この数年間、観光客で外人の方が増えた。 ●のら猫の徘徊 ●不法駐車が多い。
	2. 空き地やポケットパーク(駐車場)が増えた	261	69.8%	
	3. 歴史的な建物の外壁が板壁や土壁以外の新素材に替えられた	62	16.6%	
	4. 歴史的な建物の正面を看板等で覆ってしまった家屋が増えた	44	11.8%	
	5. 空き家が増えた	127	34.0%	
	6. 高い建物が増えた	219	58.6%	
	7. その他	15	4.0%	
自然や生活に関すること	8. 茶畑が少なくなった	187	50.0%	●ダンプカーなど大型車両が市街地を走りぬける。 ●宇治川桜並木の伐採。 ●虫と魚が減り、釣り人も減った。 ●公的駐車場の無さ。 ●商店街を走る車のスピード危険 ●宇治橋近辺にポリボックスがなくなった。車が増えたことで事故発生時に間に合わない。 ●宇治を一丸となって盛り上げようとする気風がない。 ●河川整備による自然の消滅
	9. 本ず(よしず)の茶園が少なくなった	133	35.6%	
	10. 茶農家の数が減った	103	27.5%	
	11. 河川が整備された	172	46.0%	
	12. 車が増えた	179	47.9%	
	13. その他	9	2.4%	
14. 特に思いあたるようなものはない	0	0.0%		

【問 40】宇治に住んで日ごろから魅力的だと思っていることは次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. まちの規模(大きすぎず、小さすぎない)	121	32.4%	●お茶の町である事が忘れられて来ている。 ●宇治は住む所 京都、大阪、奈良は行く所 ●街がゆったりしていてコンクリートの無機的な建物が少なく、保育園も多い、子育てしやすい。 ●氣候が穏やか ●源氏物語や太閤堤等歴史遺産が豊富。植物園、太陽ヶ丘も魅力的。 ●山と川と町がすぐ近くてよい。 ●私鉄、JRどちらも駅に近くて、交通の便が良い。 ●緑茶が美味しい。 ●塔の島が整備された。 ●修学旅行の中学生高校生が多い。
2. 京都に近く、便利なこと	244	65.2%	
3. 静かな生活環境	184	49.2%	
4. 宇治橋通商店街で、日常生活に必要なものが全てまかなえること	92	24.6%	
5. 地域コミュニティの連帯感があること	43	11.5%	
6. 川沿いなど、気持ちよく散歩できる道やゆっくりくつろげる場所があること	279	74.6%	
7. 世界遺産があること	256	68.4%	
8. 趣のある建物が多く残される町並み	39	10.4%	
9. 四季折々の自然が美しいこと	288	77.0%	
10. 新茶の時期の香り	131	35.0%	
11. お茶のまちであること	183	48.9%	
12. その他	12	3.2%	

【問 41】宇治に住んで日ごろから問題と思っていることは次のうちどれですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率
1. 小さな子どもを気軽に連れて行ける公園が少ない	134	35.8%
2. 小中学生がボール遊び等の活動的な遊びができる公園が少ない	175	46.8%
3. 気持ちよく散歩できる道やゆっくりくつろげる場所が少ない	45	12.0%
4. 町の中に緑が少ない	80	21.4%
5. 話し合いや習い事のために住民が集まる場所が不足している	50	13.4%
6. 町の中に車を停めるところがなく不便である	105	28.1%
7. 自分の家に来た客が車を停めるところがなく不便である	94	25.1%
8. 交通量が多く、危険で歩きにくい道がある	160	42.8%
9. 道が狭く車を運転しにくい	98	26.2%
10. 照明がない、あるいは暗いため歩きにくい道がある	102	27.3%
11. ひとけが少なく防犯上の不安がある道がある	111	29.7%
12. 買い物をする場所がなく不便である	42	11.2%
13. 観光客用の駐車場・トイレ・休憩所等の施設がない	98	26.2%
14. 木造家屋が密集しているので、火事の時に延焼するのではないかと不安である。	83	22.2%
15. 建物が老朽化している	78	20.9%
16. その他	0	0.0%

【宇治橋通商店街について】

【問 42】宇治橋通商店街の利用頻度についてお聞かせ下さい。(あてはまるものひとつに○)	回答数	回答率
1. ほぼ毎日利用している	155	41.4%
2. 週に2~3回利用している	126	33.7%
3. 週に1回程度利用している	39	10.4%
4. 月に1~2回程度利用している/週末のみ利用している	25	6.7%
5. ほとんど利用しない	15	4.0%
未記入、無効回答	14	3.7%

【問 43】宇治橋通商店街の利用の仕方についてお聞かせ下さい。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率
1. 食料品や雑貨など、日々の買い物はほぼ全てすませている	192	37.6%
2. かかりつけの医者がある	179	35.0%
3. 洋服など身につけるものを購入している	9	1.8%
4. 友人と食事(お茶)をする際に利用している	89	17.4%
5. 平日も買い物に利用したいが、帰宅時にスーパー以外は閉まっていることが多いため利用できない	42	8.2%

【問 44】宇治橋通商店街への交通手段として何を利用していますか？	回答数	回答率	その他回答
1. 車	51	11.3%	●中型バイク ●JR ●京阪電車
2. 原付バイク	21	4.7%	
3. 自転車	94	20.8%	
4. 徒歩	284	63.0%	
5. バス	1	0.2%	

【観光について】

【問 45】宇治に観光客が来ることについてどのようにお考えですか。(1つだけに○)	回答数	回答率
1. 歓迎する	303	81.0%
2. 歓迎はしないが良いことだと思う	45	12.0%
3. 良いことだと思わない	3	0.8%
4. どちらともいえない	13	3.5%
未記入、無効回答	10	2.7%

【問 46】宇治の観光についてどのようなところがいいとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 神社や寺院等の歴史的な建物が評価される	325	86.9%	●あがた通りは世界遺産があるため評価されない ●お祭、花火大会など友人を招待する切っ掛けになる。 ●お茶を使った甘味処 ●各茶舗で異なる茶の味を楽しめる ●古典文学や詩歌の舞台 ●受け入れる施設の充実(お店の数、種類、営業時間等)
2. お茶屋さんのある商店街の町並みが評価される	192	51.3%	
3. 茶畑の景観が評価される	76	20.3%	
4. 宇治の文化や祭りを多くの人に知ってもらえる	144	38.5%	
5. 宇治茶について多くの人に知ってもらえる	154	41.2%	
6. まちづくりの活性化につながる	158	42.2%	
7. 観光客と交流ができる	47	12.6%	
8. 経済的にうろう	184	49.2%	

【問 47】宇治の観光についてどのような点が問題だとお考えですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率
1. 騒がしく生活が落ち着かない	14	3.7%
2. 子どもの教育環境としてよくない	3	0.8%
3. プライバシーを侵害される	5	1.3%
4. 特定の店に観光客が集中する観光形態である	135	36.1%
5. マナーの悪い観光客がゴミを残していく	127	34.0%
6. 行政が観光についてのリーダーシップをとれていない	123	32.9%
7. 魅力的な観光スポットがいろいろとあるのに、あまり観光客に知られていない	83	22.2%
8. 夕方以降の時間を過ごす場所がない	196	52.4%
9. 宿泊施設が少ない	125	33.4%

【問 48】観光客等の訪問客にあまり知られていない場所で自慢したい場所・お勧めしたい場所がありますか。またそれはなぜですか。(省略)

【問 49】宇治市の観光の発展のために何か取り組んでいますか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 観光客で困っている人がいれば声をかけるようにしている	167	66.3%	●迷って主要駅まで行けない人によく道を聞かれる ●職業を通じ還元している ●道路標識と場所が分かりにくい ●観光客や市民に宇治茶、茶道を知ってもらうよう努力している。
2. マナーが悪い観光客がいれば注意する	1	0.4%	
3. 観光に関わる組合(商工会等)に入って観光の発展に取り組んでいる	45	17.9%	
4. 観光客に見てもらえるよう町並みの保全に協力し、家のデザインに配慮する	33	13.1%	
5. その他	6	2.4%	

【将来について】

【問 50】これからも宇治に住み続けていきたいとお考えですか。	回答数	回答率
1. はい	324	86.6%
2. どちらでもない	31	8.3%
3. いいえ	5	1.3%
未記入、無効回答	14	3.7%

【問 51】問 50 で「はい」と答えた方にお聞きします。その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 職場が宇治にある	96	25.7%	●JR、京阪、近鉄が通ってる。地方で、これだけ便が良いところも珍しい。 ●宇治に家を建てたから ●宇治に住み子供を育て、子供にとって故郷になっている ●宇治川周辺の自然環境に恵まれていて、体調管理に適している ●宇治茶が好き ●駅、公共設備(市役所、学校等々)が近くにある。 ●市の規模が大きすぎず、小さすぎず。生活に便利。 ●京都、奈良、大阪に近くて便利 ●近所の方が大変親切だから
2. 子どもの教育上、宇治の方がいい	34	9.1%	
3. 先祖代々宇治に住んでいる	178	47.6%	
4. 親兄弟や親戚が近くにいる	96	25.7%	
5. 友人知人が宇治にいる	112	29.9%	
6. 歴史的な文化を感じながら暮らしたい	141	37.7%	
7. 自然に囲まれた町で暮らしたい	163	43.6%	
8. その他	0	0.0%	

【問 52】問 50 で「いいえ」と答えた方にお聞きします。その理由を教えてください。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率	その他回答
1. 職場が宇治以外にある	1	9.1%	●宇治以外のところに自宅がある(転勤で今は宇治にいる) ●年を取ったので、どこにもいけない
2. 子どもの教育上、宇治以外の方がいい	1	9.1%	
3. 宇治以外の方が交通の便がいい	1	9.1%	
4. 宇治以外の方が都会と近く便利	2	18.2%	
5. 親兄弟や親戚が宇治以外にいる	2	18.2%	
6. 友人知人が宇治以外にいる	1	9.1%	
7. その他	3	27.3%	

【問 53】このアンケートの結果をどのような形で報告してほしいですか。(あてはまるものすべてに○)	回答数	回答率
1. 広報で報告してほしい	228	57.7%
2. 報告書を各家庭に配ってほしい	102	25.8%
3. 報告書を町役場等の公の施設に置いてほしい	24	6.1%
4. 報告はなくてもよい	41	10.4%

重要文化的景観「宇治の文化的景観」整備計画 I

発行日：平成 28 年 3 月 31 日

発行者：宇 治 市

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

編 集：宇治市 都市整備部 歴史まちづくり推進課

〒611-8501 京都府宇治市宇治琵琶 33 番地

印 刷：ヤマシロプリンティング

〒611-0014 京都府宇治市明星町 2 丁目 6-97